

2 0 1 7 年度

名寄市立大学点検・評価報告書

名 寄 市 立 大 学

目 次

序 章	1
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	1 1
第 3 章 教育研究組織	2 2
第 4 章 教育課程・学習成果	2 8
第 5 章 学生の受け入れ	4 8
第 6 章 教員・教員組織	6 1
第 7 章 学生支援	7 3
第 8 章 教育研究等環境	8 2
第 9 章 社会連携・社会貢献	9 7
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	10 4
第 2 節 財務	11 0
終 章	11 1

序章

評価後の改善への取り組み概要

名寄市立大学学長 佐古和廣

名寄市立大学保健福祉学部は、2011 年度の大学基準協会の認証評価を受け、2012 年 3 月に「大学基準に適合していると認定する」との評価を得た。しかし、11 項目の努力課題も同時に与えられた。

このことを受け、直ちに学長を中心とする部局長会議において、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の作成及び学生の受け入れ方針の公表に具体的に取り組んだ。また、合わせて、大学の理念、目的、教育の目標、教育の組織・内容・方法についての見直しを行い、2012 年 7 月の教授会でこれらの内容について議決し、その後速やかに大学ホームページにも掲載した。

前回の認証評価受審後、2016 年には短期大学部児童学科を 4 年制の「社会保育学科」へ改組する学部再編を行った。また 2016 年には、地域貢献に資する教育・研究活動の充実を図るために、従来あった「道北地域研究所」と「地域交流センター」の組織統合を図り「コミュニティケア教育研究センター」を設置した。このように、理念・目的達成のため弛まず組織見直しを図ってきた。

本学では、管理職者をメンバーとする部局長会議を毎週開催し、大学運営についての検討及び教授会に提案する議案の整理等を行っている。また、教員の教育及び研究力量の向上を図るために、FD 委員会が学生による授業評価アンケート調査や FD 研修等を行ってきた。しかし、大学運営や教育改革の効果を検証するために情報収集し、可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育、研究、学生支援、大学運営等に活用するための IR 機能を担うものではなかった。このような反省から、2014 年 4 月に副学長を委員長とする FD・IR 委員会を立ち上げ、2016 年には学長を委員長とし組織強化を図った。また 2016 年度には名寄市立大学の中長期目標を定めた「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」を策定し、そのなかに IR 推進室の設置を謳った。

本学における内部質保証は FD・IR 委員会が主に担っていたが、FD・IR 委員会の業務は、①学生授業評価アンケートの実施及び授業の内容・方法の改善に関する調査研究、②新任教員の研修、③教員の研究活動の推進、④教員の国内外研修及び学位取得の促進、⑤FD・IR 活動推進のための調査研究、⑥大学教育に係る学内研修会及び講演会の開催、⑦学生生活満足度調査であり、大学の管理運営を含めた内部質保証という点では不十分であった。そこで、2017 年度末に新たに「名寄市立大学内部質保証推進委員会」を設置した。「名寄市立大学内部質保証推進委員会」は傘下に課題に応じた部会をおける体制とし、現在は「教育充実部会」、「学生支援部会」、「研究促進部会」、「社会連携部会」の 4 部会を置いている。それぞれの部会で、年間事業計画、自己点検評価を行い、それを基に、全体的な自己点検評価を行う仕組みとした。また、外部評価として、大学基準協会の認証評価に加え、従来あった「参学会」の充実を図り、毎年行われる自己点検評価を基に外部評価を受けることとした。

本学も 2006 年の開学から 13 年目を迎えた。2011 年に受審した大学基準協会の認証評価の結果を基に、この 7 年間大学の教育・研究の充実、教育・研究の環境整備、学生受け入れ・支援、管理運営・財務の改善に努めてきた。

認証評価は教育の質を担保するためのもので、本来、大学が自主的に自己点検・評価を行い、公表し、第三者評価を受けるべきものであるが、現実には大学の自主性に任せていてはなかなか進まなかったという歴史がある。本学も各部門で自己点検評価を行っていたが、全学的評価は不十分であった。今回、認証評価受審に向け全学的な自己点検評価を行ったことで多くの課題が見え、それを全学的に共有できたことは有意義であった。しかし、今回の自己点検評価に費やした時間と労力は膨大なものであり、これを単なる課題抽出で終わらせることなく、今後の本学の改革に結び付けることが重要である。

本章

第1章 理念・目的

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学は、大学の理念・目的、教育の目標について、以下のように定めている（資料 1-1 「名寄市立大学の理念・目的、3つのポリシー」

<https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/index.html>）。

大学の理念

名寄市立大学は、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す。

大学の目的

1. 名寄市立大学は、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成する。
2. 名寄市立大学は、地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく。

教育の目標

1. 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む
2. 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む
3. 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む
4. 幅広い理解力・判断力を養う教養や社会問題への関心を持ち続ける心を育む
5. 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む

以上の理念・目的と目標を実現するために、本学は以下のような教育の組織・内容・方法に重点を置く。

教育の組織・内容・方法

1. 教養教育と連携教育を基礎に、栄養・看護・社会福祉などの専門領域の特殊性にも配慮した体系的なカリキュラムに基づいた授業
2. 学生個々人の学習意欲を涵養する少人数教育
3. 実践力を養成するための質の高い臨地実習および現場実習
4. 地域社会の教育的活用と地域貢献
5. 教職員の FD および SD による教育の質の向上と研究の推進

名寄市立大学は、2006 年 4 月に「栄養学科」「看護学科」「社会福祉学科」の 3 学科で構成する保健福祉学部として開学した。「栄養学科」「看護学科」「社会福祉学科」の 3 学科で学部を構成することの利点を活かし、保健・医療・福祉サービスの展開に貢献する優れた能力を有する人材の育成を目指したものであった。本学は、前身である名寄女子短期大学及び市立名寄短期大学における教育実践を発展させ、北海道に立脚する大学として地域に貢献し、地域に開かれた大学にすることを目標に開学して、以下を基本理念に掲げていた（資料 1-2「名寄市立大学設置認可申請書」

<https://www.nayoro.ac.jp/guide/information/index.html>）。

①保健・医療・福祉の連携と協働

学科間の連携教育・共同学習を積極的に行い、自らの領域に係わる専門能力だけでなく、保健・医療・福祉の各領域を幅広く理解し、他職種との連携・協働に力を発揮する人材を育む。また、保健・医療・福祉に係わる複合的共同研究を学内・学外で積極的に推進し、地域の保健・医療・福祉の課題解決に寄与する。

②少人数教育の実践

学生個々の関心・志向と学習プロセスに配慮した少人数教育を基礎に、豊かな個性と人間性、他者への共感と寛容の精神、確立された自己と自主・自立の気概、的確な判断力と実行力など、高い能力を備えた「ひと」への支援サービスを実践できる人材を育む。

③地域社会の教育的活用と地域貢献

「ひと」への理解や自らが志す職能への認識と自覚を学生が速やかに深めていくよう、体験型学習やボランティア活動など、学外における学習活動を推進する。こうした地域社会を積極的に活用する教育活動と、特に過疎や高齢化が進行した地域を対象とした保健・医療・福祉に係わる地域課題の解決に向けた研究活動、また、地域で実践に携わる人材の卒業後教育活動などを通して地域に貢献する。

この開学時の基本理念は、当時の「地球上にいるかけがえのない存在である『ひと』への対人援助サービス、すなわち『ケア』の展開に貢献することに優れた能力を有する人材を育成する」という本学の目的に立脚したものであり、現在でも本学の教育の 3 つの方針としてその精神は受け継がれている。

（資料 1-3「名寄市立大学ホームページ 学部・学科のご案内」

https://www.nayoro.ac.jp/faculty/hw_faculty/index.html）

また、一方で、児童学科として存続されてきた名寄市立大学短期大学の今後のあり方について、18 歳人口の減少や短期大学の入学者減などの社会環境的要因から再考していくことが議論されるに至った。その要因だけではなく、さらに重要な社会環境的要因として、

保育や幼児教育に迫られてきた貧困、家族の孤立、養育環境の悪化などの社会的な課題や、病児・障害児への対応等の要請に応える、高度な人材養成及び供給の使命などを果たす大学教育への期待も大きなものであった。

本学は、短期大学部児童学科を保健福祉学部の学科として発展的に再編していく必要にも迫られていた（資料 1-4「名寄市立大学再編構想調査特別委員会議事要旨」）ため、2014 年度に、短期大学部児童学科を 4 年制化することと、更なる施設整備を踏まえた「名寄市立大学学部再編強化構想」（資料 1-5）を取りまとめた。

「子ども」を取り巻く社会の変化や家族のあり方、「子ども」の生活や発達に関連する諸科学の進展などを、専門職養成に反映させていく社会的要請をも考慮して、「社会保育学科」を保健福祉学部を設置することとした。このことにより、本学は、「社会保育学科」の保健福祉学部との整合性や大学の理念・目的との必然性について再整理することが必要になった。

その際に、これまでの基本理念としてあった「保健・医療・福祉の連携と協働」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用と地域貢献」という建学の精神を継承しつつ、新たな視点として「教養教育や連携教育を視野に入れた体系的カリキュラム」「実践力を養成する質の高い実習」の重要性を教職員が共有し、それらを活かした大学の理念・目的・目標として再構築することができた。それにより、「社会保育学科」と保健福祉学部との整合性や大学の理念・目的との必然性についての認識を共有することができた。

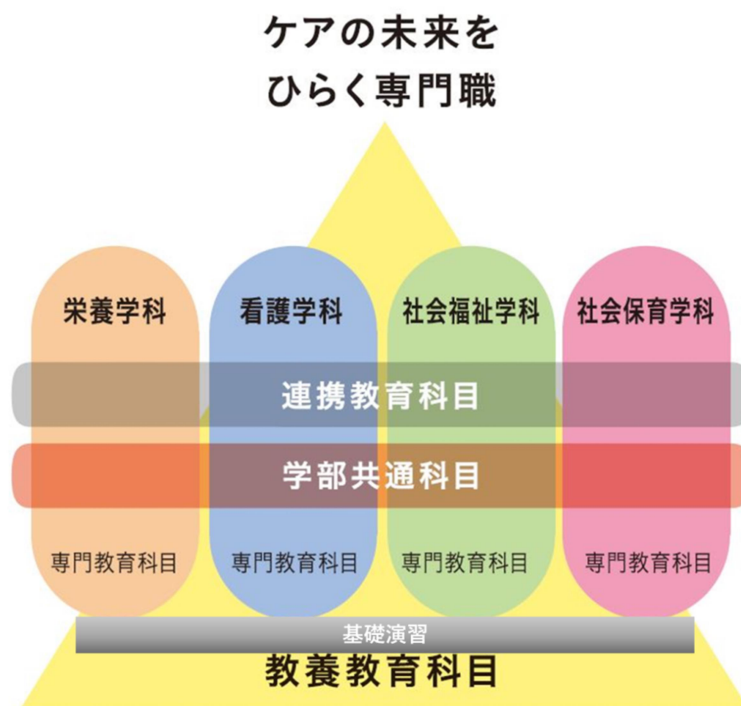
本学保健福祉学部は、4 学科により、4 つの学士課程を含む構成となっている（学士：栄養学、看護学、社会福祉学、保育学）ため、大学の理念・目的に即して、学部の 3 ポリシーを設定すると同時に、学科毎に 3 ポリシーを策定した。先に述べたように、本学は、重点を置いてきた開学当初の基本理念である「保健・医療・福祉の連携と協働」「少人数教育の実践」「地域の教育的活用と地域貢献」を教育に反映させる独自のカリキュラムを有していた。連携科目を中心とした科目群と少人数の初年次教育を中核としたものであったが、所期の目的が十分に反映し切れていないという反省の下に、大学の理念・目的の再構築に合わせて「学部共通科目」「少人数教育」「連携科目」という構成でカリキュラムの見直しも行われてきた。社会保育学科設置準備の過程で生まれた全学的教育課程の改訂のため、2014 年度に、教授会懇談会及び教授会における教務委員会提案（資料 1-6）を行い、新教育課程を定めた。2016 年度の新カリキュラムからは、少人数教育の更なる充実のために、学科学生の少人数構成による「専門基礎演習」、学科混成少人数による「基礎演習」が必修科目として再整理され、「ひと」のケアに共通する学部共通科目として「公衆衛生学」「感染微生物学」が必修化された。連携教育については更なる発展を企図して、連携教育の展開を 1 年次からの実施とし、系統性を持たせるために、「地域との協働Ⅰ」「地域との協働Ⅱ」「保健医療福祉連携論」を必修科目とし、「地域との協働Ⅲ」を学年間交流が可能な科目として選択科目に配列した。

連携科目の展開については、地域と連携・協働したフィールドの開発など、全学をリードしたりコーディネートしたりする機能が強く求められてくることから、新たな組織の設置が学部再編強化及び、大学の理念・目的の再構築に際して同時に行われた。1982 年に地域の課題解決、産業振興を目指して設置された道北地域研究所と、2006 年に名寄市立大学開学に合わせて、本学と地域を結ぶ相談、調整、企画、支援機関となり、地域及び市民の

交流、連携に関する業務を行うために設置された名寄市立大学地域交流センターを、2016年度の学部再編に合わせて統合し、「北海道、特に名寄市を中心とした北海道北部地域における保健・医療・福祉・教育等の充実・発展及び地域並びに産業の振興に住民と連携して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ること」を目的とした、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターを立ち上げた（資料 1-7「名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター規程」）。コミュニティケア教育研究センターの設置により、まさに本学の理念や目的を、教育・研究・地域貢献の視点から、学部・学科とともに中核的に担っていく全学構造が整ったといえる。

以上述べたように、名寄市立大学は共通した大学の理念・目的に基づき、大学の発展に即しながら、学部、学科等の教育及び人材育成の包摂を志向し続けてきた。それらによって、大学設置以降、現在の理念・目的に収斂してきた必然性がある。その振り返りからも、全学を包摂した理念を導いてきたといえる。

本学のカリキュラム構造図（大学案内に一部加筆）



点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

本学の理念・目的、教育の目標、教育の組織・内容・方法は、名寄市立大学例規類集に明示されている。毎年度の大学案内（資料 1-8「2018 年度大学案内」

<https://www.nayoro.ac.jp/guide/guidebook/index.html>）及び大学ホームページ

（資料 1-9「名寄市立大学ホームページ 理念・目的・教育目標」

<http://www.nayoro.ac.jp/guide/target/index.html>）

でも公表されており、本学教職員には、定期的で開催される教授会や全学課題について不

定期に開催される教授会懇談会や FD 研修、SD 研修（本学は、小規模である特性もあり、ほぼ 8 割以上の出席率である）などで建設的な協議を重ね、議論経過は共有されている。また、各学科会議及び教養教育部の会議（以下、「学科会議等」）で周知・共有されている。

学生に対しては、入学前から入試広報委員等による高校訪問、オープンキャンパス、高大連携事業等で周知され、新入生ガイダンス、新入生オリエンテーション等の入学直後の行事で改めて周知している。

社会保育学科設置準備期においては、市議会総務文教委員会との協議や市民説明会（2 回開催）の実施等を通して、広く地域住民の理解と協力を仰ぐ機会を持ってきた。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

本学は、開学 12 年という歴史の浅い大学である。大学基準協会による第 2 期認証評価において、適合の評価を 2011 年度に取得し、施設整備や学部再編強化などの喫緊の課題に即しながらの 12 年であったといえる。2008 年度より活動している FD 委員会（2014 年度からは FD・IR 委員会）及び構成を一にする自己点検・評価委員会（資料 1-10「名寄市立大学自己点検・評価委員会規程」）と、2016 年度から 2017 年度にかけて学長により特設された部局長・学科長等合同会議において、直面している諸課題が協議検討されてきた。各養成課程の指定規則改正時の検討機会や社会保育学科設置準備期などの検討機会を、学科水準の点検機会とし、毎年、年度当初の臨時教授会で行われる各種委員会報告等との連携により全学規模で点検評価機会を持ってきた。

特に、社会保育学科設置に向けた検討を経て、学部共通科目、少人数科目、連携教育科目、4 年間にわたる英語教育の配置などの全学的カリキュラム（前頁図）改訂に至ったこと及び理念・目的の再整理を実施できたことは、本学の大きな成果としてあげられる。

「2016 年名寄市立大学自己点検評価報告書」（資料 1-11）の作成作業と並行して、今後の名寄市立大学の方向性を明示する将来構想の策定作業を、学長を議長に開始した。

この 10 年間で開学時の大学の理念・目的にどこまで近づくことができたのかを「教育・研究活動」「学生支援」「社会連携・貢献」「大学運営・財務」などの視点から検証を行い、今後 10 年間の将来ビジョンを「基本構想」「基本計画」「実施計画」として構造化し、特に「実施計画」は大よそ 3 年単位で前期・中期・後期として区分して具体的な内容や流れの可視化を図ってきた。これは、大学の理念・目的を実現していくための中・長期計画と捉えている。

このような策定作業を経て、「教育」「研究」「学生支援」「社会連携・貢献」など 8 つの項目ごとに具体的に「いつ」「何を」「誰が」「どこが」「どのようにするのか」の将来ビジョンを明示することができた。この間、数度の教授会での検討や市議会総務文教委員会での説明を経て、2017 年度に「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12 <https://www.nayoro.ac.jp/guide/futureplans/index.html>）として学内外に公表出来たことは大きな成果であった。

本学は、公立大学である特性から、設置者や市議会、地域住民の理解と協力によって、これまでの発展の礎を形成してきた。しかし、名寄市の行政計画である「名寄市総合計画」

等との連動性や施設整備計画の共有が十分であったわけではない。特に、大きな予算計画を伴う本学の施設整備計画は、名寄市の財政計画や総合計画に反映されたものであることが望まれる。大学運営の自主自律を前提としつつ、設置者や地域住民との協議により作り上げた計画を確実なものとしていく必要があったため、設置者や市議会総務文教常任委員会との協議、市民説明会などの努力を経て、図書館建設や新棟建設などの大きなプロジェクトを推進することが出来た。

2. 長所・特色

本学は、これまで一定の倍率を維持した入試実績を有している。入試広報委員による高校訪問や入試の面接試験の際に、「少人数教育の充実と連携教育の展開」「地域との関係性」が、本学の魅力として語られることが多い。このことは、本学の理念と目的が一定の成果を挙げ、浸透してきたことによるといってよいだろう(資料 1-13「学部入試状況」)。

本学では、2010 年度から 2015 年度にかけて、大学の理念・目的等の改訂やカリキュラムの改訂を行ってきた。具体的には、2011 年度の大学基準協会第 2 期認証評価を経ることで、大学設置以来から基本理念として掲げてきた「保健・医療・福祉の連携と協働」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用と地域貢献」の教育的意義を再確認することができた。一方で、2014 年度には短期大学部児童学科を保健福祉学部の学科として発展的に再編する方向が確認され、これまでの大学の理念・目的等の再検討、新設学科を含む各学科の 3 つのポリシーの策定、大学の理念・目的の再構築に合わせて「学部共通科目」「少人数教育」「連携科目」という構成でカリキュラムの見直し等の検討を行ってきた。その上で、前述したように、新たな「大学の理念」「大学の目的」「教育の目標」を構造的に示し、その実現のための 5 つの「教育の組織・内容・方法」を 2015 年度に確定し、教職員で共通理解を図ってきた。

このように、教員全員が参加する教授会や教授会懇談会において、全学的な課題の共有と浸透が図られてきたと評価できる。設置者である名寄市や名寄市議会との協議、地域住民への説明会の実施などを通して、「社会保育学科」設置に至ったことは大きな成果であった。また、開学以来の課題であった図書館建設や、教育研究の充実のために新棟の建設が完了したことも、本学発展のためには重要な基盤となる。これらは、設置者と大学が共通のビジョンを共有したことによる成果である。

今後は、本学がさらに主体的な将来を展望し、具体的な事業計画をもち、設置者協議を重ねておく必要がある。そのために検討したのが大学の将来構想で、今後 10 年間の将来ビジョンを構造化し、将来構想及び前期実施計画として策定したことは、大学の理念・目的の実現に資する中・長期計画であり、設置者とともに大学の展望を共有し、市立大学として発展していく基盤となった。

市立大学の特性を活かしながら地域と協働した諸活動が展開されていることと、その活動の成果が教育に還元されていること、教育的活用を考慮したカリキュラムの工夫がなされていることは、大学の理念・目的を十分に自覚した本学の大きな特長である。そのために、これまで地域との協働や交流を担ってきた「道北地域研究所」「名寄市立大学地域交流センター」の機能を再編強化し、教育研究及び地域貢献の推進機関として名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターを新設した(資料 1-7)。大学の理念・目的に照らした組織の

改編を含む大きな変革を行ってきたと評価できる。

3. 問題点

本学は、開学の理念・目的に照らして、地域や設置者の意向を踏まえた協議・検討を重ね、現在の学部・学科構成としたところである。設置者との連携については、一定の成果はあるものの、名寄市の財政や重点施策等の調整から、確実な見通しに基づいた計画が実施されてきたとは言いがたい側面がある。特に、財政面については、2018年度から、予算を一般会計から特別会計に変更して一定の独立性をもたせたところであるが、自立的な運営に欠かすことのできない財政基盤の確立や財政規律の維持等については、今後の課題である。

「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）については、計画的で安定的な大学運営のベースになるものとして策定したところであるが、今後は、より一層の点検・評価と改善のサイクルを定着させていく必要がある。

また、再編強化されてきた各学科等、センターなどの組織が、当初、意図された機能を十分に発揮し、教育・研究の成果を上げているかどうかについて、これまで以上に社会に発信して、質の向上に努めていくことが求められている。

4. 全体のまとめ

本学は、前身の市立名寄短期大学の伝統を基礎にしてきたとはいえ、設置からの歴史は浅く、第 2 期認証評価後も大学基準を見据えながらではあったが、組織の再編強化や施設整備の更なる充実に力を注いできたと振り返ることができる。幸いにも、専門職養成という特性により、認証評価以外にも厚生労働省や北海道などの所管する機関から、指定規則に基づいた外部評価を受けてきた。それぞれの評価機会や学部再編強化等のタイミングを活かしながら、常に本学の特性に応じた理念の再定義を行ってきた。

大学設置 11 年を経て将来構想を策定し、確実な計画、点検・評価、改善を展開していく基盤を作り上げてきたと言え、このことが、大学の理念・目的を実現する契機になったものとする。

今後、地域、設置者等との連携をさらに強化し、所期の目的を果たすことに一層の努力を払わなければならない。同時にそのことが、本学の理念に即した教育の充実につながることを、本学の教職員及び学生が共有して、教育研究の成果を上げていくことが望まれる。

根拠資料

- 1－1 名寄市立大学の理念・目的、3つのポリシーURL
- 1－2 名寄市立大学設置認可申請書 URL
- 1－3 名寄市立大学ホームページ「学部・学科のご案内」URL
- 1－4 名寄市立大学再編構想調査特別委員会議事要旨
- 1－5 名寄市立大学学部再編強化構想
- 1－6 教授会懇談会及び教授会における教務委員会提案資料
- 1－7 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター規程

- 1－8 2018 年度大学案内 URL
- 1－9 名寄市立大学ホームページ「理念・目的・教育目標」 URL
- 1－10 名寄市立大学自己点検評価委員会規程
- 1－11 2016 年名寄市立大学自己点検評価報告書
- 1－12 名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026） URL
- 1－13 学部入試状況

第2章 内部質保証

1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

2006年度の名寄市立大学保健福祉学部の開学後、ファカルティディベロップメント(FD)体制を構築するために名寄市立大学FD委員会を設置した。2014年度、組織的な研修・研究の実施を通じて本学教員の教育及び研究力量の向上を図ることを目的とするFD活動の充実と大学運営や教育改革の効果を検証するため、また学内の様々な情報を収集して可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、大学経営等に活用することを目的とするIR機能を強化するために名寄市立大学FD・IR委員会(以下、FD・IR委員会)を発足させた(資料2-1 名寄市立大学FD・IR委員会規程)。

また、2008年度には本学の自己点検・評価に関する事項を審議するために名寄市立大学自己点検・評価委員会(以下、自己点検・評価委員会)を置いた(資料1-10)。2011年度の大学基準協会第2期認証評価を経て、今期認証評価に臨むまでの間、この二つの委員会が本学の内部質保証の中核的役割を担ってきた。

第1章でも述べたが、本学は、開学以来、施設整備をはじめ、教育研究環境、カリキュラム、大学運営等の基盤を指定規則改定及び第2期認証評価、学部再編強化等、時宜に応じて点検・評価しながら将来の安定的大学運営に向けて努力してきた。各学科水準でも、専門職養成に係る指定規則の改定時期に即した改革が行われ、その都度、所掌機関の評価を受けてきた。そのような意味では、開学後の歴史の浅い本学のこれまでの取り組みは、しっかりした基礎を有する大学への変革と基盤形成の道のりであったともいえる。

本学は、一学部による小規模の大学である。そのことは、学生に対する少人数の特性を活かした教育に反映されているばかりでなく、大学運営全体における個の参画や大学の理念・目的、方法の共有性の高さという組織の特性として強調できる。本学の教授会は、名寄市立大学教授会、名寄市立大学短期大学部教授会によって構成されている(資料2-2「名寄市立大学教授会規程」、資料2-3「名寄市立大学短期大学部教授会規程」)。両教授会において、共通する課題や議論の場として名寄市立大学・名寄市立大学短期大学部共通規程で名寄市立大学協議会規程(資料2-4「名寄市立大学協議会規程」)を設けてきた。それぞれの教授会及び協議会は、助手以上の教員全員によって構成され、常に同一日程、同一会場で開催される。本学は、教授会定例会議12回、必要に応じて臨時教授会(年3～5回)、課題ごとに学長によって開催される教授会懇談会、FD・IR委員会や各種委員会により企画実施されるFD研修、SD研修会等(資料2-5「2015～2017年度FD・IR委員会活動報告」)において全学的な共通した理解の形成や認識の一致を図る直接的な機会と場を有しているといえる。しかしながら、一方では小規模であるが故に、FD・IR委員会と自己点検・評価委員会は、構成員が同一である。2016年度に設置された将来構想策定のため部局長・学科長等合同会議も同一の構成組織であった。検討作業における多様な意見反映や点検・評価等に関する多角的な客観性を担保していくためには、より一層の工夫を要した。

そこで、2017年度は、自己点検・評価委員会に規定されている教育研究等の具体的点検作業を実施するためのワーキンググループを課題ごとに設置した。若手教員を含む4～5

人構成の小委員会によって、より多くの教員の参画と客観性を向上させることができたと考える。

本学では、これまでの内部質保証の取り組みを振り返りながら、一定の成果を実感しながらも、計画的且つ着実な PDCA サイクルとはなり得ていなかった側面に対する反省も持つに至った。前述した教授会において、年度当初には必ず臨時教授会を設けて、下記に示したセンター・委員会活動報告会を持ってきた（資料 2-6「平成 29 年度第 1 回臨時教授会議事録」）。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 入試運営委員会2. 入試広報委員会3. 入試調査委員会4. 教務委員会5. 教職課程委員会6. 連携教育委員会7. FD・IR 委員会8. 学生委員会9. キャリア支援センター
 就職進路委員会（栄養学科）
 就職進路委員会（看護学科）
 就職進路委員会（社会福祉学科）
 就職進路委員会（短期大学部児童学科）10. 図書館運営委員会11. 広報 Web 委員会12. 保健福祉センター13. 国際交流センター14. 人権擁護委員会15. 倫理委員会16. 衛生委員会 |
|--|

しかし、内部質保証や自己点検・評価における役割や位置づけが不明瞭で、全ての報告が同一水準の報告となり、建設的な改善につながりにくい嫌いもあった。また、教育研究や学生支援等の重要かつ横断的な課題について、全学的視点から再評価する必要も生じていた。2016 年度より、自己点検・評価委員会において自己点検を進捗させると同時に将来構想を策定した。また、前述した様々な立場の教員の参画や多角的視点、客観性の向上などを考慮して、自己点検・評価委員会の小委員会をより明確に安定的に機能させることを含めた内部質保証システムの見直しと再構築を図ってきた。

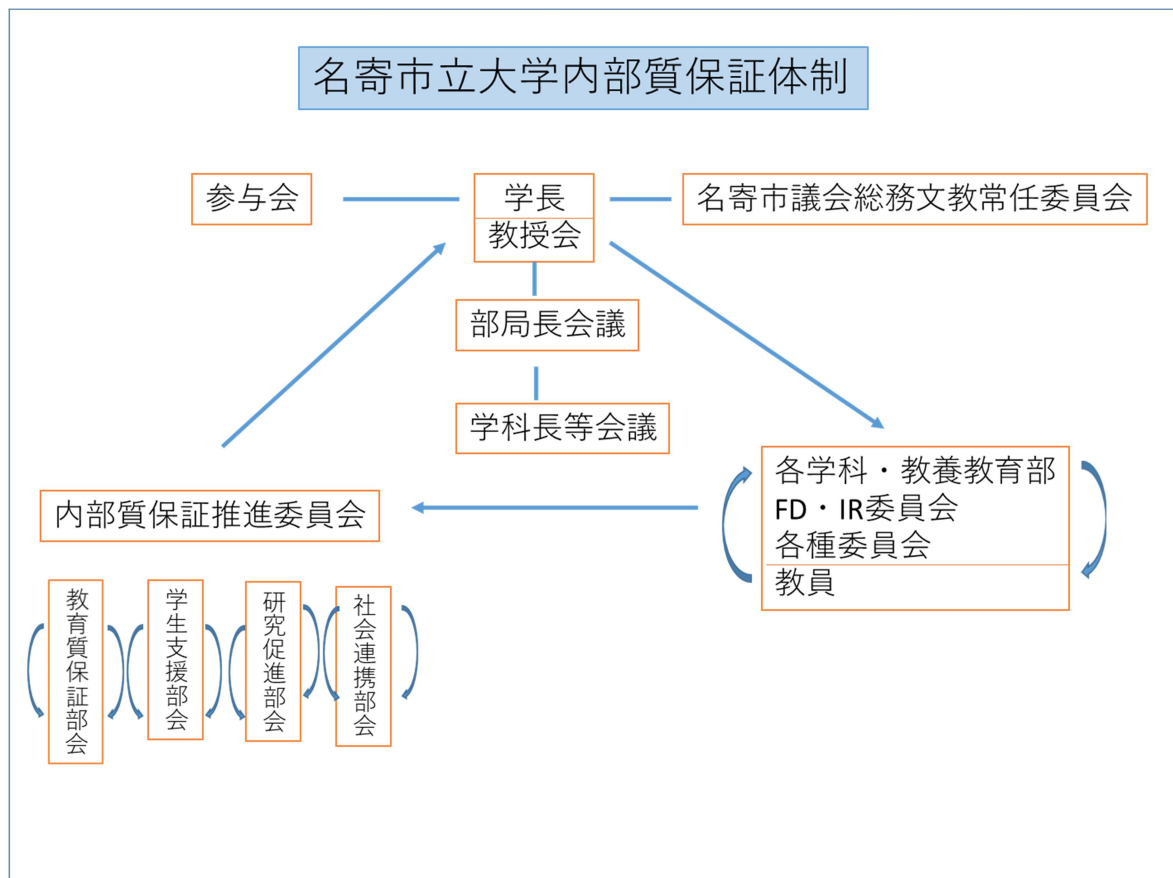
2017 年度までの検討において、自己点検・評価委員会を廃止し、これまでの自己点検・評価委員会の機能に改善策や将来的展望を持つ機能を付与した「名寄市立大学内部質保証委員会」（資料 2-7「名寄市立大学内部質保証推進委員会設置規程」）を設置した。毎年各種委員会毎に行われる点検・評価結果に即して、必要に応じて重点課題について検討改善策の構想等ができる部会を構成することを可能とした。内部質保証の方針を以下のように定め、当面の重点課題として想定される 4 部会を設置し、内部質保証システムを構築した。外部

評価として、参与会と名寄市議会総務文教常任委員会があるが、参与会の体制強化を図り、質の保証の担保を図る。

名寄市立大学内部質保証のための方針

名寄市立大学は、本学の理念・目的に基づいて適正に組織を運営し、学生の学修・生活の充実を図り、地域と協働したケアを実現するために、計画的・効果的な自己点検・評価を行うとともに、その成果を社会に公表する。

1. 全学的な内部質保証推進委員会を設置し、各学科等と各種委員会の責任と役割を明確にし、内部質保証の体制を整備する。
2. 多様な外部評価（指定規則、学外組織、認証機関等）を活用して、内部質保証の実現に努める。
3. 名寄市立大学内部質保証推進委員会に、必要に応じて重点課題に即した質保証の部会を設置し、部会ごと及び部会間で自己点検を行い、その改善された成果を学生及び地域に還元する。
4. 点検・評価を計画的に実施し、その計画・実施及び結果を全学で共有して改善・向上につなげる。
5. 点検・評価及びその改善・向上について、広く社会に公表する。



本学は、大学全体の内部質保証を俯瞰し、全体組織運営に係わる内部質保証と本学の理念実現のための点検・評価の枠組みとして、当面4つの点検・評価領域（教育の質保証、学生支援、研究促進、社会連携）を定めた。本学は小規模大学であることから、このような部門別に担当副学長を置くような組織ではないため、大学の課題について一貫して評価・改善する責任が不明確になりやすい。従って、大学基準で求められている項目「教育課程・学習成果」「教育研究環境等」ではそれぞれ、ポリシーや方針を定めているが、それ以外にも特に、「教育の質」「研究促進」でも方針を定め、重点的に点検・評価するべきという判断によるものである。それによって、大学運営全体の質保証を図ろうとしたものである。それぞれの部門別の方針を以下に示す。

名寄市立大学教育の質保証のための方針

名寄市立大学は、大学の理念・目的を実現するために3つのポリシーを定め、教育の充実と質の向上に努める。

1. 学部・各学科等のポリシー及び指定規則に則して、体系的・効果的なカリキュラムを編成する。
2. カリキュラムの編成・実施方針に基づき、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じる。
3. 学生に明示した方法及び基準に則った厳正かつ適正な成績評価及び単位認定を経て、適切な責任体制及び手続によって学位授与を行う。
4. 学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学修成果を学生が修得したかどうかを様々な観点から把握し、評価する。
5. 授業評価アンケート等の結果及び学生の学修成果等を活用しながら、カリキュラム及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価する。
6. 点検・評価の結果を公表すると共に、FD活動や教授会懇談会等を通して、教育の内容、方法及び学生の学修成果についての情報を全学的に共有し、教育の改善、質の向上に努める。
7. 授業改善のための取り組みを重視し、教育の充実と質の向上及び学生の学修姿勢・意欲の向上に努める。

名寄市立大学学生支援のための方針

名寄市立大学は、「大学の理念・目的」に基づいて、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成するために、学生が充実した学生生活を送ることが出来るように、学生生活全般の充実のためのキャンパス環境の整備と福利厚生施設の充実を図る。

1. 修学支援
 - ・修学に関する相談体制を整備し、教職員が連携して相談・指導に取り組む。
 - ・留年者及び退学者の状況把握と分析を行い、関係する組織が連携して適切な対策を講

じる。

- ・障がいのある学生に対して実効性のある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。
- ・本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生の学びを支援する。

2. 学生生活支援

- ・「生活支援」は、保健管理、事件・事故防止、相談等の学生生活に係る環境を整備する。
- ・「正課外活動支援」は、学生の人間的成長に寄与するため、学生が自主的に正課外活動・社会活動に参加できるよう環境を整備する。

3. キャリア支援

- ・「キャリア教育」は、各学科と組織が連携し、正課教育および正課外活動を通して社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組む。
- ・「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就業決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、学生個々の状況を踏まえたきめ細やかな支援を行う。さらに、資格取得の支援を行う。

名寄市立大学教育研究環境整備のための方針

名寄市立大学は、その理念・目的に基づいて、教育・研究の更なる発展を期すため、その環境整備に努め、全ての人びとが公平に生活できる社会の発展に資する「ケア研究の拠点となる教育研究機関の創出」を目指す。

1. 教育や研究の実践を支える施設・設備については、設置者と協議・連携しながら計画を策定し、確実な整備を図る。
2. 図書館の施設・設備、学術情報サービス提供の体制を整え、個別または集団での学修や活動が可能な場を提供する。
3. 他職種との連携や協働を見据えた本学ならではの専門職養成において、効果的なアクティブ・ラーニングが展開されるための環境整備を推進する。
4. 障がいや困難のある学生及び教職員が、安心して学修、教育・研究に従事できるように、バリア解消等の環境整備を行う。
5. 本学独自の研究を創出するために、積極的なFD活動を展開すると同時に、教職員に対する競争的研究資金獲得の支援や学科横断的研究テーマへの参画を推進する。
6. 教職員の研究時間を確保するために研究日の制度等を整備する。
7. 適正な研究遂行と並行して、研究倫理遵守に対する意識啓発と教育・研究費の適正な執行管理の徹底を推進する。

名寄市立大学研究促進のための方針

名寄市立大学教職員は、研究倫理を遵守し、外部研究資金等の獲得を含めた研究価値の創造や学内外の研究者等との連携の強化、地域等と協働した研究の推進に努め、それにより得られた研究成果を学生教育や地域および社会に還元するものとする。

1. 本学教職員は、名寄市立大学の理念・目的に則し、教育活動や地域、社会に貢献することを目指して研究活動に従事する。
2. 本学教職員は、研究遂行に不可欠な研究基盤を整えるために、学内外の外部研究資金獲得を目指し、自らの研究を充実させるとともに社会から評価を受ける機会をもつよう努める。
3. 本学教職員は、学内外講師による研修会等に参加し、基礎的研究や臨床的研究、そして個別研究や共同研究など様々な枠組みによって独創的な研究を推進する。
4. 本学教職員は、コミュニティケア教育研究センターの支援を受け、学科横断的な研究や地域をフィールドとする調査研究等に積極的に参画する。
5. 本学教職員は、研究により得られた成果を積極的に発信することにより、国内外の研究者との共同研究の促進を図り、さらなる研究の活性化を目指す。
6. 本学教職員は、研究活動で得られた成果を大学教育や地域、社会へ還元し、本学の「知の拠点」としての価値向上に貢献する。

名寄市立大学社会連携のための方針

名寄市立大学は、地域社会との連携・協働により、コミュニティケアに関する知的基盤の創出と拡充のための研究ならびに先駆的実践活動を推進する。また、地域社会の教育的活用と大学の人的・知的資源を活用したケア専門職の継続教育を推進する。

1. 本学の理念・目的に基づき、社会連携・社会貢献にかかる具体的な事業計画を策定する。
2. 前項により策定した事業計画に基づき、本学が有する人的・知的資源を活用し、事業等を実施する。保健・医療・福祉、保育・教育、産業振興ならびに地域活性化等にかかる関係機関等との協力体制を強化することにより、事業等の効果・効率を高める。事業等の成果は、広く社会に発信する。
3. 大学と地域社会、教育 - 研究 - 実践の橋渡し拠点として、コミュニティケア教育研究センターを置く。
4. 事業計画に基づき実施した各事業等については、年度ごとに点検評価を行う。また、本学の社会連携・社会貢献全体に対する点検評価は、全学的観点から実施される点検評価とともにを行う。点検評価の結果をふまえ、改善・向上を図る。

以上の方針に基づいて、計画的確実な点検・評価、改善方策の実施を展開するために、将来構想策定の10年をサイクルとした点検・評価、活動サイクルー覧表を作成し、確実な点検・評価実施を促すこととした。

点検・評価、活動サイクル一覧表

評価サイクル	教 育	学生支援	研 究	地域貢献	組織・運営・財務
毎年実施	授業評価 教務委員会総括 FD研修 入試センター総括	学生委員会総括 キャリア支援総括 情報倫理研修 人権研修	科研費説明会	コミュニティケア教育研究センター評議員会 コミュニティケア教育研究所研究・事業報告	各種委員会総括 FD・SD研修 参与会 市議会総務文教 常任委員会
隔 年	入試広報総括	国家試験対策総括	研究倫理研修		
3 年	方針の見直し 教育施設整備計画	方針の見直し 経済的支援検証	方針の見直し 研究施設整備計画	方針の見直し	方針の見直し
4 年	教員編制方針 学部共通科目の見直し				
5 年					大学収支計画 中期計画・事業計画見直し
6 年			研究活動総括		諸規程見直し
7 年	基準協会認証評価	基準協会認証評価	基準協会認証評価	基準協会認証評価	基準協会認証評価
8 年					
9 年					
10 年	将来構想策定	将来構想策定	将来構想策定	将来構想策定	将来構想策定

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2014年、組織的な研修・研究の実施を通じて本学教員の教育及び研究力量の向上を図ることを目的とするFD活動のさらなる充実と大学運営や教育改革の効果を検証するためにFD・IR委員会が発足して以降、2016年度はFD・IR委員会と並行して自己点検・評価委員会が開催され、内部質保証に責任を負う全学的な組織体制の見直しに着手した。小規模で同一の構成員からなるこれらの会議は、焦点が拡散しがちな傾向があったため、新たな組織の検討では、より効率的な組織の再編が求められた。

このような検討作業を進め、「名寄市立大学内部質保証推進委員会」（資料2-7）を設置し、より多くの教員が参画して重点的な点検・評価を可能とする部会を、同委員会の中に設けた。このことにより、自己点検・評価委員会のこれまでの機能を内部質保証推進委員会に収斂し、既存の委員会や自己点検・評価活動等との再整理を行い、本学の特性を活かした本学なりの体制の構築を図ることができた。

全学的な自己点検・評価、将来構想の進捗状況の検証などを担う組織については内部質保証推進委員会が、内部質保証の基礎となる教職員の資質向上などを担う組織については、FD・IR委員会が担うことで、それぞれの役割分担ができ、学内全体として、内部質保証を推進する体制が整備できた。

点検・評価項目③：方針手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

本学は4学科による、4つの学士課程を含む構成となっている（学士：栄養学、看護学、社会福祉学、保育学）。その上で、大学の理念・目的に即して、学部の3つのポリシーを設定すると同時に、学科毎の整合性を踏まえた3つのポリシーの方針を策定している。

これまで、大学特性を活かしながら、全学的な共有性の高さや機動性の高さを活かした内部質保証を展開してきたことに一定の評価はできるが、協議したり、共有したりしてきた概念や方針を十分に明示し組織的な安定性をもって内部質保証にあたってきたとはいえないという反省がある。今期認証評価の機会を活用しながらこれらの方針を協議して明示したり安定的なシステムを見通したりすることができるようになってきたところである。現在の方針や内部質保証システムが確実に機能するには、多層的な内部質保証を地道に行い、教職員間での問題意識の共有が重要である。そのため、①教員や各学科でのPDCAサイクル、学科横断的な各種委員会のPDCAサイクル、参与会など学外評価組織とのPDCAサイクルの成果や課題が教授会などで情報発信され共有されること、②その過程で明らかになった重要度の高い成果や課題については内部質保証推進委員会が任を担って部会等で深化の具体策を講ずること、③内部質保証によってもたらされた改善の成果が学生や教職員間に着実に還元されること。このような取り組みを実質化するために学長のリーダーシップのもと「名寄市立大学内部質保証推進委員会」を構成している部局長会議及び学科長等会議、さらには教職員間で問題意識が共有され、教授会などで情報発信と教職員間での意識の共有が重要と考えている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務その他の諸活動の状況等を適

切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取り組みについては、その都度大学ホームページ上で公開することにより社会に対する説明責任を果たしているが、まだ、全体的な評価・反省は十分とは言えない。

研究や教育、学生支援に関しては、毎年「名寄市立大学紀要」(資料 2-8 <https://nayoro.repo.nii.ac.jp/>)、コミュニティ教育研究センターの紀要「地域と住民」(資料 2-9 <https://nayoro.repo.nii.ac.jp/>)、「社会福祉学科研究紀要」(資料 2-10 <https://nayoro.repo.nii.ac.jp/>)、「社会保育実践研究」(資料 2-11 <https://nayoro.repo.nii.ac.jp/>)、保健福祉センターの「学サポ(保福センター)だより」(資料 2-12 https://www.nayoro.ac.jp/organization/health_center/hoken_report.html)、「保健福祉センター年報」(資料 2-13 https://www.nayoro.ac.jp/organization/health_center/hoken_report.html)等で公表されている。

自己点検・評価活動については、2017 年度点検・評価報告書を作成し、公立大学協会によるピアレビューを受けた。

財務のうち、予算については、名寄市の一般会計教育費の中に計上しており、毎年の決算状況を名寄市議会及び名寄市広報で公表し、説明責任を果たしてきた。条例改正を行い、2018 年度から、大学予算については、一般会計から特別会計となった。特別会計化により、収支の分かりやすさが増すとともに、簡易な財務諸表を作成し、より一層の説明責任を果たしていくことが可能となった。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学教職員は、内部質保証の担い手として、自らの資質向上に努めることが望まれている。そのためには、積極的な SD 研修や FD 研修が多様に用意されていく必要がある。本学では、毎年、全学的な課題、教育や研究、人権擁護等の多様な研修が実施されている(資料 2-5、資料 2-14「2015～2017 年度人権擁護委員会活動報告」)。SD、FD 活動など一定の成果をあげているが、その効果を検証することはあまり行われていなかった。また、検討の基礎的な資料となる出席率等のデータが確実に記録されていないこともあった。教員の大学院進学や学長裁量等の独自の研究費の配分、研究時間確保のため配慮などの環境整備に努めるとともに、SD、FD 活動を通した、より効果的な人材育成について今後も検討を重ねていきたい。

本学では、教授会や多様な全体の協議機会を設定し、全学的な共有性の高さを重視した内部質保証に努めてきた。開学以来の基盤形成期にあった本学にとって、学部再編強化や施設整備を行う際に一定の成果を認めながらも、計画的で確実な内部質保証システムを明示するには至っていなかった。今期認証評価の機会を得て、これまでの実績を再整理し、より明確で効果的な体制を構築してきた。このシステムの検証は、内部質保証推進委員会、

さらには教授会や各学科等の検討と実践によってなされていくものとする。今後の大きな課題である。

2. 長所・特色

本学は小規模大学という特性を生かして、教員全員が参加する教授会や教授会懇談会において、全学的な課題の共有が比較的図られやすいという長所がある。内部質保証の観点で見れば、年度当初に臨時教授会という形で各種委員会報告と意見交流が行われ、多層的な視点から成果や課題を共有できることは本学のよさと言える。また、2017年までの検討の中で、自己点検・評価委員会を廃止し、これまでの自己点検・評価委員会の機能に改善策や将来的展望を持つ機能を付与した「名寄市立大学内部質保証推進委員会」（資料 2-7）を設置することとし、既存の委員会や自己点検・評価活動等との再整理を行い、本学の特性を活かした本学なりの内部質保証が可能となる体制を整備した。

また、本学では多種多様な SD 研修や FD 研修が実施されており、出席率も高い（資料 2-5、資料 2-14）。このような研修の機会を通じて、内部質保証の担い手として教職員個々の資質向上を図ってきたことも、内部質保証として成果であるとする。

さらには、開学以来の基盤形成期にあった本学にとって、大学と設置者がここ数年来の協議を重ね、学部再編強化や施設整備を行うことができたが、このことも、計画的で確実な内部質保証を行う上で有効であると捉えている。

3. 問題点

1) 内部質保証の全学的方針及び手続き、体制の整備

機動性を生かしたこれまでの全学的な内部質保証の展開には一定の評価はできるが、教職員間で協議し、共有したものになっていたかという面では課題が残っている。方針や内部質保証システムが確実に機能するには、多層的な内部質保証を地道に行い、教職員間での問題意識の共有が重要である。そのため、特に、教員や各学科での PDCA サイクル、学科横断的な各種委員会の PDCA サイクルの充実、その過程で明らかになった重要度の高い成果や課題については内部質保証推進委員会が任を担って深化の具体策を講ずるなど、内部質保証の精神が学内で生きて働くような環境づくりが当面する課題と考えている。

2) 自己点検・評価の公表、社会への説明責任

教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取り組みについて、社会に対する一定の説明責任を果たしてきたが、全体的な点検や評価、社会への説明責任には改善の余地がある。たとえば、大学ホームページ上で公開する自己点検・評価の内容や分かりやすさの工夫、参与会や市議会委員会との直接的な説明の機会の充実にとどまらず、市民や地域住民との意見交流を通じて大学の内部質保証の充実を進めることが求められる。

3) 内部質保証システムの適切性、改善・向上への取り組み

先に示したように、本学では SD、FD 活動について毎年多様な研修機会が実施されている（資料 2-5、資料 2-14）。しかし、一方では、その効果を検証することが不十分であったり、検討の基礎的な資料となるデータが確実に記録されていないことも見られた。今後、本学

の内部質保証が有効に機能していくには、PDCA サイクルの、特に Check（評価）及び Act（改善）を如何に実質化して具体性を明確にすること、それが教職員の共有するものになることが鍵になると考えている。

4. 全体のまとめ

内部質保証に責任を負う全学的な体制組織の見直し検討を行い、教授会及び教授会懇談会などの学内議論を通じて、自己点検・評価委員会の機能に改善策や将来的展望を持つ機能を付与した「名寄市立大学内部質保証推進委員会」（資料 2-7）を設置できたことは成果であった。また、「名寄市立大学内部質保証のための指針」を策定し、教職員が共通理解を図り、大学の理念実現としての内部質保証であること、内部質保証推進委員会と各学科・各委員会などとの責任と役割の明確化、内部質保証推進委員会が主に担う役割などについて共有できたことも前進であると捉えている。

今後は、全学で展開される多層的な内部質保証を補充し深化する役割としての内部質保証推進委員会が有効に機能していくかが問われるものとする。特に Check（評価）及び Act（改善）を如何に実質化していくかが本学の当面する課題と捉えており、教員や各学科での PDCA サイクル、学科横断的な各種委員会の PDCA サイクル、参与会など学外評価組織との PDCA サイクルの成果や課題が教授会などで情報発信され共有されること、重要度の高い課題については内部質保証推進委員会が責任を持って部会等で深化の具体策を講ずることが不可欠である。

また、全学的な課題、教育や研究、人権擁護等の多様な SD 研修や FD 研修を用意し、内部質保証システムの適切性、改善・向上に毎年努めてきた（資料 2-5、資料 2-14）。しかし、一方で、その適切性を担保するためには、その効果を検証することや基礎的な資料となるデータが確実に記録されていることが不可欠であるが、必ずしも十分ではない点も見られた。このことも、先に課題として挙げた「Check（評価）及び Act（改善）の実質化」に関わることであり、本学の持つ内部質保証の強みと課題を意識しながら改善を図りたい。

根拠資料

- 資料 2-1 名寄市立大学 FD・IR 委員会規程
- 資料 2-2 名寄市立大学教授会規程
- 資料 2-3 名寄市立大学短期大学部教授会規程
- 資料 2-4 名寄市立大学協議会規程
- 資料 2-5 2015～2017 年度 FD・IR 委員会活動報告
- 資料 2-6 平成 29 年度第 1 回臨時教授会議事録
- 資料 2-7 名寄市立大学内部質保証推進委員会設置規程
- 資料 2-8 名寄市立大学紀要 URL
- 資料 2-9 コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」URL
- 資料 2-10 社会福祉学科研究紀要 URL
- 資料 2-11 社会保育実践研究 URL
- 資料 2-12 学サポ（保福センター）だより URL
- 資料 2-13 保健福祉センター年報 URL
- 資料 2-14 2015～2017 年度人権擁護委員会活動報告

第3章 教育研究組織

1. 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部、各学科等の構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的とセンター等の組織の適合性

評価の視点3：大学の理念・目的に即し、大学の特性を活かした組織

1) 評価の視点1：大学の理念・目的と学部、各学科等の構成との適合性

名寄市立大学は、前身である市立名寄短期大学からの使命と役割を発展的に継承するために、「幅広い教養、総合的な判断力、豊かな人間性を有し、高度な専門性をもって社会に貢献できる職業人」の育成を目指し、「栄養学科」「看護学科」「社会福祉学科」の3学科からなる「保健福祉学部」1学部として、2006年4月に設置された（資料1-2「名寄市立大学設置認可申請書」）。

栄養学科と看護学科は、市立名寄短期大学生活科学科栄養専攻課程並びに看護学科を改組・発展させたものとして位置づけられ、社会福祉学科は市立名寄短期大学生活科学科生活科学専攻課程の生活と福祉に係わる諸側面を社会福祉学的観点から拡充・再構成した内容となっている。

大学設置にあたっては、大学の基本理念のひとつである「保健・医療・福祉の連携と協働」を学生教育の段階から具現化するものとして、その基盤となる「栄養学科」「看護学科」「社会福祉学科」により学科を構成することが明示されていた。これは、北海道においては初の試みであった。この大学設置に向けた情熱は、「保健・医療・福祉の連携と協働」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用」という大学の基本理念について、カリキュラムを含む全学的な教育研究の根幹として推進していくものであると、教職員全体で十分に理解・共有され、継続的に展開されてきた。

また、大学設置にあたっては、専門性の基礎として求められる幅広い教養を涵養するために、教養教育の理念と目標を定め（資料1-2「名寄市立大学設置認可申請書」）「自らの専門領域を超えた複数の視点を持ち、問題を総合的に捉えることのできる人材」を育むことを明確に志向してきた。大学設置後、2016年度から社会福祉学科に「精神保健福祉士課程」を新たに設置し、より多様で総合的な領域に対応できる体制を整えてきた（下表参照）。

各学科に含まれた課程

栄養学科	看護学科	社会福祉学科
・管理栄養士養成課程 ・栄養教諭養成課程	・看護師養成課程 ・保健師養成課程	・社会福祉士養成課程 ・精神保健福祉士養成課程 ・中学校教諭免許養成課程（社会） ・高等学校教諭免許養成課程

		(福祉・公民) ・特別支援学校教諭免許養成 課程（知的障害者・肢体不自 由者・病弱者）
--	--	--

また、一方で、児童学科として存続されてきた名寄市立大学短期大学部の今後のあり方について、検討する必要にも迫られていた。18歳人口の減少や短期大学の入学者減などの社会環境的要因、保育や幼児教育に迫られてきた貧困、家族の孤立、養育環境の悪化などの社会的な課題及び病児・障害児への対応等の要請に応える、他にない挑戦的な取り組みとして、短期大学部児童学科の4年制化が検討されるに至った。

その際、大学及び保健福祉学部の理念・目的との整合性を見いだしていく作業は、全学的な議論と忌憚のない意見が求められたため、複数回にわたって、全学協議会及び教授会懇談会を設けてきた。それは、本学全体のあり方と、大学を取り巻く現実的な背景とを見据えた真摯な議論経過を生みだし、多角的な協議を踏まえた新たな「大学の理念」「大学の目的」「教育の目標」「教育の組織・内容、方法」という、構造的な再整理として結実した。

「ひと」に対するケアの諸側面を反映した学科構成として、「栄養学科」「看護学科」「社会福祉学科」「社会保育学科」の4学科からなる「保健福祉学部」の理論的根拠となって学部再編強化が進められてきたともいえる。社会保育学科は、「豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、高い専門性をもち、地域社会に主体的に貢献できる保育の専門家としての実践力」をディプロマ・ポリシーで求め（資料1-1）、その課程構成は、保育士養成課程、幼稚園教諭養成課程、特別支援学校教諭免許養成課程（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）である。これはひとえに、より幅広く社会の要請に応え、多様な子どもたちの実態を把握し支援することのできる人材を育てるためである。

社会保育学科の概要（資料3-1「社会保育学科設置計画」）

わが国においては、急速な少子化の振興や課程及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっている。子ども・子育て支援法第1条の目的、すなわち「子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」には、保育や幼児教育が今まで以上に強く、特に社会との関わりを意識して展開されることが必要となっている。この様な社会的要請と本学科が目指す教育の特色を端的に表すことができるという観点から、名寄市立大学保健福祉学部に新たに加える新学科の名称を「社会保育学科」とした。

社会保育学科設置の趣旨抜粋（資料3-1「社会保育学科設置計画」）

保健福祉学部に子どもを対象とする領域に特化した新学科（社会保育学科）を設置することは、既存の3学科の連携により、食育・病児保育・発達障害など、現代的な諸課題に対応する質の高い教育・研究を行うことを可能とし、保健福祉学部の更なる総合的発展が期待される。

これにより、本学の理念・目的と学部各学科等との適合性は十分に認められるものと考えられる。

2) 評価の視点2：大学の理念・目的とセンター等の組織の適合性

名寄市立大学国際交流センターは、「名寄市立大学国際交流センター規程」(資料3-2)第3条において、①学術の国際交流に関する事項、②外国人留学生及び本学学生の国際交流に関する事項、③その他国際交流に関する事項を審議、実施するための機関として2008年に設置された。これまで韓国の大学等を中心とした、本学学生の留学支援、語学研修などの活動を実施してきている。名寄市立大学国際交流センターは、外国人教員を3名配置し、広く学術の交流を図ると共に、「語学研修プログラム」を年2回実施し、学生の学習交流及び語学研修、留学支援等を積極的に展開してきた(資料3-3「名寄市立大学ホームページ国際交流センター」

https://www.nayoro.ac.jp/organization/international_center/index.html)。これまでの実績として、長期留学4名、短期留学(語学研修)は、直近の2016年からの2年間で受け入れ学生が26名、本学からの出向学生数が24名であり、開学以後、小規模大学としては適正な規模で学生のニーズ及び交流に対応してきたといえる。

次に、名寄市立大学保健福祉センターは、「名寄市立大学保健福祉センター規程」(資料3-4)第2条の学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的として、大学開学以来設置されてきた。名寄市立大学保健福祉センター規程第4条にある、「保健管理業務」及び「健康相談業務」を行うことについて、健康サポート室と学生相談室を併設し、医師であるセンター長の下、1名の学生相談員、3名の看護師を配置して総合的な学生支援の窓口として機能している。学修や学生生活において様々な困難を抱える学生は、年々、増加の一途をたどっているが、大学規模に比して整備されてきた専門的職員の配置は一定の効果を発揮している。また、発達障害学生の存在等の今日的課題への対応に対する取り組みも充実しつつあり、平成27年度には、第53回全国大学保健管理協会北海道地方部会研究集会を本学で開催した。

また、毎年年報を発刊するとともに、4件の報告書(喫煙に対する意識調査結果、医療安全管理指針、学校生活での感染症予防、教職員のための学生生活支援のヒントーメンタルヘルス編)、学サポだより(資料2-12)の全学配布などの事業も展開し(資料3-5「名寄市立大学ホームページ 保健福祉センター」

https://www.nayoro.ac.jp/organization/health_center/index.html)、学生の心身の安定や健康を支えるのみならず、学内外の教員の研究交流にも大きな役割を果たしている。

3) 評価の視点3：大学の理念・目的に即し、大学の特性を活かした組織

1982年4月、前身の短期大学であった本学では、本学教員と有機的な関係を維持しつつ、北海道、特に道北地域における保健・医療・福祉・教育・文化の充実・発展及び産業経済の振興に寄与する研究を行うことを目的として、附置研究所である名寄市立女子短期大学道北地域研究所が開設された。また、2006年4月、名寄市立大学開学に合わせて、本学と地域を結ぶ相談、調整、企画、支援機関となり、地域及び市民の交流、連携に関する業務を行うため本学が持つ機能を有効かつ積極的に発揮することを目的として、名寄市立大学地域交流センターが設置された。さらに、2016年4月には、学部再編に合わせて、名寄市立大学道北地域研究所と名寄市立大学地域交流センター2つの機能を統合し、「北海道、特に名寄市を中心とした道北地域における保健・医療・福祉・教育等の充実・発展及び地域並び

に産業の振興に住民と連携して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ること」を目的として、名寄市立大学コミュニティーケア教育研究センターを立ち上げた(資料 1-7)。

このことは、学部再編強化に伴い、理念の高次化と幅広いケアの概念の構築を行うにあたって導き出された「コミュニティーケア」という新たな概念の下に見通されるようになったことであり、過疎化や少子高齢化、社会資源や地域インフラの維持困難など、北北海道地域のみならず全国の地方都市に共通する課題に、何らかの解決策を見いだしていく研究と、その地域における成果を教育的に活用する使命を明示したものであり、その拠点として、従来の組織をコミュニティーケア教育研究センターに統合したものである。

本学は、「教育の組織・内容・方法」(資料 1-1) で明示しているように、「地域社会の教育的活用と地域貢献」を表裏一体のものとして捉えている。本学にある研究及び人材を地域貢献に活用することによって、より高次の地域フィールドが醸成され、その実績を教育に還元していく循環的な営みがそこに求められているものである。それだけに、コミュニティーケア教育研究センターに期待される役割は大きく、大学の理念である「名寄市立大学は、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す」を実現させていくための重要な拠点となるものである。また、コミュニティーケア教育研究センターは市立大学としての特性が、名寄市を中心とした地域で発揮され、地域の「ケアの未来をひらく」と共に、その成果を学生参画の教育に還元していく重要な拠点として位置づけられている。本センターは、諸事業を展開するための予算と、独自のプロジェクト研究に係る予算を有し、大学内外の研究活動を広く支援している(同第 7 条、第 8 条)。以上から、人口 3 万人にも満たない地方都市に設置された市立大学の特性を十分に自覚し、大学の理念・目的に照らした特色あるセンターとして、名寄市立大学コミュニティーケア教育研究センターはあるといえる。

コミュニティーケア教育研究センターの役割

本学の理念の一つである社会連携・社会貢献の基盤を整備・充実するとともに、教育・実践・研究の橋渡しにより、本学の教育活動のさらなる充実を支える組織です。

名寄市を中心とした道北地域との連携協働により、保健医療福祉、保育、教育、産業振興ならびに地域活性化等に関する課題発見および解決に取り組み、地域貢献に資する教育・研究の充実・発展を図ります。

1. 地域課題に関する研究、先駆的事業の実践、継続教育・生涯教育等により地域の「ケア力」を向上させます。
2. 地域との連携基盤の整備・充実により、地域社会の教育的活用の発展を図ります。

地域社会の教育的活用により、保健医療福祉、保育、教育に係る専門職人材育成の質的向上を図り、名寄市を中心とした道北地域への人材定着を促進します。また、往還的専門職教育を実施することにより、高い実践能力を有する専門職を継続的に育成します。さらに、保健医療福祉、保育、教育に係る関係機関との連携協働の推進により、「コミュニティーケア」の質的向上を図ります。

(資料 3-6「名寄市立大学ホームページ コミュニティーケア教育研究センター」

<https://www.nayoro.ac.jp/organization/crecc/index.html>)

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学の学則（資料3-7）第2条で「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的（大学の目的）を達成するため、教育・研究・運営等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。この学則第2条に基づき、本学では2006年度の開学以来ほぼ毎年教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っており、その結果について平成18～20年度自己点検評価報告書を作成して改善点や課題点を明確にし、ホームページ上で公開している。

また、「2010年度自己点検・評価報告書」（資料3-8 <https://www.nayoro.ac.jp/guide/accreditation/index.html>）を作成し、2011年度に大学基準協会の認証評価を受け、「名寄市立大学が大学基準協会の大学基準に適合している」との認定を受けた。2016年度には、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」（資料1-12）の根拠資料とするべく自己点検評価報告書を作成し、今期認証評価への基礎となる作業を展開してきた。

本学の各組織の規模や事業等は多岐にわたり、定期的に点検・評価を行っているかという視点から見ると、各学科レベルでは学科会議や学科教授打ち合わせ会などの定例会を通じて学生の教学上及び生活上の課題の解決や、掲げられたポリシーや教育目標に照らした方向性の確認などを行ってきたが、十分とは言えない。

また、各学科は、専門職養成に係る指定規則の改定時期に即した改革が行われ、その都度、所掌機関の評価を受けてきた。学部レベルでは定期的な教授会、臨時教授会、必要に応じて教授会懇談会などが行われてきた。

さらに、大学全体の意思疎通や当面する全学の課題や改善の方策を話し合う定例の部局長会議や学科長等会議及び、必要に応じた部局長・学科長等合同会議を開催して機動性のある協議と評価を行っている。また、各種委員会も定例となっており、その中の一つである教務委員会を例にとると、他の委員長（連携教育委員長、教職課程委員長）も加わる形で進められ、教学面を中心に多層的な視点から協議と評価が行われ、学内教職員の意思共有を図っている。各委員会は、新年度初めに1年間の活動報告を臨時教授会で行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを報告している。また、開設から2年を経たコミュニティーケア教育研究センターや開館初年次の新図書館の教育研究組織の適切性についても、定例のセンター会議や全教員が参加する評議会、或いは、図書館運営委員会や司書会議などを通じて課題意識や改善を共有している。

しかし、全学的で組織的な検証システムとしてこれらの点検が行われてきたわけではなく、委員会等の報告・協議以外の全学的な自己点検評価報告書が作成されなかった経緯もある。内部質保証の一環とした計画や取り組みについては、今後「名寄市立大学内部質保証推進委員会」（資料2-7）を中心に進める必要がある。

2. 長所・特色

教育研究組織の再編や職員の配置等において一定の成果が得られており、本学の理念・目的に照らして、大学の学部、学科及び附置研究所等の教育研究組織は総合的にみて適切

である。

開学後12年を経て、一定の改組及び再編がほぼ終了したことにより、主に教育面での組織の更なる発展の基盤が出来たとも言える。

3. 問題点

自己点検・評価の点検期間、その方法と評価観点等が明確に策定されていなかったため、一定の改善は出来たものの、計画的な質保証とはなり得ていなかった。そのため、評価システムの検討や将来構想の策定が必要となり、2016年度から集中的な検討・作業を行い、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」（資料1-12）を策定することが出来た。今後は、教育面においては、教員間で意識を共有し、4年間で期待する学生像に近づくよう、可視化しながら将来構想を推進していくのが大きな課題である。

一方、研究面においては、教育組織に比べて十分であるとは言えないので、研究組織の整備が今後の課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、開学以来、学部再編や施設整備、10年後を見通した将来構想の策定、内部質保証システムの構築などを通して、理念や目的に応じた教育研究組織が一定程度整備され、目指す方向性などについても、学内外に公表してきたところである。

学部再編議論の過程では、18歳人口の減少や短期大学の入学者減、或いは、保育や幼児教育を取り巻く社会的な要請の変化に応える高度な人材養成及び供給の使命という観点から議論を進めた。また、将来構想ビジョンの策定は、本学の4年制化から10年の節目となる2016年に検討が開始され、この10年間で開学時に構想した大学像にどこまで近づくことができたのかを「教育・研究活動」「学生支援」「社会連携・貢献」「大学運営・財務」などの視点から検証を行ってきた。このことは、過去10年間の本学の教育研究組織の適切性を点検評価する機会となり、その成果と課題の検討を経て、今後10年間の将来ビジョンを「基本構想」「基本計画」「実施計画」という形で策定することが出来た。

今後は、策定された将来構想に基き、教職員と地域住民が一体で「ケアの未来」を実現していくための取り組みを進めるとともに、教育研究の質を高めるため、教育研究組織についても、不断の検証が必要である。

根拠資料

- 3-1 社会保育学科設置計画
- 3-2 名寄市立大学国際交流センター規程
- 3-3 名寄市立大学ホームページ「国際交流センター」URL
- 3-4 名寄市立大学保健福祉センター規程
- 3-5 名寄市立大学ホームページ「保健福祉センター」URL
- 3-6 名寄市立大学ホームページ「コミュニティケア教育研究センター」URL
- 3-7 名寄市立大学学則
- 3-8 2010年度自己点検・評価報告書 URL

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

名寄市立大学保健福祉学部は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と教養に支えられ、関連する諸領域を幅広く理解し、高度な専門性をもって地域社会に主体的に貢献する専門職業人としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士の学位を授与している（資料 1-1）。

1. 修業年限を満たすこと
2. 学科ごとに定める授業科目について、128 単位以上の卒業要件単位を修得すること

与える学位は、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、同表右欄に掲げる学位とする。

保健福祉学部	学位
栄養学科	学士（栄養学）
看護学科	学士（看護学）
社会福祉学科	学士（社会福祉学）
社会保育学科	学士（保育学）

名寄市立大学保健福祉学部は栄養・看護・社会福祉・社会保育の4学科で構成され、学生の卒業時に授与する学士の学位は学科ごとに異なっている。本学が掲げる理念・目的の実現のために、各学科について以下のような学位授与方針を定めている。

〈栄養学科〉

名寄市立大学保健福祉学部栄養学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、関連する諸領域を幅広く理解し、高度な専門性をもって地域社会に主体的に貢献できる専門職業人としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（栄養学）の学位を授与する。

- 1 医療の分野において、傷病者に対する療養のために必要な臨床栄養管理を行う力および食事療法の実践を行うために必要な力を身につけている。
- 2 地域および職域における栄養改善の推進、栄養評価計画への参画等を通じて、地域住民の健康と生活の向上に貢献する力を身につけている。
- 3 地域における生活を理解し、乳幼児、要介護者、単身高齢者等の個々に対する食事援助、栄養補給の開発等を行うために必要な力を身につけている。
- 4 児童・生徒に対する「食」の指導はもとより、保護者を啓発し、「食」のあり方をともに考え、改善に寄与する力を身につけている。
- 5 保健・健康・福祉の概念と、これら職種間の連携・協働の意義を理解し、チームとしての業務に参画できる力を身につけている。

〈看護学科〉

名寄市立大学保健福祉学部看護学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、対象となる人々の健康課題に対して関係職種と連携・協働し、地域社会に主体的に貢献できる看護の専門職としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（看護学）の学位を授与する。

- 1 人間の基本的人権を尊重し、人間を全人的に広く理解し行動できる力を身につけている。
- 2 科学的根拠に基づいた看護の実践的判断ができる力を身につけている。
- 3 対象となる人々の生活の質（QOL）を考慮して、主体的、自律的に看護を実践できる力を身につけている。
- 4 地域社会の保健・医療・福祉のニーズを明確に捉え、住民および関係職種の人々と連携・協働し、保健・医療・福祉の統合、向上に取り組める力を身につけている。
- 5 主体的に学習する能力と自ら研究する態度を持ち、継続的に自己を研鑽する力を身につけている。
- 6 異文化を理解するとともに多様な価値観を認識し、国際的視野を持って活動できる力を身につけている。

〈社会福祉学科〉

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、対象となる人々の生活課題や関連する諸領域を幅広く理解し、関係機関、関係職種と連携・協働し、地域社会に主体的に貢献できる社会福祉の専門職としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（社会福祉学）の学位を授与する。

- 1 人間の尊厳と権利を深く理解し、人間一人ひとりを大切にして実践的に対人援助ができるために必要な力を身につけている。
- 2 人間一人ひとりの生活や健康問題、公共政策的な課題について社会的視野を持って科学的に捉え、具体的な支援をするために保健、医療、教育などの関連分野と連携・協働できる力を身につけている。
- 3 個々の地域を重視しつつ、人類がかかえる諸問題と異文化にも深い関心を持ち、その発展と問題解決に係わる生き方ができる力を身につけている。
- 4 優れた社会福祉の実践から学び、自治体や社会福祉団体、教育機関や各種支援団体と連携して福祉社会の形成に寄与するとともに、諸活動を通じて地域住民との交流を図り地域課題の解決や市民生活の形成に貢献できる力を身につけている。
- 5 地域福祉の観点を持ち、健康・医療・福祉・教育の連携を図り、住民参加の要になれる力や福祉社会の形成に寄与するソーシャルワーカー、教職員、市民として活躍できる力を身につけている。

〈社会保育学科〉

名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科は、次の要件を満たした学生について、豊かな人間性と幅広い教養に支えられ、高い専門性をもち、地域社会に主体的に貢献できる保育

の専門家としての実践力を修得したと認め、卒業を認定し、学士（保育学）の学位を授与する。

- 1 社会的視野から子どもの育ちや権利に関する諸課題を発見し、その解決に向けたリーダーシップを発揮できる。
- 2 多様な子どもに関して理解し、様々な困難を抱えながら育つ子どもを支援する技能を身につけている。
- 3 子どもに向き合い、子どもに寄り添うことのできる、たくましくしなやかな身体と感性、フレキシビリティを備えている。
- 4 子ども・家庭支援の基礎となるコミュニケーション能力を身につけ、他者とのより良い関係を構築できる。
- 5 地域において子どもに係わる多職種間の連携・協働におけるパートナーシップを実践できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

名寄市立大学保健福祉学部は、学位授与方針に基づき、教養教育を含めた学科の教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

〈教養教育〉

教養教育では、大学で学ぶ上で基礎となる知識や技術を修得するとともに、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基礎となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を備えた人材を育成する。その目標を達成するため、科目群を「言語・情報・スポーツ」、「人と社会・自然の理解」、「地域の理解」の3つの領域に区分し、科目を配置する。

- 1 「言語・情報・スポーツ」領域では、円滑なコミュニケーションを図ることができる能力や能動的・主体的に学ぶ姿勢の涵養、情報処理に関する基礎知識・技術の修得、地域的特性を活かしたスポーツ技能の修得を目標として科目を配置する。
- 2 「人と社会・自然の理解」領域では、変化の激しい世界や社会の仕組みとそこにある諸問題を多面的に理解する能力の育成、生命倫理などの今日的な問題に対する洞察力を身につけることを目標として科目を配置する。
- 3 「地域の理解」領域では、地域に対する関心や多面的理解を深め、体験的活動を通じて地域から学ぶ姿勢を育成することを目標として科目を配置する。

〈栄養学科〉

教養教育科目を基礎に保健医療福祉連携教育科目、学部共通科目を含めた栄養学科の専門基礎分野と専門分野に係わる科目を幅広く学ぶことにより、管理栄養士に求められる専門知識と技術を体系的・段階的に修得し、人への栄養と食を対象とする幅広い領域において他の職種と連携・協働して包括的な支援サービスに貢献できる人材を育成する。具体的には以下の諸点を意識して編成する。

- 1 大学における学修への動機づけを図るため、1年次から専門教育科目や少人数による演

習科目を配置する。

- 2 管理栄養士に必要な知識の修得をスムーズに図るため、1・2 年次に基礎的科目を配置し、3・4 年次に専門分野がより細分化された科目を配置する。
- 3 資格・免許に係わる科目以外に、栄養や食にかかわる事柄に関し様々な角度から学ぶための科目を数多く展開する。
- 4 将来、管理栄養士として他職種と協働していくことを見据え、看護・社会福祉・社会保育学科と連携した科目を配置する。

〈看護学科〉

教養教育科目を基礎に保健医療福祉連携教育科目、学部共通科目を含めた看護学科の専門基礎分野と専門分野に係わる科目を幅広く学ぶとともに、臨地実習を通して確実な実践力を身につけることにより、看護の専門職として対象となる人々の健康の回復、保持・増進、疾病の予防および生活支援を主体的に実践できる人材を育成する。具体的には以下の諸点を意識して編成する。

- 1 大学における学修への動機づけを図るため、1 年次から専門科目や少人数による演習科目を配置する。
- 2 対象となる人々の健康レベル、すなわち健康の保持・増進および疾病予防、疾病や障害を有する人々の健康回復、最期に至るまでの状況に対して看護実践ができる科目を配置する。
- 3 看護学の要素である人間、健康、環境、看護を理解できる科目を配置する。
- 4 対象別に科学的根拠に基づいた判断力をもちいて問題解決過程が実践できるように科目を配置する。
- 5 社会生活を営む個人、家族、集団、地域を対象とした実践活動ができる科目を配置する。
- 6 看護研究に関心を持ち、研究活動に取り組み継続的に自己を研鑽する科目を配置する。
- 7 将来、看護の専門職として他職種と連携していくことを見据え、栄養・社会福祉・社会保育学科と連携した科目を配置する。

〈社会福祉学科〉

教養教育科目を基礎に保健医療福祉連携教育科目、学部共通科目を含めた社会福祉学科の専門基礎分野と専門分野に関わる科目を幅広く学ぶとともに、ソーシャルワーク現場実習等を通して、生活主体者としての人間の尊厳と社会を深く理解し、対象となる人々・集団・組織機関・地域社会に関する専門知識と技術を体系的に・段階的に修得し、幅広い領域において他職種・他機関と連携・協働して地域の中で主体的に実践できる人材を育成する。具体的には以下の諸点を意識して科目を配置する。

- 1 大学における学修への動機づけを図るため、1 年次から専門科目や少人数による演習科目を配置する。
- 2 社会福祉士に必要な知識の修得をスムーズに図るため、1・2 年次には基礎的科目を配置し、3・4 年次には専門分野がより細分化された科目を配置する。
- 3 社会福祉学を基盤とする科目以外に、人間、健康、環境、地域社会について多面的に理解できる科目を配置する。

- 4 支援の対象別に、科学的根拠に基づいたアセスメント力が身につくようにソーシャルワークの実践課程を修得できる科目を配置する。
- 5 社会福祉研究に関心を持ち、調査研究活動に取り組み、継続的に研鑽する科目を配置する。
- 6 将来、社会福祉士・精神保健福祉士として多職種・多機関と連携・協働していくことを見据え、栄養・看護・社会保育学科と連携した科目を配置する。

〈社会保育学科〉

教養教育科目を基礎に学部共通科目を含む専門基礎分野、保健医療福祉連携科目を含む専門分野に関わる科目を幅広く学び、保育の専門家として、真理を探究し子ども理解を深めるとともに、子どもとその養育者を取りまく社会の動向を把握して、他の諸機関と連携しながら必要な支援を構築する能力や、支援方法の技術を身につけた人材を育成する。具体的には、以下の諸点を意識して編成する。

- 1 大学における学修への動機づけを図るため、1年次から専門科目や少人数による演習科目を配置する。
- 2 研究の深化をスムーズに図るため、1・2年次には基礎的科目を配置し、3・4年次には専門分野がより細分化された科目を配置する。
- 3 資格・免許に関わる科目以外に、子どもや子どもを取りまく環境をさまざまな角度から学ぶための科目を数多く展開する。
- 4 保育職が子どもの命を守り育てる専門職であるという観点から、平和教育・人権教育のためのプログラムを構築する。
- 5 将来、保育の専門家として他職種と連携していくことを見据え、栄養・看護・社会福祉学科と連携した科目を配置する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学では、以下のように、教養教育部、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科で学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育理念・教育目標を掲げ、科目を配置している。

〈教養教育部〉

教養教育では、保健福祉学部を構成する各学科で学ぶための基礎的な知識や技術を修得するだけでなく、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基盤となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を持った人間を育成することをめざし、次のような教育目標を設定している。

- 1 学業に、または職業人として必要とされる基本的なリテラシー（読み書き能力）を修得するとともに、情報化・国際化していく社会においても、異文化理解と他者とのコミュニケーションを円滑に図ることができる豊かな人間性を備えた自己の確立をめざす。

- 2 現代の世界や社会の仕組みとそこにある諸問題を幅広く学ぶことによって、それらを多面的に理解し、複眼的な視点に立って思考することができる人間を育む。
- 3 地域の自然や社会を教育の場として積極的に活用し、地域に対する関心や多面的理解を深め、地域から学ぶ姿勢を養う。
- 4 広く学ぶことの重要性を認識し、その楽しさを知ることによって知的関心を広げ、自己学習をする素養を育む。

教養教育のカリキュラムは学部共通であり、教養教育の目標に沿ってカリキュラムが組まれている。

「言語・情報・スポーツ」「人と社会・自然の理解」「地域の理解」の3つに区分された科目群で構成されている。卒業要件としては、教養教育科目として必修7単位を含む22単位の取得が必要であり、さらに必修として取得が必要な科目は各学科で異なっている。

[言語・情報・スポーツ]

基本的なリテラシーを修得し、レポート・論文作成技術やコミュニケーション能力を育む基礎演習、コミュニケーションや異文化理解の手段として重要な言語関連科目、情報化社会に対応するための情報関連科目、スポーツ関連科目がある。

開学以来「基礎演習」は「基礎演習Ⅰ」（前期）、「基礎演習Ⅱ」（後期）として開講してきたが、社会保育学科開設に伴い、「基礎演習」「専門基礎演習」（30時間通年）とした。「基礎演習」は「基礎演習Ⅰ」の内容を踏襲し、基本的な日本語作文技術と600字から800字程度の文章を書く技術、さらにはディスカッションを通じてコミュニケーションや多面的理解の重要性についても学ぶ。クラスは4学科混成の学生からなる10人程度のゼミナール形式で行っている。「専門基礎演習」は、初年次から専門性の意義を学び、具体的なキャリアイメージを醸成するとともに、レポート・論文作成技術などを身につけることを授業の目的としている。

グローバル化時代の英語運用能力を高めるため「英語Ⅰ・Ⅱ」および「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」は習熟度別クラス編成で行い、1、2年次必修科目として配置した。また、3年次以降に「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「コミュニケーション英語Ⅲ」を配置することで、学生が継続的に英語の学修に取り組む環境を整備した。スポーツ関連科目のうち、「スポーツ実技Ⅱ」は道北地域の特性を活かし、スキーやカーリングを組み入れた授業を展開している。

「基礎演習」「専門基礎演習」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」「情報処理Ⅰ」の7単位が卒業必修になっている。上記のほかに、看護学科では「統計学」2単位、社会保育学科では「スポーツ理論」2単位、「情報処理Ⅱ」1単位が卒業必修になっている。

[人と社会・自然の理解]

「人と文化・思想」「人と社会・制度」「人と自然・環境」の3つの区分に細分化されている。従来の大学教育で重視されてきた科目「哲学」「経済学」などや、学科の基礎知識ともなる科目「生物学」「化学」に加え、「生命倫理」「現代経済論」「国際関係論」「ジェンダー論」「生命科学」「生態学」「地球環境科学」といった現代の諸問題を扱った科目がある。

「人と文化・思想」から4単位以上、「人と社会・制度」から4単位以上、「人と自然・環境」から2単位以上を選択履修し、計10単位以上の修得が卒業要件となる。

上記のほかに、看護学科では「生命倫理」「生命科学」各2単位、社会福祉学科では「心理学」「社会学」各2単位、社会保育学科では「日本国憲法」2単位が卒業必修になっている。

[地域の理解]

ここには、「地域社会論」をはじめとして北海道に関連する科目がある。それらの科目を学ぶことによって地域を体験的かつ多面的に理解し、地域への関心を喚起する。いずれか2単位以上の修得が卒業要件となる。

〈栄養学科〉

管理栄養士は、人間の健康の維持・増進、疾病の発症予防・重症化予防、および生活の質（quality of life; QOL）の向上を目指して、望ましい栄養状態・食生活の実現に向けての支援と活動を、栄養学・健康科学等関連する諸科学をふまえて実践できる専門職である。管理栄養士には、社会に暮らすすべての人々、すなわち乳幼児から高齢者、健康人および病者、要介護者や障がい者などを対象として、その個人や集団、地域の健康・栄養・食生活の課題を評価し、栄養診断し、関連職種や関連機関と連携・協働して、教育および環境の両面から効果的な支援や活動を計画・立案・実施し、モニタリング・評価（判定）する力が求められている。栄養・食生活を通して人々の健康と幸福に寄与したいという熱意を有し、そのための自己研鑽を惜しまず、専門知識やスキルのみならず優れた見識と豊かな人間性を備えることが期待されている。

近年は、社会全体の高齢化も進んでおり、また、食生活の変化により生活習慣病の発症が低年齢でも起こっている。さらに、人々の食文化や地域性を生かした食育も重視されるようになってきた。従って、従来の栄養学に加え、疾病の予防や改善、地域の食文化など、総合的な実践力を養う栄養学の教育が求められている。栄養学科では、傷病者の疾病改善ならびに個人や集団の健康保持・増進を目的とした栄養学を、臨床の場合あるいは食生活の場で実践できる人材の育成をめざし、次のように授業科目を開設し配置している。

栄養学科の専門教育科目は大きく「専門基礎分野」と「専門分野」に分かれている。

「専門基礎分野」には、栄養学を学ぶ上で最も基礎となり、さらに臨床栄養管理や食事療法の実践、地域における社会や職域の理解につながる、人体の構造や機能、食品の各種成分や機能性、および私たちを取り巻く社会環境と栄養との相互関係を学ぶ科目群が含まれ、「人・社会・環境と健康」、「人体の構造と疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」に区分されている。「人・社会・環境と健康」では私たちの生活と健康のための社会や環境のあり方を理解すること、「人体の構造と疾病の成り立ち」では人体の構造や機能、および生体を構成する物質の特性を理解すること、「食べ物と健康」では食品を構成する各種成分、食品の機能性や安全性および食品加工の原理と方法を理解することを目指している。

「専門分野」には、人と栄養の関係を原理的・実践的に理解するという意図のもとに科目群が配置されている。「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の6領域に科目群を区分し、さらに「総合演習」と「臨地実

習」を配置した構成となっている。ライフステージやライフスタイルに合わせた栄養管理、病者、要介護者や障がい者などの栄養管理、地域理解や地域診断をする力が身につくことをねらいとした科目で構成されている。臨地実習は、3年生の「給食経営管理論実習Ⅱ」から始まり、「臨床栄養学臨地実習Ⅰ（医療施設）」を後期に行う。さらに4年生では、「公衆栄養学臨地実習（保健所又は市町村保健センター）」と「臨床栄養学臨地実習Ⅱ（選択）」が組まれている。それぞれの場で保健・医療・福祉の概念と、これら職種間の連携・協働の意義を理解し、チームとしての業務に参画できる力を、実習を通して身につけていくことを目指している。

「総合演習」は、専門分野を横断して、栄養評価や栄養管理について総合的な能力を養う授業科目である。専門分野等で学んだ知識や理論を踏まえて、傷病者や住民個人及び集団の栄養に関する諸問題をテーマとして取り上げ演習形式で学修する。卒業研究では、「専門基礎分野」と「専門分野」での授業や実習、また栄養に係る実践などから生まれた問題意識を研究課題に高め、研究論文としてまとめていく。

〈看護学科〉

看護とは、社会生活を営む人間である個人、家族、集団、コミュニティを対象とし、健康の維持・増進および疾病予防を行うとともに、疾病や障害を有する人々の健康の回復を目指し、あるいは、死を迎えようとしている人々の尊厳を大切に支援することである。そのため、看護を実践する専門職業人には、豊かな人間性を身につけること、人間を全人的存在として理解すること、人々の生活の質（QOL）の向上を探究することなどが求められる。また、それは人間の尊厳を守り、人間の基本的権利を擁護する姿勢に裏づけられたものでなければならない。

看護学科では、人々の看護にかかわる多様化するニーズを主体的・自律的に把握し、関係する職種と連携・協働し、保健・医療・福祉の包括的支援を含む質の高い看護を提供できる人材を養成することを目指している。また、地域住民のニーズや地域が抱える課題を整理するとともに、関係する職種・機関などと連携しつつ、住民とのパートナーシップに基づき、地域ケアシステムづくりに参画できる人材の育成も目指している。そして、このためには、「人間」「社会」「健康」「看護」にかかわる科学を、総合的に捉える視点が前提的事項として大切であると考え、次のように授業科目を開設し、教育課程を編成している。

看護学科の専門教育科目は、大きく「専門基礎分野」と「専門分野」に区分し、さらに、「専門基礎分野」を3領域、専門分野を8領域に細分化して、それぞれの領域ごとに科目を配置している。

「専門基礎分野」は、人間の身体的・精神的・社会的健康に係る生活とその諸問題、保健・医療・福祉を支える社会的システムを理解し、看護活動を多面的に支える科目として主に1～2年次に開講し、「身体のしくみ」、「人間と健康」、「人間の健康と社会生活」の3領域に細分化している。「身体のしくみ」は、専門分野を学ぶ上で基盤となる「人体形態学」「人体機能学」をはじめ、「生化学」「栄養学」「病理学」「臨床治療学Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」「感染微生物学」「薬理学」等を配置している。「人間と健康」では、ライフサイクルという視点での心身の健康や、社会との相互作用を理解できるように「生涯発達論」「家族社会学」「カウンセリング・コミュニケーション論」等を配置している。「人間の健康と社会生活」では、

人間と社会との関わりを理解するなかでも個人、あるいは集団と社会との力学的ともいえる相互作用を学ぶために「人間関係論」「公衆衛生学」等の科目を1年次に置き、2年次以降に保健・医療・福祉を支える社会システムに関する行政面等からの理解と、それらに係る職種の相互理解に資する「保健医療福祉行政論」「保健医療福祉連携論」、地域の専門職連携の活動を実践的に学ぶ「地域との協働Ⅰ」、「地域との協働Ⅱ」、「地域との協働Ⅲ」等の科目を配置している。

「専門分野」は、看護学の専門科目として「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「臨地実習」、「統合科目」に区分している。カリキュラム編成方針としては、基礎・成人・老年・小児・母性・精神看護学分野別の学問的な知識修得と、療養の場として従前は中心的役割を担ってきた臨床で得られる広汎かつ実践的な経験知の蓄積を重視している。そして、「統合科目」では、多様化した療養の場や、看護支援を必要とする地域・国にも対応できるための規範や技法を網羅すること、かつ本学の教育目標を踏まえて科目を構成している。

カリキュラムの進行は、1年次においては、看護の対象者と看護の場について理解するとともに、基礎的理論や技術を修得する目的で基礎看護学分野の科目を配置しているほか、早期の看護体験により学習の動機づけが促進されることを期して、「基礎看護学実習Ⅰ」を配置している。同時期に「成人看護学概論」を開講することで、対象理解が深まることも狙いとしている。

2年次には、基礎看護学分野で「診療補助技術」「基礎看護学実習Ⅱ」を配置して、対象者の基本的ニーズの充足のみならず、生活と治療の関係性にも注目できることを狙いとしている。並行して3年次前期までの期間を通じて成人・老年・小児・母性・精神看護学分野、在宅看護分野、公衆衛生看護学分野の講義科目を開講していくことで、ライフサイクルや健康障害の部位や程度、および療養の場に応じた看護実践の在り方を学ぶことができるようにしている。

3年次後期から4年次前期には、「臨地実習」を配置している。講義や演習で学んだ知識・技術を看護実践の場において対象者に活用できることを目標としており、講義や演習等の科目での学習内容を基盤として段階的に学ぶことができるように、3年次後期に「老年看護学実習」「成人看護学実習Ⅰ（急性期）」「成人看護学実習Ⅱ（慢性期）」を、4年次前期には「小児看護学実習」「母性看護学実習」「精神看護学実習」「在宅看護実習」を配置している。4年次前期まで臨地実習を組むことで、卒後の就業まで看護実践に携わることができる期間を最小限にできる。さらに、本学では「看護統合演習」を卒業直前に実施して、看護技術の実践力向上を図っている。このことは看護実践への即応性を維持するための方針でもある。

「統合科目」については、ほとんどの科目を3年次講義ならびに4年次に配置している。主な科目は、「看護研究の基礎」および「卒業研究」「看護統合演習」「看護倫理」「看護マネジメント論」「看護教育学」「看護情報学」「災害看護学」などである。「看護研究の基礎」を通じて看護研究に関心を持たせ、「卒業研究」では、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養う目的で、講義や演習、実習等での学習や体験にまつわる学生自身の問題意識から研究課題を設定し、研究計画の立案、データ収集と分析・考察を行い、卒業論文として報告することを課している。研究プロセスの一連の体験は、本学のカリキュラム体系

の2つめの特徴でもある。なお、「統合科目」では、公衆衛生看護学に関係する科目及び実習を設けている。このうち、「公衆衛生看護学概論」および「保健指導論」の2科目は全員が2年次の必修科目である。その他の公衆衛生看護学に関する講義・演習科目は3年次以降に選択履修し、実習科目は、「保健師課程」の履修を認められた学生のみが4年次に履修することになっている。

〈社会福祉学科〉

今日の福祉問題の特徴は、急速な超高齢・少子社会の進行や災害等の地域環境問題等の深刻化を背景に、子どもの貧困や高齢者、障がい者・児童における虐待・ネグレクト問題、配偶者等によるドメスティック・バイオレンス、多様なマイノリティに対しての新たな社会的排除や孤立・孤独といった問題により複雑化していることである。さらに、日本の社会福祉はいま大きな転換期を迎え、行政等の公共機関からもたらされる「社会福祉」ではなく、個人、家族、住まい、組織・機関、地域、環境などを視野に、地域資源の実情に合わせて自律的に選択し、契約する保健福祉サービスとして変化している。「一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」という視点に立った「社会福祉観」と、そのための総合的な地域包括的ケアシステムの構築・展開が求められている。

現代社会は、次世代を担う子どもの出生率も低下し、高齢者が急速に増え、人口全体が減少していく社会になっており、家族関係や職場環境、地域社会の価値観の多様化などから、家庭崩壊や職場や地域社会での疎外状況が現れてきている。多種多様な要因やその重複等により、様々な生活上の困難を抱えている人々が急激に増えており、身近な関わりをもつ者にも相談できず、地域のなかで孤立した生活を送っている人々がいる。こうした現実を踏まえ、孤立した人々に向き合い、生活上の不安や困難を取り除き、その人の人間としての尊厳を保つとともに社会生活上の権利を守り、その人らしい自己実現や自立生活を支援するという社会福祉実践の一翼を担う専門職の養成目指し次のような授業科目を開設し配置している。

社会福祉学科の専門教育科目は「専門基礎分野」「専門分野」に区分されている。

「専門基礎分野」は、社会福祉を学ぶ者として基本として身につけるべき知識などを学ぶ科目である。この分野では、「社会福祉原論」や「社会福祉史論」において「社会福祉の原理等」を学ぶとともに、社会福祉の「制度・サービス」を学ぶ「社会保障論」や「福祉計画論」、社会福祉の「方法・技術」を学ぶ「ソーシャルワーク論」などの科目が展開されており、現代社会における社会福祉および社会保障の理念や意義、役割などの基本を学ぶことになる。また、他学科との相互理解・認識共有をはかることを意図して設定した科目群を中心に構成された基礎関連系の科目もこの分野に含まれている。これらの科目は、社会福祉の専門職にとって不可欠な科目である。

また、「保健医療福祉連携論」及び「地域との協働Ⅰ・Ⅱ」は必修、「地域との協働Ⅲ」等は選択に位置づけられているが、本学保健福祉学部が栄養学科・看護学科・社会福祉学科・社会保育学科の4学科で構成されるところから、各学科が将来想定する職種の相互理解・連携の重要性をふまえ設定された科目である。

「専門分野」は、専門基礎分野で学んだ基礎的知識をベースに、社会福祉学の専門的領域を学ぶための土台となる科目群である。専門職を目指す者として最も重視される領域で

あり、その専門的力量を修得するための諸科目が配置されている。公的扶助、医療概論、高齢者福祉、障害者福祉、子ども福祉、地域福祉などそれぞれの「対象別分野」に関する制度・サービスに係る専門的な科目、社会福祉実践に不可欠な「ソーシャルワーク演習Ⅰ～Ⅵ」や福祉調査などの社会福祉の「方法・技術」を学ぶ科目、それまでの学びを生かして社会福祉現場で実践を行う「ソーシャルワーク現場実習Ⅰ・Ⅱ」などの科目で構成され、社会福祉における専門的知識と実践方法・技術を修得することを目的としている。また、「社会福祉士国家試験受験資格」・「精神保健福祉士国家試験受験資格」を取得するために必要な、各種相談援助理論や実践方法、現場実習に関する科目もこの分野に含まれ、これらを学ぶことで社会福祉士・精神保健福祉士として実践的に活動するための援助に関する知識と具体的支援方法を修得する。

「専門分野」のうち「社会福祉関連・発展系」は、専門性をより高めるための幅広い知識の修得を目的にする科目で構成されており、社会福祉の総合的理解とその意義、またそのための具体的研究方法と実践を学ぶ科目群である。「総合リハビリテーション論」「生涯学習論」等の科目は、専門的な学びの視野を充実・拡大してくれる。「福祉環境論」「障害児の病理と心理」「障害児教育学」「障害児教育方法論」等は、より専門性を深めるための科目である。科目群のなかの「卒業研究」は、担当指導教員の指導によって、研究計画立案の方法、文献調査方法、研究報告のまとめ方などを学び、一層高度な専門知識・技術を修得することをねらいとし、卒業の総仕上げ的位置にある科目であり、4単位を必修としている。

〈社会保育学科〉

現在、少子化や核家族化が進行し、地域社会が大きく変容している現代社会においては、子どもとその保護者は様々な困難を抱えている。この様な背景から、保育は大きな転換期を迎えている。2015（平成27）年に子ども・子育て支援新制度が開始され、保育を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中で、これからの保育の在り方が問われるようになってきた。特に、保育の場の多様化や量的な拡大が進む中で、保育の質をどのように確保していくのが課題となっている。保育の在り方を考えるとき、子ども自身が豊かに育つためにはどうすればよいのかという視点を欠かすことはできない。すなわち、子どもの育ちを中心にして、これからの保育をより豊かなものにしていくことが重要である。そのために求められることとして、社会的な視点から子どもや保育の在り方を捉えることが挙げられる。貧困や虐待、障害などを要因とする深刻な社会問題も顕在化しており、このような社会状況に目を向けること、すなわち社会的な視点を持つことがこれからの保育の中で、子どもたちを健やかに育てていく社会の責任と子どもの権利を保障することにつながるものと考ええる。

以上のような観点から、社会保育学科では、子ども支援・保護者支援に加えて、社会的な視点から課題を見極め、その解決を図ることが新たな保育者の役割であると捉えている。そのような認識に基づいて、保育の専門家として高度な力量を身につけ、保育に関わる各分野でリーダーシップを発揮することのできる人材の育成を目指し、次のように授業科目を開設し配置している。

社会保育学科の専門教育科目は、専門教育科目の基礎となる「専門基礎分野」と保育の

エキスパートとしての専門性を高めるための科目群である「専門分野」に区分されている。また、保育士および幼稚園教諭の養成カリキュラムをベースに①保育を社会的視点からとらえるための科目、②多様な子どもへの対応を学ぶ科目、③自然環境を生かした科目、④子どもの健康と他職種との連携に関する科目、⑤地域をフィールドとした実践的な演習など、特色ある科目を配置した。

「専門基礎分野」は、専門教育科目の基礎となる科目群であり、2 領域に区分した。すなわち、「子どもの健康」に関わる領域として「公衆衛生学」「医療概論」等の科目を置き、「社会保育の理念」に関わる領域として「社会福祉概論」「社会保育論」「子どもの権利」等、保育を社会的視点から捉えるための基礎となる科目群を配置した。

「専門分野」は8 領域に区分した。「社会保育」は、保育を社会的視点から捉えるための科目群であり、「保育システム論」「保健医療福祉連携論」等の科目を配置した。「保育の基礎理論」は、保育の原理や保育者のあり方など保育の基礎となる理論を学ぶための科目群であり、「保育原理」「教育原理」「保育者論」「社会的養護」等の科目を配置した。「保育の対象理解」は、保育の対象となる子どもや支援の対象となる家庭について理解するための科目群であり、「発達心理学」「家庭支援論」等の科目を配置した。「保育の内容と方法」は、保育の5 領域や年齢や健康状態等子どもの特性に応じた保育の内容及び方法を学ぶ科目群であり、「保育内容総論」「乳児保育Ⅰ・Ⅱ」「病児・病後児保育」等の科目を配置した。「保育の教材研究」は、保育の内容に関わる技能や知見を高めるための科目群であり、「音楽Ⅰ・Ⅱ」「図画工作Ⅰ・Ⅱ」「体育」等の科目を配置した。「障がい児の保育・教育」は、障がいのある子どもの保育・教育について技能や知見を高めるための科目群であり、「障がい児保育」「障害児支援の基礎理論」等の科目を配置した。「保育の実践」は、直接子どもと関わりながら保育の実践力を身につけるための科目群であり、「保育実習」「教育実習」の他「保育指導論演習」「家庭支援実践演習」等の科目を配置した。「専門研究」は、専門教育科目の総まとめとして位置づけられる科目群であり、「卒業研究」「教職・保育実践演習」の2 科目を配置した。

〈連携教育・学部共通科目〉

保健福祉学部は栄養、看護、社会福祉、社会保育の4学科で構成されている。この学科構成を生かして、栄養士・管理栄養士、看護師・保健師、社会福祉士・精神保健福祉士、保育士・幼稚園教諭など、それぞれの職業活動の相互の理解や認識の共有を促進するとともに、本学の教育の目標のひとつである「関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む」ことを目的として、保健医療福祉連携教育科目及び学部共通科目が設定されている。

連携教育科目は、各学科で学んでいる専門教育の学修を活かしながら、専門職連携の実践や課題解決のあり方を学ぶ科目である。4学科混成少人数クラス及び少数チームに分かれて学ぶ「保健医療福祉連携論」(3年)と、4学科混成少人数グループで地域の専門職連携を実際の専門職の活動を通じて学ぶとともに、フィールドワークを行い、連携・協働の実践を試みる科目「地域との協働Ⅰ」「地域との協働Ⅱ」「地域との協働Ⅲ」(1～3年)の4科目を開設している。

学部共通科目は、すべての学科において保健・医療・福祉の専門職として必ず身につけ

るべき知識を得るために必修科目として設けられている科目で、専門職連携の前提知識としての公衆衛生に関する内容を学ぶ「公衆衛生学」と、対人ケアにあたって必要となる感染症の予防などに関する内容を学ぶ「感染微生物学」の2科目を開設している。

科目区分	授業科目名	配当年次	単位	履修区分
連携教育科目	保健医療福祉連携論	3	1	必
	地域との協働Ⅰ	1	1	必
	地域との協働Ⅱ	2	1	必
	地域との協働Ⅲ	3	2	選
学部共通科目	公衆衛生学	1	2	必
	感染微生物学	2	2	必

〈教職課程〉

名寄市立大学では将来教員となることを希望する学生のために栄養学科、社会福祉学科、社会保育学科に教職課程が設けられている。すなわち、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する所定の授業科目を履修し単位を取得した者は、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、同表右欄に掲げる免許状を取得することができる(学則第51条第2項)。また、看護学科では、保健師国家試験に合格し、教員免許状取得に必要な単位を履修した場合、個人申請により養護教諭二種免許状の取得が可能となっている。なお、教職再課程申請に伴い、2019年度より社会福祉学科の中学校教諭一種免許状(社会)は廃止される予定である。

学 科	資 格
栄養学科	栄養教諭一種免許状
社会福祉学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民) 高等学校教諭一種免許状(福祉) 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
社会保育学科	幼稚園教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

「履修 GUIDE」(資料 4-1)において各学科のカリキュラムは「学年別科目展開」「履修例」としても図式化している。なお、本学ではカリキュラム・マップは作成していないが、「授業科目の関連」「授業科目の構成」を掲載してカリキュラムの体系が理解できるような工夫も行っている学科もある。統一した図やカリキュラム・マップの作成は今後の課題のひとつである。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

名寄市立大学では、単位の実質化を図るために CAP 制を採用し、各年次における履修上

限単位数を 50 単位と定めている（資料 4-2「名寄市立大学履修規程」第 3 条）。

連携教育科目及び他学科との共通科目等を除き、各学科ともほとんどの科目の授業を 1 クラスの定員 50 名（栄養学科は 40 名）で実施している。

教務委員会を中心にシラバスを作成している。シラバスには「学習到達目標」「授業の概要」「授業の計画」「授業の留意点」「学生に対する評価」「教科書（購入必須）」「教科書（購入任意）」の項目を設けている。シラバス作成上の注意点を教授会および文書を通じて周知している。シラバスは学生に配布するとともにウェブでも公開している。

教育の効果を高めるために演習科目は複数の担当者を置き、少人数グループに分けて行うなどの措置を講じている。例えば、初年次教育として位置づけられる「基礎演習」では、1 クラスの学生数を 10 名程度に設定して開講している。2016 年度から開講した「専門基礎演習」では一人の教員が 4～5 名の学生を担当するという授業を展開しており、本学の教育の基本方針のひとつである「少人数教育の実践」を具現化している。「専門基礎演習」は教養教育科目に位置付けてはいるが、入学直後から専門性への関心を高め、キャリアの具体的なイメージを醸成するための工夫をしている。

具体的な教育方法は各教員の裁量に委ねられているが、学生の理解を深めるためにさまざまな工夫が行われている。「2016 年度 名寄市立大学点検・評価報告書」（資料 1-11）によれば、①自作の出席票に毎回の授業の感想を書いてもらい、コメントを付けて次回の授業のとき返却する ②授業の理解に役立ちそうなコメントについて次回の授業で紹介し、学生の意見を聞くなど、学生の主体的な参加を促す ③授業の内容に関する課題を毎回与える ④虫食いになっている授業資料を学生に配布し、授業に適度の緊張感を与える ⑤ビデオ、DVD などの視聴覚教材を利用して授業を進めるなどの工夫。このように、多くの教員がティーチングからラーニングへの転換やアクティブ・ラーニングの試みを行っている。また、教養教育部の教員が中心的に担っている「基礎演習」については、独自に授業アンケートを行い、それに基づき全教員に参加を呼び掛け、毎年「基礎演習学習会」を開催している。このことにより、より効果的な指導の在り方や、講義内容の改善に繋がっている。

さらに、2017 年 4 月に新図書館が開館し、1 階にアクティブ・ラーニングのための空間を開設したことも、今後の教育方法の一層の向上に資すると捉えている。同年 3 月には、アクティブ・ラーニングについて教務委員会主催による教育懇談会を開催し、教員の共通理解を図ったところである。

1 年次に 4 科目の必修科目として配置していた「英語 I・II」「コミュニケーション英語 I・II」を 2016 年年度より 1 年次 2 科目、2 年次 2 科目に配置することで、英語教育の充実を図った。英語読解力強化を目的に、e ラーニングによる英語読解力強化プログラムを導入し、その結果を成績に反映させている。また、これら必修の英語科目では、1 年次の始めにクラス分け試験を実施し、それをもとに習熟度別クラス編成を行ってきた。2016 年年度より 1 年次の終わりに英語外部試験を導入して、学生の英語力を客観的に測定するだけでなく、その結果を 2 年次の習熟度別クラス分けの資料として活用している。学修支援を必要とする学生のために英語関連科目の一部と情報科目に SA（ステューデント・アシスタント）を導入している。

栄養学科では、3 年次後期から準備が始まる卒業研究は、卒業時まで研究室ごとにゼミ

ナール方式により運営し、それぞれの問題意識を明確にし、科学的根拠に基づく問題解決能力、批判的思考、論理的思考力を養い、新しい知見を見出す態度を修得し、将来管理栄養士として行動する能力を身につけることを目的に各研究室で少人数（各教員に対して学生4名程度）での取り組みが展開されている。また、研究室ごとに国家試験対策や就職活動対策などの対応にも取り組んできている。学生の学修環境の改善に向けた検討を学科で行っている。

看護学科では、4年次の「統合実習」は、既習の講義・実習を統合して、学生の興味・関心領域における看護実践能力の向上を目指すことを目的としている。「卒業研究」では、学生がテーマを設定し、より主体的に専門領域を学ぶ機会を設けている。学生自身が希望した実習場所・研究テーマを選択することは、学生自身の主体的な取り組みを促すことにつながっている。さらに、卒業生から卒業直前の技術演習と新卒看護師としての体験を聞き、看護専門職者・社会人としての心構え育成し、大学から臨床現場への移行を助けるような科目「看護統合演習」を配置している。

社会福祉学科では、3年次の総合演習、4年次の「卒業研究」など研究室ごとにゼミナール方式により運営し、関心の高いテーマについて主体的に学ぶような機会を設定している。

社会保育学科では、「専門基礎演習」を始めとする演習科目は複数の担当者を置き、少人数グループに分けて行うなどの措置を講じている。実際の授業においては、地域の子ども・保護者や、子どもに関わる様々な職種と交流したり、各種施設の見学に出かけたりするなどのフィールドワーク、自然環境などの地域資源を活用したワークショップ等を取り入れている。これら授業に関する履修指導は、入学式直後のガイダンス及び宿泊オリエンテーションで行っている他、履修に関する相談を随時行っている。

各学科は卒業研究を必修とし、大学での学びの集大成と位置付けている。卒業研究の内容は毎年卒論発表会での口頭発表やポスターによる発表、論文集の発行など通じて公表している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。

単位認定について、本学では、授業科目の単位数は1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成すること、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とすること、実験・実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とすること、卒業論文、卒業研究等の授業科目の単位についてはこれらに必要な学修等を考慮して定めると規定されている（資料3-7「名寄市立大学学則」第35条）。

本学では、当該授業科目について履修登録を行った上で授業に出席し、試験・レポートまたは提出物等による審査に合格した者に所定の単位が認定される（資料3-7「名寄市立大学学則」第36条）。入学前の既修得単位の認定については、学則に基づき認定している（資料3-7「名寄市立大学学則」第39条、40条）。

成績の評価は、「秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。」と規定されている（資料3-7「名寄市立大学学則」第37条）。また、成績評価値については、名寄市立大学学則第37条の2（資料3-7）により「成績の評価を数値化し、

成績評価値として学生ごとに算出することができる。」と規定され、「成績評価値は、成績の通知に係る文書に記載し、又は証明に係る文書で証明することができる。」とされている。本学の成績評価値は GPA よって算出される（資料 4-3「名寄市立大学成績評価値に関する規程」）。現在、GPA は看護学科において日常の教育活動や保健師課程履修者選抜試験などで活用されている。今後は看護学科の先行的実践を生かしながら、他学科でも活用できるルール作りを行い、GPA の低い学生の教育指導の材料とするなど、GPA の教育的活用を広げていくことが必要である。

学生の授業への出席状況、授業態度等については、月に 1～2 回開催される各学科及び教養教育部の会議において報告し、情報を共有するとともに、成績評価及び単位認定の適切性についても議論し、教務委員会と十分連携を図った上で成績評価及び単位認定を行っている。

本学では、2 年次から 3 年次への進級には、一定の要件を満たしていることが必要となる。大学での在籍期間が 2 年以上（休学期間を除く）であること、教養教育において必修とされる科目のうち、1・2 年次開講の必修科目（7 単位）を履修し単位を修得しているか、もしくは単位履修見込みであること、上記教養教育科目必修 7 単位を含めて、1・2 年次において修得した教養教育科目と専門教育科目の単位数合計が 52 単位を越えていること、が進級要件となる（資料 4-1「履修 GUIDE」）。事務局教務課が作成した単位取得一覧表をもとに進級要件を満たしているかを各学科、教養教育部がチェックし、教務委員会での報告後、教授会で進級判定を行っている。

卒業認定については、事務局教務課で学科ごとにまとめた単位取得の一覧表について、まず各学科、教養教育部で卒業要件を満たしているかどうかをチェックする。その結果を教務委員会に報告し、最終的に教授会で卒業認定を行っている。

単位（制度）と単位の修得、試験、成績の評価、進級・卒業の要件等については、各学科及び教養教育部の新入生ガイダンス及び新入生全体ガイダンスを通じて学生に周知するとともに、「履修 GUIDE」（資料 4-1）にも明記している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学生の学修成果を測るのはなかなか困難であるが、学位授与方針にもあるように各学科の教育は専門職業人の養成を主眼としている。その意味では、各学科の国家試験合格率および就職状況は本学の学修成果を示す一つの指標になると思われる。

「名寄市立大学 2017 年度 入試・就職資料」（資料 4-4）によれば、2014 年から 2016 年までの 3 年間の国家試験合格率は、管理栄養士国家試験合格率が 75.0%、76.3%、88.1%、看護師国家試験合格率が 100%、98%、98%、社会福祉士国家試験合格率が 56.5%、61.2%、50.9%（いずれも新卒）となっている。特に看護師国家試験合格率と社会福祉士国家試験合格率は、全国の合格率（新卒）を上回っている。なお、保健師国家試験合格率は 3 年間すべて 100%となっている。

2016 年度の就職状況について、「2018 年度大学案内」（資料 1-8）によれば、栄養学科 93%、看護学科 100%、社会福祉学科 98%である。職種別に見ると、栄養学科は管理栄養士・栄養士職 71%、公務員 8%、一般企業など 21%、看護学科は看護師 73%、保健師 15%、

進学 4%、その他 8%、社会福祉学科は福祉職 45%、病院関係 6%、教員 8%、公務員 28%、一般企業 13%となっており、専門職業人の養成を学位授与方針とする大学としては一定の成果を上げていると判断する。国家試験合格率及び就職状況は教授会において報告されている。

また、2006 年度入学生から 2014 年度入学生までの学部全体の卒業率（在籍 4 年）は、88.6%から 95.9%、特に 2012 年入学生から 2014 年度入学生までは 90.7%、95.5%、95.9%で徐々に改善傾向にある。このような卒業率の改善傾向は、学生の学修意欲の表れと見ることができ、広い観点から学修成果の評価と捉えている。

本学は 2017 年度に学科の学位授与方針を策定し、明示したが、方針に示した知識・技能・態度等の学修成果を把握・評価する新たな方法を全学的に確立することが今後の課題である。こうした課題への取り組みの発端として連携教育委員会が 2016 年度から行っているルーブリック「連携教育カルテ」（資料 4-5）がある。連携教育科目は 1 年次に「地域との協働Ⅰ」、2 年次に「地域との協働Ⅱ」、3 年次に「地域との協働Ⅲ」、「保健医療福祉連携論」が配置されており、「連携教育カルテ」（資料 4-5）を受講生に配布し、「1 年生から 3 年生にかけて履修する連携教育科目での学びを記録」させている。評価は大きく「ケアの向上」と「コラボレーションの向上」の二つに分かれ、「専門職連携の意義」「専門職の自覚・役割」「フィールドの理解」「参加姿勢」「他者理解」「リーダーシップ」などを含む 10 項目について学生自身が 5 段階で評価する。連携教育科目は、本学の教育の目標である「関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む」ことを目的として設置された科目群であり、「連携教育カルテ」（資料 4-5）でその教育効果・学修成果を測定している。こうした取り組みをさらに広げて教育課程の改善に繋げていくことも必要であると考ええる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に検証を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、指定規則の変更、社会保育学科の開設、教職の再課程認定などに伴い教育内容や教育方法を改善してきた。また、毎月 1～2 回開催される各学科及び教養教育部の会議において、本学の教育内容、教育方法の適切性について検証を行ってきた。毎月開催される学科長等会議で各学科の検証内容が報告され、各学科の大枠の科目区分を統一したり、科目間の順次性を改善したり、授業内容の一層の充実を図る必要がある場合には、開講時期の変更や科目担当者の変更等が教務委員会との連携のもと検討され、教授会の議決を経て実施されてきた。

各学科の実習について、事前の懇談会等で実習先の指導者と教員が実習内容や指導方法について打合せを行ない、実習報告会で教員と学生、実習先の指導者が報告内容について意見を交換している。こうした活動を通して社会的ニーズも考慮しながら、各学科は実習の内容や方法の適切性について検証し、その結果を学科内で共有するとともに、次年度の実習の改善に結びつけている。

連携教育科目と教職科目については、連携教育委員会、教職課程委員会で教育内容と教員配置の検討を行い、教務委員会での確認を通して教授会で決定している。

FD・IR 委員会、学生委員会が 2017 年 4 月に出した「2016 年度 名寄市立大学学生生活

満足度調査結果報告書」(資料 4-6) の教育に関するデータによれば、本学の教育全体に対する満足度は「大変そう思う」5.6%、「そう思う」64.1%であり、約 70%が本学の教育に満足していると判断できる。しかしながら、学科間及び学年間の結果に開きがあるとの指摘もある。

社会保育学科の開設、連携教育科目や教養教育科目の変更等に伴い時間割が過密化しているため、今後は、受講者数などを教務委員会で調査し、学科長等会議と連携しながら、調査結果に基づいて開講科目の整理、開講年次や開講形態の変更(同一時間内での複数科目開講、隔年開講など)を検討する必要がある。

学生満足度調査結果、そして、授業評価アンケート調査結果等を教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みに繋げることは今後の大きな課題である。特に、授業評価アンケートについては、開学以来、継続的に実施してきたが、学部全体の授業改善や教育の質の向上に向けて活用するには、現行のアンケート方式を変更する必要があると考え、新たな授業評価アンケートの実施と授業改善の方針及び手段を検討するワーキングチームを FD・IR 委員会内に発足した。

現行の授業評価アンケートは、専任教員が 1 つか 2 つの担当科目を選び中間アンケートを実施し、その結果をもとに受講者と協議しながら授業を改善するという方式を採用している。しかしながら、オムニバス形式の授業をアンケートの除外科目にしたこともあり、評価の対象となる授業数が極めて限定されている。今後は、実習等の除外科目を除く、原則すべての科目で授業評価アンケートを実施し、学部全体の教育内容及び方法を検証し、その結果を学部全体の授業改善に結びつける必要がある。アンケートの実施と集計作業の人的負担を軽減するためにウェブを活用する予定である。さらに、現行方式は、中間アンケート結果が授業担当者にフィードバックされるが、その結果を踏まえた授業改善の内容が公表されていないため、どのように授業改善を行なったのかは他の教員にはわからないシステムになっている。今後は、授業改善に関する情報を公表し、教員間で共有し、授業改善に結び付けることが大切である。そのためには、学科等の授業改善の取り組みをまとめたものとして、かつての「授業改善通信」のようなものを発行することも必要であると考ええる。

これまでの授業評価アンケートは FD・IR 委員会から選出された委員を中心に実施されてきた。しかしながら、「2016 年名寄市立大学点検・評価報告書」(資料 1-11)において「教育内容、教育方法の適切性につき各学科で定期的に検証を行っているが、全学的な視点での検証と、検証結果をもとに改善に向けた取り組みを行う体制整備が必要である」という指摘があった。教育の質の向上と教育の改善に向けた組織的な取り組みを推進するために内部質保証推進委員会があらたに発足した。新たな組織では、授業アンケートの実施や方法の開発、web 環境の整備、データ収集、授業改善に向けた取り組み情報の集約・公表なども行う予定である。

開学以来、指定規則の変更や学部再編に伴い教育内容・方法の検証・改善を行ってきたが、年限を決め定期的に行ってきたわけではない。今後は、授業評価アンケートや学生満足度調査、⑥で触れたルーブリック、それら以外の様々な資料を参考にしながら、教育課程及びその内容、方法と教員配置の適切性について 4 年毎に検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていく。

2. 長所・特色

2006 年度の本学開学時の教育の理念は①保健・医療・福祉の連携と協働、②少人数教育の実践、③地域社会の教育的活用と地域貢献であった。のちに、「大学の理念」、「大学の目的」、「教育の目標」、「教育の組織・内容・方法」が新しく制定されたが、開学時の 3 つの教育理念は、それらのなかで活かされ、本学の教育の長所・特色になっている。

初年次教育の要として位置づけられている「基礎演習」や「専門基礎演習」は少人数教育の実践を具現化したものであり、「卒業研究」もゼミナール形式で行われるなど、他の科目においても、少人数教育が実践されている。1 年後期から始まる連携教育科目「地域との協働Ⅰ」では地域との関りを初年次の段階から学生に意識させ、「地域との協働Ⅱ」では実践を通じて地域との関りを学ぶ。

「基礎演習」及び「地域との協働Ⅰ」は 4 学科混成クラス編成であり、学生が授業を通して学科間交流をする機会にもなっている。学科間交流が 2 年次の「地域との協働Ⅱ」や 3 年次の「保健医療福祉論」の保健・医療・福祉を中心とした他職種連携の実践教育に結びついている。

さらに本学の学修成果の特色としてあげられるのが、卒業生の多くが保健・医療・福祉の専門性を活かした職業に就いていることである。専門職養成を学位授与方針とする本学は、一定の教育成果をあげていると判断できる。また、大学案内の 2016 年度就職先の地域を見れば、栄養学科が北北海道 21%、北北海道を除く道内 45%、看護学科が北北海道 28%、北北海道を除く道内 57%、社会福祉学科が北北海道 23%、北北海道を除く道内 37% となっており、4 分の 1 ほどの卒業生が北北海道に、過半数の卒業生が北北海道を除く北海道内に就職している。

この点においても、本学は地域に立脚した公立大学としての使命を果たしていると言える。

3. 問題点

本論で述べたように、カリキュラム・マップ案を各学科で検討してきたが、本学に合った完成形までには至っていない。これは、「名寄市立大学の将来構想(ビジョン 2026)」(資料 1-12)においても 2018 年度の課題として挙げられている。

また、全学的な授業改善を促進するために現行の授業評価アンケート方式を変更する必要がある。一部の科目を除く原則全科目で実施すること、授業改善を可視化することが今後の大きな課題となる。内部質保証推進委員会を中心とした組織的活動が重要である。

連携教育委員会が連携教育科目の学修成果を測定するために作成した「連携教育カルテ」(資料 4-5)のようなルーブリックを他の科目にも導入することが今後の検討課題である。

4. 全体のまとめ

授与する学位ごとの学位授与方針、教養教育及び授与する学位ごとの教育課程の編成・実施方針を策定し、公表している。また、教育課程の編成・実施方針に基づき各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。教育課程を体系的に可視化するための工夫は行われているが、体系と科目の位置づけをより明確にするためのカリキュラム・マップの作成は今後の課題である。

学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を行っている。各年次の履修上限単位を 50 単位としている。教務委員会を中心にシラバスの内容の統一を図っている。教育においては初年次に開講されている「基礎演習」「専門基礎演習」など少人数教育を実践している。教養教育や専門教育においてもさまざまな教育上の工夫が見られる。

成績評価、単位認定、学位授与は適切に行われている。成績評価等は「履修 GUIDE」等を通じて公表し、周知している。進級判定・卒業判定に関しては、各学科で要件を満たしているかどうかをチェックし、その結果が教務委員会で報告され、教授会にて最終判定を行っている。

学位授与方針に明示した学生の学修成果の適切な把握及び評価については、国家試験合格率や就職状況、あるいは卒業率などを見るかぎり専門職養成という本学の教育目標を一定程度実現していると判断できる。しかしながら、教育効果を測定し、学生個々の学修効果の達成状況を把握する仕組みはない。連携教育委員会が連携教育科目で実施しているルーブリックなどの試みを今後広げる必要性がある。

指定規則の改正や学部再編に伴い教育課程及びその内容、方法の適切性についての検証・改善は行われてきたが定期的に行ってはいない。今後は 4 年を目途に検証・改善に取り組む予定である。また、検証・改善のためのデータとなる現行の授業評価アンケートには、対象となる授業数が少ないこと、改善内容が可視化されていないことなどの問題がある。今後は、充実した授業評価アンケートの開発と実施、授業改善に向けたシステム作りなどについて内部質保証推進委員会を中心とした全学的な努力が必要である。授業評価アンケート、学生満足度調査、ルーブリックなど多様なデータを活用し、多角的な視点から教育課程の検証・改善に取り組むことが必要である。

根拠資料

- 資料 4－1 2018 履修 GUIDE
- 資料 4－2 名寄市立大学履修規程
- 資料 4－3 名寄市立大学成績評価値に関する規程
- 資料 4－4 名寄市立大学 2017 年度入試・就職資料
- 資料 4－5 連携教育カルテ
- 資料 4－6 2016 年度名寄市立大学学生生活満足度調査結果報告書

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

1) アドミッションポリシーの策定と公表

本学では、2017年、学部、学科で入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）（資料1-1）を改訂し、求める学生像を学生募集要項（資料5-1 <https://www.nayoro.ac.jp/exam/bosyu/2018bosyu.html>）、入学者選抜要項（資料5-2 <https://www.nayoro.ac.jp/exam/senbatsu/2018senbatsu.html>）、ホームページ、広報用キャンパスガイド等で公開している。以下がその内容である。

[保健福祉学部]

「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す」を理念とする名寄市立大学保健福祉学部は、「保健・医療・福祉・保育関係の職に携わる職業人としての適性と自主自立の気概を有し、社会に貢献し、自己の目標実現に向けて努力する学生」を受け入れます。

(1) 栄養学科

栄養学科は、人々の健康と生活の質向上に貢献し、栄養管理および栄養教育ができる専門家を目指す学生を求める。

1) 入学に向けた望ましい学びや経験

栄養学は自然科学に係る内容だけでなく社会科学に係る内容も含む。したがって、幅広く基礎的な学力をしっかりと身につけることが望まれる。また、管理栄養士は対人サービスを行う専門職であることに加え、他職種と協働して仕事に取り組むことが多いことから、相手の話したいこと、伝えたいこと、聞いてほしいことなどを引き出せる力や自分の考えなどを相手が理解できるように伝えることができる力などのコミュニケーション（言語・非言語）能力が求められる。人とのかかわる力やコミュニケーション能力は普段の人間関係を通して育まれるため、普段から対面での人とのかかわりをもつ機会を積極的に増やすことが望まれる。更に、食生活を含む自分の生活を自分で管理する能力も求められることから、自分の生活をつくっていく基本的な力を身につけていくことが望まれる。

2) 栄養学科にふさわしい能力や適性

- ① 広い範囲において高い基礎学力を有している。
- ② 自主自立の気概を有し、社会貢献および目標実現に向けた努力を行う能力を有している。
- ③ 地域社会や人びとの生活・健康などに広く関心をもっている。
- ④ 他者理解とコミュニケーションの基礎となるリテラシーを有している。
- ⑤ 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。

- ⑥ 自分の生活を整える基本的な能力を有している。

(2) 看護学科

看護のあり方を幅広い視野で探究するとともに、地域社会への関心をもち、自ら学びを深める姿勢をもつ学生を求める。

1) 入学に向けた望ましい学びや経験

看護者には、人々の健康や生命を大切に考え、専門的な知識・技術を培うことが求められる。そのためには看護者は、人々がよりよい健康を目指した活動ができるように、社会の課題に関心をもち、自ら課題解決に向けて取り組む能力が求められる。

また看護を必要としている場合には、その人のできること・できないこと、必要としていることを理解できる温かな洞察力とコミュニケーション能力が必要である。その人が満足すること・幸せに思うことを知り、その人と共に最善の方法を導き出していく能力である。こうした能力は、出会った人々との多様な人間関係を経験することによって、自己と他者の価値観の違いを知り形成されていく。様々な人々との出会いによって、自分自身が成長できているという経験を積んでおくことが望まれる。

看護者は、チームメンバーと協働してケアを提供する。チームの一員として自らの健康管理に留意すること、日常求められる行動に責任をもつことが、お互いの信頼関係を築いていく。そのためには、自分のできること・できないことを表現する力、サポートし合う力が必要である。またチームメンバーの良さや強みを認め合い、成果を目指して調整する能力が必要である。これらのことを意識して、入学前の学習と活動に臨むことが求められる。

2) 看護学科にふさわしい能力や適性

- ① 幅広く興味を持って教科科目を学習し、高い基礎学力を有している。
- ② 人々の健康や環境問題に関心をもち、課題解決に向けた意欲を持っている。
- ③ 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- ④ 他者を深く理解しようとする姿勢を有している。
- ⑤ 論理的な思考力を備えている。
- ⑥ 社会的な活動に関する経験や意欲を持っている。

(3) 社会福祉学科

社会福祉を基盤とし、生活・健康・教育などについて専門的に学び、一人ひとりを大切にしていく対人援助ができることを目指す学生を求める。

1) 入学に向けた望ましい学びや経験

社会福祉士は、障がいがあることや環境上の理由によって、日常生活に困難を抱えている人たちや集団・組織、地域からの福祉に関する相談を受け、助言や指導、関係者との連携・協働、交渉を行う専門職であり、国民の福祉の増進のために活動する。

そのためには、人々が生活する地域社会、環境に関心をもち、各種福祉施設等の見

学やボランティア活動を体験しておくことも必要である。社会福祉現場においてソーシャルワーカーは、相談に来られる方々と面接を通してアセスメントに必要な情報の収集を行うため、コミュニケーション能力（言語・非言語）や、関係機関・関係職種とチームで活動する協働性や情報の共有、連携調整する能力が必要である。これらのことを意識して、入学前の学習と自発的な活動に臨むことが求められる。

2) 社会福祉学科にふさわしい能力や適性

- ① 幅広い教科科目について学習し、高い基礎学力を有している。
- ② 地域社会や環境問題に関心を持ち、課題解決に向けた意欲を持っている。
- ③ 他者理解とコミュニケーションの基礎となるリテラシーを有している。
- ④ 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- ⑤ 自己の生活をマネジメントできる基本的な能力を有している。
- ⑥ 論理的な思考力を備えている。
- ⑦ 社会的な活動に関する経験や意欲を持っている。
- ⑧ 公共性や倫理性を基盤として、グローバルな視点を有している。

(4) 社会保育学科

子どもをとりまく社会や環境を広く見据えた保育のあり方を探求し、課題解決に向けて積極的・自主的に学ぶ姿勢をもつ以下のような学生を求める。

1) 入学に向けた望ましい学びや経験

保育者には、子どもたちに教科書的な知識を教えるよりも、人間形成の基礎を培うことが求められる。もちろん保育の技術も修得しなくてはならないが、とくに大事なものの一つはコミュニケーション能力である。この能力はただ「人と仲良くする」というだけにとどまるものではない。たとえば、共通の目的を達成するために協働する能力、要求や意見の対立を調整し、適切に解決していける能力である。こうした能力は個人の資質や性格によるというよりも、多様な他者に関わる経験を積み重ねることによって形成される。したがって様々な機会や場面で、そうした経験を積んでおくことが望まれる。

入学までに習得しておいてほしいことの中に、保育者になるための特別な専門的知識や技能というものはさほどない。大切なのは、子どものような驚きの感覚と幅広い興味と論理的思考能力である。有能な保育者は自然や社会に対して科学的な関心を持ち、広い視野で考えることができる優れた教養人でもある。これらのことを意識して、入学前の学習と活動に臨むことが求められる。

2) 社会保育学科にふさわしい能力や適性

- ① 幅広い教科科目の学習について、高い基礎学力を有している。
- ② 歴史や社会問題に関する知識を身につけている。
- ③ 他者理解とコミュニケーションの基礎となるリテラシーを有している。
- ④ 自己を適切に表現できるコミュニケーション能力を有している。
- ⑤ 論理的な思考能力を備えている。
- ⑥ 社会的な活動に関する経験や意欲を持っている。

以上のポリシーに基づき、学生募集を行っている。なお、「本学に入学できる者」として、学校教育法第 90 条に基づき、「本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」（資料 3-7 名寄市立大学学則第 26 条）と定められている。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ③ 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同様の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑦ その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2) 入学者選抜方法

実施している入学者選抜は、一般入試、特別選抜（推薦入試、社会人選抜）、3 年次編入である。以下は、「平成 29 年度学生募集要項」（資料 5-1）に記載されている各選抜種別の出願資格である。

【一般入試】

平成 29 年度大学入試センター試験のうち、本学の指定する教科・科目を受験した者で、次のいずれかに該当する者。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成 29 年 3 月卒業見込みの者
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び平成 29 年 3 月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成 29 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みのある者。ただし、学校教育法施行規則第 150 条第 7 号の規程により本学への出願を希望する者は、あらかじめ入学資格の認定を受ける必要がある。

【推薦入試】

- ① 高等学校又は中等教育学校を平成 29 年 3 月卒業見込みの者及び平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの卒業者（過年度生を除く）
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を平成 29 年 3 月修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を平成 29 年 3 月修了見込みの者

また、推薦要件として、「調査書の評定平均値が 3.5 以上の者」「合格した場合、入学することを確約できる者」の 2 項を明示している。

【社会人選抜】

出願できる者は、平成 29 年 4 月 1 日までに 22 歳に達し、社会人の経験を 3 年以上有する者で、次のいずれかに該当する者。なお、社会人の経験には家事従事期間を含むが、定時制・夜間・通信制以外の学校（大学、短期大学、専門学校、予備校等）に在籍していた期間は含めない。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。なお、学校教育法施行規則第 150 条第 7 号の規程により本学への出願を希望する者は、あらかじめ入学資格の認定を受ける必要がある。

【3 年次編入学】

名寄市立大学編入学規程（資料 5-3）による各学科の出願資格は以下のとおりである。なお、平成 29 年度入試は看護学科のみ実施した。

（１）栄養学科

栄養士免許に必要な単位を取得した者、又は取得見込みの者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 大学又は短期大学を卒業した者、又は卒業見込みの者。
- ② 専修学校専門課程を修了した者、又は修了見込みの者（修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間が 1700 時間以上であり、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（２）看護学科

看護師免許を有する者、又は看護師国家試験受験資格を有するものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 3 年制又は 2 年制の看護系短期大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- ② 看護系専修学校専門課程を修了した者、又は終了見込みの者（修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間数が 1700 時間以上であり、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

（３）社会福祉学科

次のいずれかに該当するものとする。

- ① 大学又は短期大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- ② 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者、又は修得見込みの者
- ③ 福祉系専修学校専門課程を修了した者、又は修了見込みの者（修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間数が 1700 時間以上であり、学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 社会保育学科

幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状若しくは保育士資格を取得した者、又は取得見込みの者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 大学又は短期大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- ② 指定保育士養成施設である専修学校専門課程を修了した者、又は修了見込みの者（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な授業時間が1700時間以上であり、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(5) 障がい者を有する学生に対する配慮

障がい者を有する入学志願者については、「名寄市立大学入学試験における受験上の合理的な配慮に関する要綱」（資料5-4）に基づき、学生募集要項（資料5-1）に「合理的配慮を必要とする入学志願者の事前相談」を記載している。

平成29年度入試において、障がいのある受験生から出願があった際には、入試運営委員会及び入試センターが窓口となって、当該受験生や保護者及び在籍する高校と、受験方法や受験環境の整備等について、事前協議を重ねて対応した。

また、別途、「名寄市立大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（資料5-5）を定め、入学志願者に対応している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

1) 入学定員・選抜方式

本学の入学定員は、栄養学科40名、看護学科50名、社会福祉学科50名、社会保育学科50名、計190名、3年次編入学計18名（栄養学科3名、看護学科5名、社会福祉学科7名、社会保育学科3名）である。

(1) 一般入試

前期・後期の分離分割方式で実施している。募集人員は、入学定員が異なる栄養学科を除き、学科入学定員の6割（看護学科、社会福祉学科、社会保育学科各30名）である。大学入試センター試験の試験科目は各学科とも前期、後期共通で、栄養学科、看護学科、社会保育学科は4教科4科目、社会福祉学科は3教科3科目である。これらの教科目試験の得点と2次（本学個別）試験で実施する小論文、個人面接の評価点を合計し、合否判定を行っている。配点は、各学科とも大学入試センター試験科目各100点、2次試験100点（小論文80点、面接20点）である。

(2) 推薦入試

募集人員は、栄養学科を除き、入学定員の4割（看護学科20名、社会福祉学科20名、社会保育学科20名）である。この枠内に地域指定を設けている。栄養学科3名、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科は各5名である。指定地域は、上川北部圏（名寄市、士別市、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村）所在の高校である。出願資格は、調査書の評定平均値3.5以上、専願、現役生のみとしている。調査書、小論文、個人面接を

点数化した上で総合的に判定している。配点ウェイトは調査書 1：小論文 2：個人面接 1 である。

(3) 3 年次編入学

選抜は平成 20 年度から行っている。募集人員は、栄養学科 3 名、看護学科 5 名、社会福祉学科 7 名である。選抜方法は、「本学が実施する小論文、英語（社会福祉学科を除く）、専門科目（社会福祉学科を除く）、個人面接及び出願書類の内容を総合して行います。」としている。

2) 入学者選抜状況

(1) 一般入試

一般入試についての実質倍率を見ると、栄養学科では一般前期が 1.8 倍～2.7 倍、一般後期が 1.5 倍～4.8 倍。看護学科では一般前期が 2.1 倍～4.6 倍、一般後期が 2.3 倍～10.2 倍。社会福祉学科では、一般前期が 1.2 倍～3.5 倍、一般後期が 1.1 倍～7.8 倍。直近 5 年の前期では、栄養学科が 2 倍台。看護学科は、2 倍～4 倍台。社会福祉学科は、2 倍台～3 倍台で推移している。2016 年度入試から実施した社会保育学科の一般入試の倍率は、前・後期とも 2.0 倍、2017 年度は前期 1.3 倍、後期 1.4 倍だった。

[前期]

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
栄養	2.2	1.8	2.2	2.6	2.0	2.4	2.1	2.7	2.5	2.4	2.4
看護	4.6	2.8	2.1	4.3	3.3	2.6	2.9	3.8	4.2	3.4	3.8
社会福祉	2.5	2.4	1.6	3.5	3.1	1.2	3.2	2.2	2.7	2.4	2.4
社会保育										2.0	1.3

[後期]

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
栄養		1.5	2.6	3.5	2.8	4.4	4.0	2.0	4.8	2.7	3.7
看護	3.4	10.2	2.6	3.4	3.8	3.8	5.8	2.3	3.7	6.8	2.3
社会福祉	2.5	1.8	3.0	7.8	3.0	1.1	4.2	4.1	6.8	4.4	1.3
社会保育										2.0	1.4

(2) 推薦入試

推薦入試についての実質倍率を見ると、栄養学科では 2.3 倍～3.7 倍。看護学科が 2.1 倍～4.0 倍。社会福祉学科が、1.0 倍～2.0 倍。直近 5 年では、栄養学科は、ほぼ 3 倍前後。看護学科が約 3 倍台。社会福祉学科は 1 倍台である。2016 年度入試から実施した社会保育学科の推薦入試の初年度実質倍率は 2.4 倍、2017 年度入試では 1.8 倍だった。

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
栄養	3.3	3.6	2.3	3.5	3.7	2.9	3.7	2.8	3.5	2.9	3.7
看護	2.6	2.6	2.1	4.0	3.9	2.8	3.1	3.8	3.1	3.3	3.5
社会福祉	1.5	1.6	1.6	1.0	2.0	1.3	1.4	1.8	1.7	1.5	1.6
社会保育										2.4	1.8

(3) 社会人選抜

社会人選抜については、栄養学科は 2011 年度入試で 1 人受験、2013 年度入試で 2 人受験、合格者は 2013 年度の 1 人。看護学科は 2007 年度以降、毎年受験生がおり、2009 から 2011 年度、及び 2016、2017 年度で 6 人の合格者。社会福祉学科及び社会保育学科の受験は 0 人だった。

(4) 3 年次編入学

3 年次編入学については、栄養学科は 2013、2015、2016、2017 年度の募集をしていない。これまで 6 人の受験者があったが合格者なし。看護学科は、2008～2017 年度の間に 8 人の受験者がおり、4 人の合格者があった。社会福祉学科については、2008～2016 年度の間に 32 人の受験者がおり、17 人の合格者があった。2017 年度の募集はしていない。

3) 学生募集方法

学生募集のために以下のような広報活動を行っている。

(1) 大学案内(資料 1-8)の作成

大学の理念、大学の目標、教育の目標や、大学の教育の特色（連携教育）、各学科および教養教育の教育内容、就職・進路実績、入試概要と入試データ、学費・奨学金・就学支援などの情報を掲載している。入学希望者の他、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等で配布している。ホームページでは、大学案内（資料 1-8）および、学生募集要項（資料 5-1）、入学者選抜要項（資料 5-2）を公開し、いずれもダウンロードできるようにしている。

（資料 5-6「名寄市立大学ホームページ 入試案内」

<https://www.nayoro.ac.jp/exam/index.html>）

(2) 大学 WEB サイトの活用

受験生が情報収集するための窓口ともいえる本学ホームページに、2016 年度から大学案内(資料 1-8)に掲載する内容を学科毎に 1 分にまとめた動画を公開、ホームページ上でも閲覧できる大学案内とともに本学の特徴をアピールしている。

(3) 受験情報誌等への広告掲載・情報提供

受験生への情報提供として、生徒配布に加えて高校設置用の進学情報誌 1 誌に広告を掲載。また、

高校教員向けに発刊する受験情報誌 1 誌に入試情報を提供掲載、受験校を選択する際のツールの役割を果たしている。また、資料請求サービス運営業者が発行する進学情報誌に広告を掲載、受験生への入試情報資料請求に応じている。

インターネット上では、大手進学情報サイトに情報を掲載し、情報発信を行うとともに、携帯電話サイトにも情報提供を行い、情報発信を行っている。また、それぞれのサイト運営企業からは、本学に対するサイトアクセス者の反応等の情報提供を受け、学生確保対策の参考にしている。

(4) 高校訪問の実施

本学教員が各地の高校を訪問し、進路担当者と情報交換を行っている。2015年度は、短期大学部の募集停止と2016年度開設の社会保育学科についての情報提供を行ったが、2016年度の高校訪問は、保健福祉学部全体の状況、とりわけ社会福祉学科と社会保育学科のアピールに努めた。ここ数年は、広報委員を中心に訪問を行っていたが、2016年度は、広報委員以外の教員の協力も得ながら、広報活動を強化している。

(2016年度高校訪問実績 北海道内高校 115校、北海道外高校 3県 延べ 63校)

また、高大連携事業の一環として、各高校からの求めに応じて出前講義を実施しており、専任教員が本学における学びや、各専門職としての役割などを高校生に伝え、学生確保に努めている。

(5) オープンキャンパスの実施

現在オープンキャンパスは年3回(7月、8月、10月)行っている。入試制度の説明、学部や学科の説明、模擬授業体験、キャンパス案内、在学生との懇談等を行っている。同伴保護者を対象に「保護者進学相談」も行っている。2014年度から、保護者に名寄市を知ってもらうための「名寄を観るバスツアー」を実施している。

(6) 進学相談会への参加

高校単独で開催される相談・説明会や業者による相談・説明会に参加し、情報提供を行っている。東北(特に青森、岩手、秋田)からの受験が見込まれることから、2013年度から北見工業大学と同じ日程・会場にて東北地区の相談・説明会を八戸市と盛岡市で開催している。2016年度からは、青森市と秋田市でも開催し、東北地区4都市で進学相談会を開催している。

(7) 高校教員の本学訪問への対応

2016年度は、北海道内3校、北海道外 2県7校の高校から進路指導担当教員を受け入れた。その際には、広報委員が、本学の特徴、学習環境、入試情報、学生の生活環境などの情報提供を行うとともに高校の志願動向の情報交換を行っている。あわせて、当該出身者が在学している場合は、面談する機会も提供している。

(8) その他

札幌市内での知名度、認知度向上を目的とし、札幌市内で13店舗を有する書店とタイアップし、本学オリジナル文庫ブックカバーを配布、加えて新千歳空港内書店でも配布展開を行ってきた。

また、JR札幌駅構内のピラー・ビジョンに広告を掲出し、札幌市内はもとより、札幌駅の利用者に対してのアピールを行っている。

4) 入学者選抜の実施体制

入試者選抜を実施するために二つの機関を設置している。一つは、選抜に関わる重要事項を審議する「入試センター」で、以下の事項について審議する(資料 5-7「名寄市

立大学入試センター規則」)。

- ・入試制度の基本方針の策定、入学者選抜方法の企画及び開発に関すること。
- ・入学者選抜に係る広報、調査及び分析に関すること。
- ・入学試験に関する諸問題の検討及び処理に関すること。
- ・試験問題の作成及び出題者の委嘱に関すること。
- ・合格者の判定に関すること。
- ・その他入試に関すること。

学長をセンター長とし、副学長、学部長、短期大学部学長、事務局長、教務部長、学生部長、各学科長、教養教育部長、入試広報委員会の長、入試調査委員会の長、入試運営委員会の長で構成されている。入学者選抜に関わる重要事項はすべて、入試センターの審議を経て教授会に諮られる。

もう一つは、入学者選抜試験を実施・運営する入試運営委員会である。入試センター内に設置されている。入試運営委員会では以下の業務を担う。

- ・選抜試験の運営及び実施に関すること（大学入試センター試験の対応含む）
- ・学生募集要項等の作成に関すること
- ・試験問題の作成、問題及び答案の管理に関すること
- ・判定に係る成績書の作成に関すること

問題作成・採点、問題点検、筆記試験監督、面接試験の担当者は、入試センター長が入試運営委員会の意見を聴き委嘱する。

5) 入学者選抜における公正性を確保するための措置

公正性を確保するために、以下のような措置をとっている。

問題作成者の氏名は入試センター委員と入試運営委員及び作成者だけ、試験問題は作成者と問題点検者及び印刷担当者だけが知りえる事項である。秘密保持を徹底させるため、当該者には誓約書の提出を求めている。

面接にあたっては、面接担当者のための入試説明会を開き、評価の観点と方法について周知している。小論文に関しては、ホームページで公開している評価の観点に沿って複数の担当者と採点をしている。担当者間の評価が大きく開いた場合には、第三者を加えて協議をしている。なお、採点の際には受験生の特定ができないように氏名・受験番号は伏せてある。

教授会では、受験番号と点数のみで合否判定を行っている。

6) 入学者選抜における透明性を確保するための措置

配点は学生募集要項（資料 5-1）、入学者選抜要項（資料 5-2）、ホームページ、大学案内（資料 1-8）にて公表している。

小論文については、評価の観点、課題文の出典、試験問題をホームページで公表している。試験問題は持ち帰り可としている。

入試結果はホームページ及び大学案内に掲載している。各入試種別の募集人数、受験者数、合格者数、実質倍率を公表している。推薦入試については、総合得点率の最低と最高及び平均、一般入試（前期・後期）については、総合得点率、センター試験得点率、

2 次試験得点率それぞれの最低と最高及び平均を公表している。社会人選抜は、受験者数、合格者数の結果を公表している。

入試に関わる個人成績を当該者の請求に基づき開示している。開示内容は一般入試と推薦入試では総合点と順位、社会人選抜では評価結果である。

入試に関する各種データについては高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会・説明会等で積極的に説明している。得点率と実質倍率は本学を志望する受験生や進路担当者にとって重要なデータであると考えている。

7) 入学者選抜の検証体制

入試実施後の入試センター会議にて、小論文及び面接の結果をもとにそれらが選抜に有効に機能しているかを議論・検証している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在学学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

本学の各学科は、全て専門職者を養成する課程であり、養成施設として指定規則等関係法令に基づき定員管理を行っている。そのため、国及び北海道の定期的監査も受けながら、自主的に適正な定員管理が行われている。

1) 入学定員と入学者数

入学定員は、栄養学科 40 名（他に編入学定員 3 名）、看護学科 50 名（他に編入学定員 5 名）、社会福祉学科 50 名（他に編入学定員 7 名）、社会保育学科 50 人（他に編入学定員 3 名）、学部合計 190 名（他に編入学定員 18 名）である。2006 年度から 2017 年度までの各学科の入学者数は、栄養学科 38 名～45 名、看護学科 50 名～54 名、社会福祉学科が 49 名～58 名、2016 年度開設の社会保育学科が 52 名である。学部総数では 2006 年度から 2017 年度までが 140 名～154 名、社会保育学科開設後は 196 名となっている。

各学科の定員に対する入学者数は、2013 年度の栄養学科 45 名、2010 年度、2015 年度の社会福祉学科 56 名、58 名を除けば、定員+10 パーセント以内になっている。一方、2012 年度の栄養学科入学者数は 38 名、社会福祉学科の入学者数は 49 名であり、定員充足には至っていない。

本学入試センターでは、一般入試の可否判定の際に過去の合格者の入学定着率を勘案し入学者数を想定している。定員超過や未充足の要因は一般入試における合格者の入学定着率の想定と実際の差異にある。全体的に見れば、大幅な定員超過や定員割れはなく、適切な学生数を確保している。

2) 収容定員と在学学生数

2017 年 5 月 1 日現在の在学学生総数は 692 名である。社会保育学科の学年完成後の収容定員（796 名）に対する比率は 87%であるが、現行定員の比率は 100%である。

学科別の収容定員に対する比率は、栄養学科 101%（在籍学生数 167 名、収容定員 166 人）、看護学科 100%（在学学生数 209 名、収容定員 210 名）、社会福祉学科 100%（在学学生数 214 名、収容定員 214 名）、2016 年度開設の社会保育学科は学年完成後の定員では

50%（在学学生数 102 名、収容定員 206 名）であるが、現行定員では 102%である。

3) 退学者

2006～2016 年度までの 11 年間の退学者総数は 57 名である。学科別に見ると、栄養学科 16 名、看護学科 13 名、社会福祉学科 28 名である。そのうち、在籍 1 年以内の退学者は、栄養学科 3 名、看護学科 6 名、社会福祉学科 4 名となっており、退学理由は、進路変更、一身上の理由などとなっている。本学の教育が専門職養成であるだけに、学科の教育内容と入学者の志望とのミスマッチによる退学者が出る可能性は常にある。こうしたミスマッチの問題に対しては、2016 年度から 1 年次に「専門基礎演習」（必修）を開講し、初年次から学科の専門性への関心を高めるようにしている。

点検・評価項目④：学生受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

入試センター内に入試調査委員会を置き、入試センター会議には委員長と副委員長が出席している。入試調査委員会は、入試センターからの調査依頼を受けて、入試結果をもとに学生の状況・成績と入学試験との関連性を調査し、入試種別と国家試験合格率との相関関係などを報告している。（資料 5-8「入試調査委員会 2015 年度活動報告」）

また、高大接続改革の一つの柱である大学入学者選抜改革に対応するため、学内に入試改革ワーキンググループを設置し、本学独自の課題である推薦入試における地域指定枠、編入学定員などについても、検討を進めている。

2. 長所・特色

各学科とも安定した受験倍率を維持している。2016 年度に開設した社会保育学科も定員を充足する順調なスタートをきることができた。高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会への参加、出前進学相談会の開催などの努力が、受験生の確保につながっている。また、社会のニーズと卒後のキャリア形成のマッチングから、特に、看護系を中心とした保健医療福祉系大学への関心が高いことも、追い風になっていると考えられる。

また、入試においては、センター入試導入後、受験生の論理的思考力とコミュニケーション能力を測るため、個別試験として小論文と面接を実施してきた。対人支援サービスを行う専門職を養成する大学として、今後もこうした個別試験は継続的に行っていく方針である。

3. 問題点

推薦入試における地域指定枠の募集人員が検討課題である。栄養学科（3 名）は 2011 年度以降募集枠を充足できていない。看護学科（5 名）は 2014 年度以降、社会福祉学科（5 名）は、2010 年度以降、それぞれ、募集枠を充足できていない状況にある。開学（2006 年度）以降の指定地域内の高校数と生徒数の減少や地域のニーズを考慮し、地域指定枠の在り方については、大学入学者選抜改革ワーキンググループで、検証を進めていく。

また、編入学の定員についても、特に、社会福祉学科の募集人員 7 名は、これまでの

志願実績からみて、その募集人数を見直す必要があると思われ、同ワーキンググループでの検証を進める。

[地域指定枠(推薦入試) 志願倍率]

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
栄養	1.7	1.3	1.3	2.7	1.3	1.0	1.0	1.3	1.0	2.0	0.7
看護	2.0	1.4	1.4	2.4	2.8	1.4	1.0	1.8	1.4	2.0	0.8
社会福祉	1.4	1.2	1.4	0.4	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4	1.0	0.4
社会保育										1.0	0.4

4. 全体のまとめ

理念、目的を実現するための学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づく教育内容を踏まえ定めた学生の受入れ方針に基づき、本学入試センターが主導し、入学者選抜を公正に実施している。

学生の定員管理については、これまで同様の学生確保の取り組みを進める一方、各専門職養成施設指定規則の遵守によって適正に管理していくことに努める。

これまで、本学の入試制度の課題として捉えていた推薦入試の地域指定枠と編入学の募集人員については、入学者選抜改革ワーキンググループにおいて方向性を定め、新たな本学の入試制度の形を作り上げていく。

根拠資料

- 5－1 平成30年度学生募集要項 URL
- 5－2 平成30年度入学者選抜要項 URL
- 5－3 名寄市立大学編入学規程
- 5－4 名寄市立大学入学試験における受験上の合理的な配慮に関する要綱
- 5－5 名寄市立大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
- 5－6 名寄市立大学ホームページ「入試案内」URL
- 5－7 名寄市立大学入試センター規則
- 5－8 入試調査委員会 2015年度活動報告

第 6 章 教員・教員組織

1. 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「名寄市立大学条例」（資料 6-1）第 3 条で「本学に学長、教員、事務職員及びその他必要な職員を置き、職員の定数は、別に条例で定める」としている。また、「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」（資料 6-2）第 1 条で、「この規程は、大学設置基準第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条並びに教育公務員特例法第 3 条第 5 項の規定に基づき、名寄市立大学に勤務する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手の採用、昇任に関する選考基準を定めることを目的とする」と謳っている。選考の原則として第 2 条で「本学教員の採用及び昇任の選考は、大学の基本理念と教育目標並びに大学運営に対する当該者の理解と尊重を確認し、学歴、職歴、研究活動、教育活動、大学運営活動、学会活動、社会における活動等を総合的に判定して行う」としており、大学として求める教員像について規定している（下表参照）。

名寄市立大学教員編制方針

1. 本学の理念・目的・教育目標を実現するのに十分な教員組織を編制する。
2. 関連法令等により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置する。
3. 高度な知識と技術および高い倫理性を有する専門職養成のため、それぞれの領域において優れた実績を有し、指導力と高い見識を有する人材を配置する。
4. 教養教育、連携教育と専門教育のバランスに配慮した編制をする。
5. 定員における教員 1 人あたりの学生数に配慮した教員組織を編制する。
6. 質の高い臨地実習・現場実習を考慮した教員編制とする。
7. 年齢構成等に配慮した教員組織を編制する。
8. 教員の募集、採用、昇任等は、教員の教育研究活動の業績を評価し、規程に基づき公正かつ適切に実施する。
9. 教員組織の編制及び人事の立案は各学科の意向を踏まえ学長が統括する。

名寄市立大学教員数（総括表）（単位：人）

学科等	2017年5月1日現在 教員数	2017 新教員編制方針
学長	1	1
教養教育部	8	8
栄養学科	19	20
看護学科	27	29
社会福祉学科	18	18
社会保育学科	15	16
計	88	92

また、教員の定数については「別に条例で定める」としているが、開学時の定数を基礎とし、設置基準を満たすだけでなく、学生に対する教育水準の維持・向上に関する自己点検評価の結果から総合的に判断し、学科ごとに増員を含めた新たな教員組織の編制方針が示され、それを部局長・学科長等合同会議で協議し、最終案を策定した。以下、各学科等の編制方針である。大学の理念及び学部の3つのポリシー実現のために、教養教育部を各学科とは別に組織し、各学科がそれぞれのポリシーの実現及び専門職養成に専念できる環境を整え、他の同様学科等の平均を上回る規模の編制にしている（本学保健福祉学部教員ひとりあたりの学生数： $760/92=8.26$ ：社会保育学科完成年次予定数）。従って、教養教育部を除く各学科の教員編制については、各養成課程の指定規則等による基準を満たしたものである以上に、本学の理念・目的及び専門職養成の役割から、更なる教育の充実を図るものとして計画されている。

1) 教養教育部

(1) 教員組織の基本方針

教養教育では「基礎的な知識の習得にとどまらず、ものごとを多角的に捉える視野の広い学び」を目標としている。このことから、カリキュラムを3つのカテゴリー（「言語・情報・スポーツ」「人と社会・自然の理解」「地域の理解」）で展開する。そのために、カテゴリーのバランスのとれた教員組織を編制し、その教育を遂行するために必要な教員を配置する。

(2) 教員配置の考え方

①教養教育を担う独立した組織を掲げていることは、本学の教育の大きな特徴である。

この間、学部再編やそれに伴う学生数増加の中でも教養教育部の教員数は現状維持が続いている。教学や学務分掌の充実の面から教員増に取り組む。

②「人と社会・自然の理解」の科目区分の「人と自然環境」を担当する教養教員が不

在である。大半を非常勤講師で対応している現状であり、バランスよく配置することが当面の課題であると考ええる。

- ③昨年度から 4 学科体制になったことで、初年次教育において、少人数で行っている基礎演習及び英語関連科目の教員の充実が必要になっている。
- ④以上の考え方にに基づき、3 つのカテゴリーのバランスのよい教員配置という観点から、「人と自然環境」の科目を複数担当し、基礎演習や英語関連科目も担え、教職や学務分掌に積極的に関わる教員確保が当面の課題である。

(3) 教養教育部教員組織の編制方針

カテゴリー	科目区分	教授・准教授・講師
言語・情報・スポーツ	言語・リテラシー	2 名
	情報統計	2 名
	スポーツ	1 名
人と社会・自然の理解	人と文化・思想	2 名
	人と社会・制度	1 名
	人と自然環境	0 名
地域の理解	地域の理解	0 名
計		8 名

2) 栄養学科

(1) 教員組織の基本方針

栄養学科では、管理栄養士養成学校指定規則に則り、教育課程を専門基礎分野と専門分野 2 つに分け、さらに栄養教諭の養成のため教職分野を設け、その教育を遂行するために必要な教員を配置する。

(2) 教員配置の考え方

- ①領域は、専門基礎分野の「人・社会・環境と健康」、「人体の構造と疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」、専門分野の「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の 9 領域並びに、教職分野である「栄養教諭」の 10 領域とする。
- ②教員総数は 20 名とする。各領域の教員数は、専門基礎分野の教授・准教授・講師 5 名（「人体の構造と疾病の成り立ち」2 名、「食べ物と健康」3 名）、助教 2 名、専門分野の教授・准教授・講師 7 名（「基礎栄養学」1 名、「応用栄養学」1 名、「栄養教育論」1 名、「臨床栄養学」2 名、「公衆栄養学」1 名、「給食経営管理論」1 名）、助教・助手 5 名、教職分野「栄養教諭」の教授・准教授・講師 1 名とする。
- ③教授は 5 名以上とする。
- ④教員配置は、栄養学科担当科目以外に、学部科目、学務分掌などを考慮する。
- ⑤退職が予定される場合は、できるだけ早く教員確保に取り組む。

(3) 栄養学科教員組織の編制方針

領域		教授・准教授・講師	助教・助手
専門基礎分野	人・社会・環境と健康	0 名	2 名
	人体の構造と疾病の成り立ち	2 名	
	食べ物と健康	3 名	
専門分野	基礎栄養学	1 名	5 名
	応用栄養学	1 名	
	栄養教育論	1 名	
	臨床栄養学	2 名	
	公衆栄養学	1 名	
	給食経営管理論	1 名	
教職	栄養教諭	1 名	
計		13 名	7 名

3) 看護学科

(1) 教員組織の基本方針

- ・看護学科の看護教育課程に則して、教育課程を遂行するための必要な教員数とする。
- ・学科全体を一講座とする大講座としつつ、領域別に教員配置を検討する。

(2) 教員配置の考え方

- ①領域は、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神看護学、在宅看護、公衆衛生看護学の8領域とする。
- ②教員総数は29名とする。各領域の教員数は、基礎看護学4名、成人看護学6名、老年看護学・母性看護学・小児看護学は各3名、在宅看護・精神看護学は各2名、公衆衛生看護学4名、助手2名（領域不特定）とする。
- ③各領域に教授を配置し、教授は8名以上とする。教授が配置できない領域があった場合は、全体で設置基準数である6名以下を下回らないこととする。
- ④各領域の科目主担当者（講師・准教授・教授）は複数置く。助教は各領域の教員数に応じて配置する。
- ⑤教員配置は、看護学担当科目以外に、学部科目、学務分掌などを考慮する。
- ⑥退職が予定される場合は、できるだけ早く教員確保に取り組む。
- ⑦教員配置は、カリキュラムの改正等を踏まえて定期的に見直していく。

(3) 看護学科教員組織の編制方針

領域		教授・准教授・講師	助教	助手
専門分野	基礎看護学	2 名	2 名	2 名

	成人看護学	5 名	1 名	
	老年看護学	2 名	1 名	
	母性看護学	2 名	1 名	
	小児看護学	3 名	0 名	
	精神看護学	2 名	0 名	
	在宅看護学	2 名	0 名	
	公衆衛生看護学	2 名	2 名	
計		20 名	7 名	2 名

4) 社会福祉学科

(1) 教員組織の基本方針

社会福祉学科では、社会福祉士養成課程指定規則ならびに精神保健福祉士養成課程指定規則に則り、教育課程を専門基礎分野と専門基礎分野の2つに分け、さらに教職課程（高校公民・高校福祉・特別支援教育）養成のため教職分野を設け、その教育を遂行するために必要な教員を配置する。

(2) 教員配置の考え方

- ①領域は専門基礎分野の「社会福祉原理系」「社会福祉制度サービス系」「社会福祉方法・援助系」「社会福祉基礎関連系」の4領域と、専門分野の「社会福祉制度・サービス系」「社会福祉相談・援助系」「社会福祉関連実習系」「社会福祉関連・発展系」の4領域を合わせた8領域である。
- ②精神保健福祉士養成課程に必要な専任教員は3名以上である。
- ③教職課程（特別支援教育課程は3名、高校公民3名、高校福祉4名）は各教科に関する専任教員が必要であり、「教職に関する科目」の専任教員が3名以上必要である。
- ④教員総数は18名とする。各領域の教員数は専門基礎分野の4名、専門分野（社会福祉制度・サービス系の6名、社会福祉相談・援助系の2名、社会福祉関連・発展系の5名とする。社会福祉関連実習系の実習指導については学科教員全員が対応し、実習業務については助手又は助教1名を配置する。
- ⑤教授は、「高校福祉」「高校公民」「特別支援教育」の各教職課程における3名と専門基礎分野、専門分野の教授を含めた6名以上とする。
- ⑥教員配置は、社会福祉学科担当科目以外に、学部科目、学務分掌などを考慮する。
- ⑦退職が予定される場合は、教員編成方針に基づき、専門基礎分野・専門分野を考慮し、できるだけ速やかに教員確保に取り組む。
- ⑧教員配置は、カリキュラム改正等を踏まえて定期的に見直していく。

(3) 社会福祉学科教員組織の編制方針

領域		教授・准教授・講師	助教
専門基礎分野	社会福祉原理系	1 名	
	社会福祉制度サービス系	1 名	
	社会福祉方法・援助系	1 名	

	社会福祉基礎関連系	1 名	
専門分野	社会福祉制度・サービス系	6 名	
	社会福祉相談・援助系	2 名	
	社会福祉関連実習系	(再掲・重複 8 名) ※	1 名
	社会福祉関連・発展系	5 名	
	計 (合計 18 名)	17 名	1 名

5) 社会保育学科

(1) 教員組織の基本方針

社会保育学科の教育は、広い社会的視野を持ち、多様な子どもに対応できる能力、高いコミュニケーション能力をもった保育・幼児教育分野でのリーダー育成などに焦点をおいている。免許取得という点では、保育士および幼稚園教諭の養成を軸としている。加えて、障がいなどのある子どもに関する専門的知識・技能を高めるため、特別支援学校教諭の養成も行っている。これらを考慮して必要な教員を配置する。

(2) 教員配置の考え方

①保育士養成課程に必要な専任教員

保育士養成課程に必要な教員は、各系列 1 名以上、計 6 名以上である。

②教職課程（幼稚園教諭）に必要な教員

幼稚園教諭 1 種免許状を振り出すには、「教科に関する科目」の専任教員 3 名以上と「教職に関する科目」の専任教員 3 名以上が必要である。

③特別支援学校教諭養成課程に必要な教員

特別支援教育の教職課程には、各科目区分 1 名以上、計 3 名以上の専任教員が必要である。

これらのうち、保育士養成課程の必要教員は幼稚園教諭教職課程及び特別支援学校教諭養成課程の必要教員と重複することができる。

以上を考慮しながら、各養成課程開講科目を含めた専門教育科目を専門基礎分野と専門分野に整理し、さらに専門基礎分野を 2 領域、専門分野を 8 領域に区分した。実習指導の充実を図るための実務経験者の配置も含め、教員を次の表のとおり配置する。

(3) 社会保育学科教員組織の編制方針

区分		教授・准教授・講師	助教
専門基礎分野	子どもの健康	0 名	
	社会保育の理念	1 名	
専門分野	社会保育	1 名	
	保育の基礎理論	2 名	
	保育の対象理解	1 名	
	保育の内容と方法	3 名	

	保育の教材研究	3 名	
	障がい児の保育・教育	3 名	
	保育の実践	2 名	
	専門研究	—	
計		16 名	

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

本学では、学部及び各学科等の教員編制方針及び教員配置計画に基づいて教員の選考や昇任等の上申が学長より教授会に提案される。教授会は、「名寄市立大学教員選考規程」(資料 6-3)「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」(資料 6-2)に基づき、それぞれ選考委員会を設置し、選考経過の報告を受けた後に承認する手続きをとる。

(1) 教養教育部

現在の教員構成は、「言語・情報・スポーツ」担当教員 4 名、「人と社会・自然の理解」担当教員 3 名、「地域の理解」担当教員 1 名であり、領域間のアンバランスが見られる。このことから、他区分と「地域の理解」担当教員との人数バランスが将来的な課題と考えている。また、2014 年に行った「教養教育部に関する学内教員アンケート」(資料 6-4)では、教養教育科目の担当ということにとどまらず、学生の卒業研究の側面的支援や大学としての高大連携活動を主導する役割を期待する声も大きかった。このことも視野に入れながら、望ましい教員組織の編制を今後検討したい。

(2) 栄養学科

2017 年 5 月 1 日現在、栄養学科には教授 5 名、准教授 4 名、講師 4 名、助教・助手 6 名の計 19 名が在籍している。

専門基礎分野には「人・社会・環境と健康」、「人体の構造と疾病の成り立ち」、「食べ物と健康」の 3 領域がある。「人・社会・環境と健康」領域では、講義科目は主に他領域および教養教育部等に所属する教員が担当している。実習科目（公衆衛生学実習・健康管理論実習）には専門基礎分野の助教 2 名が携わっている。「人体の構造と疾病の成り立ち」領域では、講義科目は主に本領域に所属する専任教員 2 名が担当している。実験科目（解剖生理学実験・生化学実験Ⅰ・Ⅱ）には本領域の助教 1 名が携わっている。「食べ物と健康」領域では、講義科目は主に本領域に所属する教員 3 名が担当している。実験（食品学実験Ⅰ・Ⅱ、食品衛生学実験）および実習科目（食品製造実習）には本領域の助教 1 名が携わっている。調理学に関わる実習科目（基礎・応用調理学実習）は、専門分野を支える基盤科目であると位置づけ、専門分野の助教・助手が携わっている。

専門分野には「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の 6 領域がある。「基礎栄養学」領域では、講義科目は本領域に所属する教員が担当し、実験科目（基礎栄養学実験）に、「人体の構造と疾病の成り立ち」領域の助教 1 名が携わっている。「応用栄養学」、「栄養教育論」、「公衆栄養学」、「給

食経営管理論」、「臨床栄養学」領域では1名の各領域に所属する専任教員が担当している。「基礎栄養学」領域を除く専門分野の実習科目（応用栄養学実習、栄養教育各論実習、臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学実習、公衆栄養学臨地実習、給食経営管理論実習Ⅰ・Ⅱ）と専門基礎分野の食べ物と健康領域の調理学分野の実習（基礎・応用調理学実習）については、専門分野の助教4名が分担して担当している。また、教職（栄養教諭）分野では専任教員1名を配置し、栄養教諭の養成に携わっている。

（３）看護学科

2017年4月1日現在、看護学科には教授8名、准教授5名、講師4名、助教8名、助手2名の計27名が在籍している。

専門分野には、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「母性看護学」、「小児看護学」、「精神看護学」、「在宅看護論」、「公衆衛生看護学」の8領域であり、原則各領域の講義・演習・実習科目は領域に所属する教員が担当している。「基礎看護学」領域の演習では、本領域の教員のほかに助手2名と非常勤インストラクター3名、さらに基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱでは、他の領域の助教6名が携わっている。「成人看護学」、「母性看護学」領域の演習・実習では、本領域の教員のほかに非常勤インストラクター1名ずつ携わっている。

教員の編制方針は、領域の担当科目以外に、学部科目、学務分掌、カリキュラムの改正等を踏まえて検討している。現在、教員の補充が必要な領域については、来年度に向け教員の公募を開始している。

（４）社会福祉学科

現状では、社会福祉学を基盤とした各専門分野を専攻した教育研究業績をもつ教員の欠員があり、教職課程や領域間の配置バランスに課題が残っている。また、所属教員の年齢や教育経験、或いは、実務経験の多寡も見られ、バランスのとれた教員配置が今後の課題である。

修士以上の学位でさらに実習指導対応も可能な教員の配置は困難を極めたが、助教の配置や実習等における負担の平準化や協働体制の構築等の努力を行ってきた。特に、実習巡回体制においては、担当領域を問わず、学科の全教員が社会福祉士養成校協会の研修に参加し、巡回指導者の資格を取得するなどの成果があった。今後も演習と実習の担当体制の再確認や講義・演習・実習等の教育内容に即した業務の再整理や公平な分担、評価等について学科内の協議を活性化したい。

（５）社会保育学科

学科の専任教員数は教授8名、准教授4名、講師3名であり、大学設置基準の他、幼稚園教諭、特別支援学校教諭及び保育士それぞれの養成課程における必要教員数を満たしている。ただ、学外実習担当者として保育所、児童福祉施設および特別支援学校教諭に関してはそれぞれの実務経験者があっているが、これまで幼稚園については実務経験者が不在であった。今後の実習指導の充実を図るためには幼稚園教諭の実務経験者の

採用が急務であり、来年度採用に向けて公募する予定である。

各教員間の授業担当の負担については教務委員が中心となり、「専門基礎演習」を複数担当で行うなど、調整可能な科目を精査して均衡を図っている。今後も毎年度確認しながら調整して行く必要がある。

現在の教員の年齢構成は 50 代以上が 9 名、40 代が 2 名、30 代が 2 名、20 代が 1 名であり、バランスを欠いていることは否定できない。これは、教員採用の際に年齢にバイアスをかけず教員としての能力に重きを置いてきたことも一因である。今後の採用人事でどう解消していくか検討していきたい。

点検・評価項目③：教員の募集・採用・昇任等を適切に行っているか。

教員の募集・採用・昇任は、「名寄市立大学教員選考規程」（資料 6-3）により行われる。

①教員を新規に採用する場合、②教員に欠員が生じた場合または欠員が生ずることが予定されている場合、③教員を昇任させる場合のいずれにおいても、各学科及び教養教育部の長が学長に提出した上申書に基づき、学長が教授会に選考開始について付議することにより教員選考委員会が設置される。なお、①及び②の場合の候補者の募集は、教員選考委員会が募集要項を作成し、原則として公募によって行われている。

教員選考委員会は、候補者が「名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程」（資料 6-2）に照らして当該職位に適任であるかどうかを審査し、選考に関する経過報告書、候補者の履歴書及び研究業績一覧を添えて、その結果を学長に報告する。教授会は、教員選考委員会の審査結果について審議し、候補者を決定する。候補者の決定は、可否投票により行い、有効投票数の 3 分の 2 以上の可とする票がなければ可決とならない。

以上のように、教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集・採用・昇任等に関する基準及び手続きの設定と規程は整備されており、規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施も適切に行われている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

大学設置基準第 25 条の 3 の規定に基づき、本学に FD（Faculty Development）及び IR（Institutional Research）活動を推進するため名寄市立大学 FD・IR 委員会が設置されている（資料 2-1）。本規程の第 2 条に、「FD 活動は、組織的な研修・研究の実施を通じて、本学教員の教育及び研究力量の向上を図ることを目的とする。IR 活動は、大学運営や教育改革の効果を検証するために大学内の様々な情報を収集して可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、大学経営等に活用することを目的とする。」と定めている。また、第 3 条には、前条の目的を達成するために委員会は「①授業に関するアンケートの実施及び授業の内容・方法の改善に関する調査研究 ②新任教員の研修 ③教員の研究活動の推進 ④教員の国内外研修及び学位取得の促進 ⑤FD・IR 活動推進のための調査研究 ⑥大学教育に係る学内研修会及び講演会（FD・SD 研修会）の開催 ⑦学生の生活実態及び満足度に関する調査研究 ⑧学長から諮問があった事項の検討 ⑨その

他目的達成に必要な事業」を実施すると定めており、本規程に基づき教員の資質の向上を図るための方策が講じられている。

近年の研修テーマは、2014 年度では「災害時の食事から日常の食事まで」、「ゆらぎの心理学-心の免疫力と柔軟性に関する指標の発見」、「大学改革と公立大学の未来」、「地道な授業改善とあっと驚く授業改善」、「障がい者の働く職場」、「基礎演習学習会・連携教育学習会」、「コミュニティーケア教育研究センター設立構想」、「学生生活満足度調査の結果について」、「本学の地域貢献の方向」、2015 年度では「コミュニティーケア教育研究センター設立構想」、「作ることからわかること～『おもちゃ』子どもと大人の間にあるもの」、「2014 年度学生生活満足度調査の結果について」、「本学の地域貢献の方向」である。また、2016 年度では「名寄市立大学における保健福祉学の可能性」、「高等教育における障害者権利条約の実現に向けて」などであり、加えて、毎年開催される人権研修会等の多様な研修会がある（資料 2-5、資料 2-14）。どの研修会も多くの教職員の参加が認められた。

これまでに行ってきた FD・IR 委員会活動の概要は以下の通りである。

①授業に関するアンケートの実施及び授業の内容・方法の改善に関する調査研究

本学では、2007 年度から全授業について学生による統一項目の授業評価を行ってきた。また、2015 年度からは評価項目を 8 つに簡素化して、前期・後期とも中間評価と期末評価を行う方式に改善した。

②新任教員の研修

新任教員の研修は、年度当初に学部長による「名寄市立大学概要」についての説明、事務局総務課より、公立学校共済組合（保険証）、給与、手当、郵便物扱い、個人研究費、公用車等についての説明、事務局教務課からは、学務システムの操作法についての説明を行っている。また、各学科では、新任教員に対して教員組織や各種委員会と教授会との関連性を周知したり、カリキュラム構成上の特長や重点などについて研修を行うなど、当該学科教員によって適宜ガイダンスが行われている。さらには、必要に応じて FD・IR 委員会が関わることになっている。

③教員の研究活動の推進

本学では、主として個人で行う研究に対しては、個人の教育研究費を予算化してその研究活動を保証している。また、共同で行う研究については、「名寄市立大学特別枠による研究・事業支援に関する規程」（資料 6-5）による教育研究費特別枠支援（総額 500 万円）による公募研究や、コミュニティーケア教育研究センターの課題研究（総額 200 万円）として採択された研究に対して研究費を支給して、その研究活動を推進している。

④教員の国内・国外研修及び学位取得の促進

2007 年度から施行された「名寄市立大学教員の大学院等進学促進に関する方針」（資料 6-6）に基づき、これまで 10 数名の教員が大学院に進学した。また 2010 年度、「名寄市立大学国内・国外研修規程」（資料 6-7）「名寄市立大学国内・国外研修規程に係わる申請等の取扱要綱」（資料 6-8）に基づき、社会福祉学科の教員 1 名が国外研修を行っている。2016 年度は、教員 2 名（前期課程 1 名、後期課程 1 名）が大学院に進学している。

⑤FD・IR 活動推進のための調査研究

ほぼ毎年、IDE 大学セミナー（8 月、札幌）、大学基準協会総会（10 月、東京または大阪）、北海道地区 FD・SD 推進協議会（12 月、札幌）等に FD・IR 委員会メンバーが参加し、教授会及び関係する委員会で報告して情報共有を図っている。

⑥大学教育に係る学内研修会及び講演会（FD・SD 研修会）の開催

年 3～5 回程度、FD・SD 研修会を開催している。その内容は、FD、SD 及び IR に豊富な知識と経験を有する大学関係者や本学の教育研究のレベルアップに効果が期待できる道内・道外の研究者等による研修会（前述）を展開している。研修終了後、出席者にアンケート調査を行い、その結果を検証している。

⑦学生の生活実態及び満足度に関する調査研究

2010 年度から、本学では隔年ごとに「名寄市立大学学生生活実態調査」（資料 6-9）及び「名寄市立大学学生満足度調査」（資料 4-6）を実施している。その結果は教授会に報告され、また FD・IR 委員会で検討されている。2016 年度策定の「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）にも反映されている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

FD・IR 委員会は、各学科と協力しながら、教員の授業時間数・演習・実習にかかわる時間数・学部学科の学務分掌・地域への貢献等にかかわる情報を整理して、各教員の負担のアンバランスの解消を目指している。しかし、その解決はなかなか困難である。

開学以後 10 年を迎えるにあたって、学科長等会議で教員編制方針の策定にあたってきた。内部質保証確保委員会の前身である部局長及び学科長等の合同会議で、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）の一環として現在の教員編制方針はまとめられてきた。今後、4 年ごとに、名寄市立大学内部質保証推進委員会（資料 2-7）において検証され、見直しが図られる。

2. 長所・特色

本学は、小規模であることを活かしながら職位にかかわらず、全学規模で教授会、教授会懇談会、FD 研修会、SD 研修会、人権研修等に取り組んできた。ある意味、顔の見える大学運営が可能であったといえる。

各学科ともに、高度な専門職の養成を目指して最大限の教育体制を目指している。教員ひとりあたりの学生数は学生定員と教員編制方針に基づくと、教養教育部の教員を含めずに、栄養学科 8.0 人、看護学科 6.9 人、社会福祉学科 11.1 人、社会保育学科完成年次 12.5 人、教養教育部を含めた学部全体で $796/92=8.65$ 人である。保健医療系の学部特性を活かしながらとはいえ、財政的には最大限の努力を経た編制であるといえる。

規模メリットを活かした少人数教育においては、学科全員体制の専門基礎演習による早期からのゼミ形式の専門教育を展開し、教養教育の初年次教育の中核として、学科横断少

人数編制の基礎演習を展開している。これにより、学科教員との顔の見えるコミュニケーションを可能とし、学科を超えた学生間の繋がりを担保していると言える。

3. 問題点

本学は、公立大学である特性から、地方交付税による運営財源の支援を受けている。地方交付税は、様々な要因により変動するものであり、場合によっては遡減されるものでもある。大学運営にあたる財源そのものにも大きな影響があり、運営予算の多くを費やす教員体制についてもその影響は免れない。教育研究の質保証の観点からも、教員体制の維持向上は重要な課題であり、財源確保及び効果的・効率的教員配置などについて、4年を目途とした点検・評価期間を基礎として検討していく必要がある。

一方で、教職員の教育及び研究における力量の向上が求められる。教員個々の成果が一定程度現れてきている半面、大学全体としての組織的な取り組みや質の向上はまだ不十分である。

今後、FD・SD研修の充実を一層図るとともに、個々の教職員が意欲を持って教育研究に取り組む環境の整備と、個々の意識の向上をさらに伸展させていくため、本学独自の「教育研究環境整備のための方針」と「研究促進のための方針」に則り、計画的にこの方針の実現を図っていく取り組みが必要である。

4. 全体のまとめ

本学は、短期大学からの再編に一定の目処を立て、将来構想を基にした今後の運営基盤の確立にあたってきた。小規模の大学として、設置者との協働を通して、専門職養成を役割とした教育研究を充実させるために可能な取り組みは継続して行ってきたと言える。

顔の見える教育や、顔の見える大学運営等、本学なりの特性も生み出してきたと言え、設置者、市民等との相互理解の促進や協働に基づいた教育の展開（連携教育科目：「地域との協働Ⅰ」「地域との協働Ⅱ」「地域との協働Ⅲ」、「保健医療福祉連携論」等）がなされてきたところである。

よって、本学は、概ね理念・目的に基づいた教員・教員編制における課題に確実に取り組み、改善を図ってきたと言える。

根拠資料

- 6－1 名寄市立大学条例
- 6－2 名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程
- 6－3 名寄市立大学教員選考規程
- 6－4 教養教育部に関する学内教員アンケート結果
- 6－5 名寄市立大学特別枠による研究・事業支援に関する規程
- 6－6 名寄市立大学教員の大学院等進学促進に関する方針
- 6－7 名寄市立大学国内・国外研修規程
- 6－8 名寄市立大学国内・国外研修規程に係わる申請等の取扱要綱
- 6－9 2017年度名寄市立大学学生生活実態調査結果報告書

第7章 学生支援

1. 現状の説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「名寄市立大学及び名寄市立大学短期大学部学生がその学生生活の向上を図るための権利、義務及び生活規範を定めるものである」という主旨に基づいて、「名寄市立大学学生生活規程」（資料 7-1）を設けている。その第 4 条において「学生は、必要に応じて学生部、学生委員会、保健福祉センター、就職・進路委員会、人権相談委員会等に相談することができる」、さらには「相談を受けた個人若しくは機関は、学生のプライバシー等を尊重しつつ、誠実に相談内容に応じ、学生を支援することとする」と定めている。

また、学生には、学生生活に関する「学生生活ガイドブック」（資料 7-2）を配布したうえ、新入生ガイダンス、新入生オリエンテーションや在学ガイダンスを中心として、学生支援の方針や受けることができる支援について周知をしている。

なお、学生支援に関する方針については下記の通り定めている。

学生支援のための方針

名寄市立大学は、「大学の理念・目的」に基づいて、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成するために、学生が充実した学生生活を送ることが出来るように、学生生活全般の充実のためのキャンパス環境の整備と福利厚生施設の充実を図る。

1. 修学支援

- ・ 修学に関する相談体制を整備し、教職員が連携して相談・指導に取り組む。
- ・ 留年者及び退学者の状況把握と分析を行い、関係する組織が連携して適切な対策を講じる。
- ・ 障害のある学生に対して実効性のある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。
- ・ 本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生の学びを支援する。

2. 学生生活支援

- ・ 「生活支援」は、保健管理、事件・事故防止、相談等の学生生活に係る環境を整備する。
- ・ 「正課外活動支援」は、学生の人間的成長に寄与するため、学生が自主的に正課外活動・社会活動に参加できるよう環境を整備する。

3. キャリア支援

- ・ 「キャリア教育」は、各学科と組織が連携し、正課教育および正課外活動を通して社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組む。
- ・ 「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就業決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、学生個々の状況を踏まえたきめ細やかな支援を行う。さらに、資格取得の支援を行う。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

1) 修学支援

修学支援に関して、本学教職員は「学生の修学状況を適宜把握し、適切な相談、助言、指導を行う」ことを目標として、それぞれの学生に対して適切に対処するよう努力してきた。

(1) 修学上の相談・支援の体制

修学上の支援は、大学の理念・方針に則り、学生委員、事務局教務課・学生課、保健センター職員が連携しながら、それぞれの委員会規程、学務分掌をもとに取り組んでいる。

(2) 留年者及び休・退学者の現状把握と対処

休学については、「疾病その他の事由により引き続き2箇月以上修学することができない学生は、学長の許可を得て休学することができる」（資料3-7「名寄市立大学学則」第41条）、また退学については「退学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない」（資料3-7「名寄市立大学学則」第47条）と規定しており、教授会において学長から議案として提出される。これにより、当該学生の休学・退学が全教員に周知されることになる。留年者についても、進級判定教授会・卒業判定教授会において審議されるため、全教員が把握している。

休学届、退学届はそれを希望する学生が事務局学生課に提出するが、担当職員は「学科長の了解を得ているかどうか」、「教員と相談したかどうか」等を確認し、教員と接触すること無しに提出しに来た場合、担当職員は速やかに学生が所属する学科の学科長、学生委員に連絡している。

留年者、休学者に対する指導担当教員は、各学科において当該学生にとって誰が最善なのかという観点から協議され、決定される。

(3) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

基礎的能力を著しく欠いた学生の存在が認められないため、補習教育は実施していない。

各学科では資格取得支援を目的に、補充教育が行われている。栄養学科では管理栄養

士国家試験に備えた勉強会、看護学科では看護師・保健師国家試験対策、社会福祉学科では社会福祉士国家試験などの対策講座を実施している。各学科で実施されている内容はキャリア支援センター運営委員会で報告され（資料 7-3 「キャリア支援センター活動報告」）、各学科へ持ち帰り、優れた取り組みを共有している。

（4）障害のある学生に対する修学支援

本学への入学を希望する者には、『入学者選抜要項』（資料 5-2）に「障がい者を有する入学志願者は、受験上特別な配慮を必要とすることがありますので、本学に出願する以前に大学事務局教務課広報入試係まで連絡し、相談して下さい」と示し、選抜試験時の配慮を行っている。大学全体の障がいのある学生に対する修学支援は、2016 年度に策定した「名寄市立大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（資料 5-5）に則り実施されており、支援の対象には、発達障がいが含まれている。

なお、修学環境の基礎的整備としては、恵陵館に階段昇降機、新館にエレベーターが設置されているが、十分な状況とはいえないため、設置者と協議し、順次計画的な「基礎的環境整備」を実施している。

（5）奨学金等の経済的支援

本学では、独自の奨学金制度を設けていない。奨学金を必要とする学生は日本学生支援機構や出身地方自治体の奨学金制度（特に看護学科学生を対象としたもの）を利用している。これら奨学金制度は、掲示により周知をしているほか、必要に応じて学生委員や各学科教員から学生に情報提供を行っている。また事務手続き等については、学生部学生課の担当となるが、支援が必要な学生の見落とし防止のために事務局員と教員間の連携を密にとるようにしている。

ちなみに、2017 年度在籍学生 692 名のうち 391 名（56.5%）が日本学生支援機構の奨学生になっている。

また、授業料等の減免制度による経済的支援を講じている。これは、「名寄市立大学の授業料等徴収条例」（資料 7-4）第 4 条「市長は、規則で定める事由があるときは、授業料及び施設整備費を減額し又は免除することができる」を根拠とした制度である。

具体的な減免の手続き、減免額については、「名寄市立大学の授業料徴収条例施行規則」（資料 7-5）に規定している。

この制度については、入学時のオリエンテーションで周知し、希望者に対しては事務局が具体的な申請方法等について説明している。申請件数は増加傾向にあり、減免に対する一定の基準に合致した者に対して決定している。

なお、2016 年度策定の「名寄市立大学将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）において、今後、独自の奨学金制度を含めた経済支援の拡充を謳っており、現在、基金の創設に向け準備中である。

2）学生生活支援

「2017 年度名寄市立大学学生生活実態調査」（資料 6-9）の結果を見ると、1 ヶ月の支出額について 1～4 学年平均約 74 千円（標準偏差約 74 千円）、家庭からの仕送りは平

均約 29 千円（標準偏差約 30 千円）であった。また、家庭からの仕送りのない学生も 3 割を超えている。本学に在学する学生の半数以上が仕送りのみでは生活できておらず、支出額、収入額いずれにおいても、学生個々の差異が大きいと言える。

(1) 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

名寄市立大学の学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的として「名寄市立大学保健福祉センター」を設置している。

保健福祉センターの保健管理業務は「名寄市立大学保健福祉センター規程」（資料 3-4）第 4 条において次のように定めている。

ア 保健管理に関する実施計画の企画・立案

イ 定期及び臨時の健康診断の実施（委託を含む）ならびにその事後措置

ウ 学内の衛生環境及び感染症の予防についての指導

エ 健康管理に関する調査研究

オ 応急処置

カ その他、健康の保持・増進に必要な専門的業務

また、保健福祉センターには運営委員会（資料 7-6「名寄市立大学保健福祉センター運営委員会規程」）を置き、業務の推進に必要な事項の協議を行っている。

なお 本センターは 2007 年 7 月に内科・小児科の診療所として開設許可を受けている。

(2) 心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためのカウンセリング等の指導相談体制

本学では、学生の相談窓口として各学科教員、学生委員、学生部学生課など様々あるが、名寄市立大学保健福祉センターには、学生相談員を配置し、健康面だけではなく心の悩みなどの相談体制も整えている。

また、相談体制充実のために 2016 年 4 月から精神保健福祉士 1 名を配置（学生部学生課）している。

(3) 安全への配慮

本学のある名寄市は住みやすい街として定評があるが、そのためか、自室の施錠をしないあるいは深夜ひとり歩きをするなど、学生の防犯意識が低い傾向がある。

全員参加で実施している新入生オリエンテーションでは、毎年安全講話を取り入れているが、さらに防犯意識向上を図るため、2016 年度は全学の 1 年生を対象に、出席を必須として名寄警察署員による講習会を実施した。

また、近年学生の海外渡航が増えており、渡航時の安全確保と情報把握は重要である。文部科学省からの通知もあり、本学でも 2016 年 7 月から「海外渡航届」を義務付け、学生部学生課で所在を把握することにしている。

なお、実習中や通学中の事故に備え、保健福祉学部・短期大学部の全学生を対象に、一般社団法人看護学校協議会共済会が運営している総合保障制度（WILL）に加入をしている。保険料は名寄市立大学後援会が負担をしている。

(4) 学生の住環境に対する配慮

本学では、「学生に修学上の便宜を与え、学生生活をより充実させることを目的」として学生寮を設置している（資料 7-7「大学学生寮条例」）。入寮者は「大学学生寮条例施行規則」（資料 7-8）に基づき経済的状況を基に決定している。

使用料は月額 2 万 5000 円である（資料 7-7「大学学生寮条例」第 5 条）。この使用料等についても「市長は、特別の理由があると認めた者には、学生寮の使用料を減免し、又は納付を猶予することができる」と定め（資料 7-7「大学学生寮条例」第 6 条）、経済的な就学支援を行っている。「学生寮の管理運営に関する基本的な事項は、学生部及び学生委員会において審議」され、学生部長が「学生寮の維持運用等を掌理する」（資料 7-9 名寄市立大学学生寮規程第 2 条）となっている。

学生寮の入寮定員は 39 名と少ないため、良質で安価な民間アパート等の確保が課題となっている。遠隔地からの入学生の利便性を考え、本学が提示した諸条件に合致した民間アパート・下宿については、学生部学生課でリストを作成し合格者に郵送している。なお、学生が不利益を被るような業者の物件は除外し、さらに、学生から苦情の訴えがあった民間アパート・下宿の経営者に対しては、学生部及び学生委員会が改善を求めるなど厳しく指導している。

2016 年度の社会保育学科新設に伴い、今後、学生定員も増加することから、学生寮の定員増も検討課題となっている。

(5) 学生の人権の保障・ハラスメントの防止のための措置

本学では、「本学構成員及び関係者が、人権侵害や勉学上及び生活上不当な不利益を受けることなく、身体的にも心理的にも安全で快適な環境において学び、研究・教育し、働くことができる」ための「名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン」（資料 7-10）を定めている。それを受け、本学には人権擁護委員会（資料 7-11 名寄市立大学人権擁護委員会規程）が設置され、人権相談員（資料 7-12「名寄市立大学人権相談員規程」）が配置されており、さらに必要に応じて、「人権擁護とハラスメントに関する調査委員会」（資料 7-13「名寄市立大学人権擁護とハラスメントに関する調査委員会規程」）を置くことが出来る。なお、人権擁護委員の任期は 1 年で、選出は「人権擁護委員の選出についての申合せ」（資料 7-14）に基づき選挙により行われている。人権とハラスメントに係る相談・調査・問題解決の手続きは「人権擁護とハラスメントに関する相談・調査問題解決手続き要綱」（資料 7-15）に基づき行われる。また、「名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン」（資料 7-10）は、入学時に配布する「学生生活ガイドブック」（資料 7-2）に掲載されるとともに、新入生ガイダンスにおいて学生へ周知している。また、ハラスメント防止や人権意識の向上を目的として、人権擁護委員会が企画する教職員及び学生向けの研修会を毎年開催している。

なお、全ての学生、教職員が受講できるように、午前午後各 1 回、2 日間で計 4 回の研修時間を設けている。さらに講演内容を DVD にして、受講できなかった学生には図書館での視聴、教職員へは貸出をして、全員が受講するように体制を整えている（資料 2-14 2015～2017 年度人権擁護委員会報告）。

(6) 正課外活動支援

学生が自主的に正課外活動・社会活動に参加できるように、コミュニティケア教育研究センターが中心となって環境整備を行っている。学生自治会、大学祭実行委員会、学生サークル活動へは、事務局（学生係）、学生委員会が支援を行っている。

3) 進路支援

(1) キャリア支援に関する組織体制の整備

2012 年度に大学全体の進路支援組織として「キャリア支援センター」（資料 7-16「名寄市立大学キャリア支援センター規程」）を設置した。現在、キャリア支援相談員 2 名、キャリア支援専門員、各学科の就職進路委員会、事務局ならびに学生部学生課就職係が「キャリア支援センター会議」を通して連携をはかり、進路支援を行っている。

(2) 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

大学全体として、入学時の新入生ガイダンスや在学生ガイダンス時に進路選択に関する指導を実施している。その他「就職活動の流れ」、「履歴書・エントリーシートの書き方」、「就職活動報告会」、「公務員試験対策講座」など、学年に応じた様々なメニューを提供している。

就職相談について、平日は専門の相談員 2 名が支援を行っているほか、連携協定を結んでいる名寄市公共職業安定所から月 1 回のジョブサポーターの派遣を受けての相談支援も実施している。なお、求人情報は求人票を掲示する他、職種分野別にファイリングしたものを常置している。また、大学ホームページ内に就職情報サイトを置き、既卒者にも、求めに応じて閲覧可能にしている。

企業説明会として、2008 年度から看護学科では、本学内で「合同病院説明会」を実施している。全国各地から約 70 施設が参加しており、100 名を超える学生が毎年参加をしている。その他、地元の障がい者施設への関心を深めてもらう目的で名寄市と合同でミニジョブカフェを実施している

各学科の就職進路委員会では、進路希望調査や面談などを実施しながら、学生の希望に応じた支援を行っている。さらに、本学は資格と進路選択との関係が強いため、管理栄養士、看護師、保健師、社会福祉士などの国家試験対策として、学科毎に対策講座、模擬試験、e-ラーニングなどを実施している。また、就職進路に関しては、大学後援会の協力を得ながら対策講座や模擬試験を対象に経済的支援を行っている。

2009 年度卒業の 1 期生から 2016 年度の 8 期生まで 1,138 名の卒業生を輩出したが、就職希望者 1,084 名のうち、1,042 名が就職しており 96.1%の就職率となっている。

学科別の就職率は、栄養学科 93.8%、看護学科 99.2%、社会福祉学科 94.9%である。また、学科毎の就業先は次のとおりである。

栄養学科	医療関係(栄養士)	33名(11.6%)
	福祉関係(栄養士)	50名(17.5%)
	一般企業(栄養士)	91名(31.8%)
	公務員	43名(15.0%)
	一般企業(栄養士外)	49名(17.1%)
	栄養教諭	20名(7.0%)
	計	286名(100%)
看護学科	看護師	310名(80.5%)
	保健師	68名(17.7%)
	その他	7名(1.8%)
	計	385名(100%)
社会福祉学科	福祉関係	170名(45.8%)
	公務員	72名(19.4%)
	医療関係(MSW)	43名(11.6%)
	教育関係	35名(9.4%)
	一般企業	51名(13.8%)
	計	371名(100%)

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に検証を行っているか。また、検証結果をもとに改善に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、学生の休学・退学、進級状況については各学科会議や教務委員会で随時検証を行っている。結果については教授会に報告し全学で共有し改善に向けて取り組んでいる。学生生活全般の状況・満足度については、隔年で行っている「学生生活満足度調査」(資料 4-6)と「学生生活実態調査」(資料 6-9)のデータを基に、毎月開催される学生委員会や部局長会議、学科長等会議、各学科会議で検討を行い、改善を図っている。

また、心身面の支援に関しては、保健福祉センター・学生相談室を中心とした支援体制が整備されつつある(資料 7-17 2015～2017 年度保健福祉センター活動報告)。

2. 長所・特色

生活支援及び修学支援に関しては、「2017 年度名寄市立大学学生生活実態調査」(資料 6-9)から明らかなように、本学の学生の経済状態は決して豊かではない。しかし、退学者の内、「経済的理由」をあげた者はなく、本学の授業料等の減免制度が学生への経済的支援として一定の効果を上げていると思われる。

また、2015 年度に減免額の基準が明確化されたことにより、迅速な事務処理が可能になった。しかし、退学まで至らなくても経済的に困窮する学生が増加するなか、さらなる独自の経済的支援は小規模自治体が設置する本学にとって難題であるが、現在国が進めている「大学授業料無償化」の議論動向を見ながら独自の奨学金制度を含め、現在検討を進め

ている。

心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に関しては、開学以来、「保健福祉センター」の体制整備が着実に進められてきている。健康診断証明書、抗体価証明書等の就職活動や臨地実習に必要な各種証明の迅速な発行にも対応している。また、2010年度から平日は看護師が常駐する体制となり、学生の心や人間関係の相談及び体に関する相談への対応、生理痛・頭痛・腹痛等の体調不良、軽い擦り傷・切り傷、軽い捻挫、湿疹などに対する応急処置を適切に実施している。さらに「保健福祉センターだより」を発行し、学生及び教職員の健康への意識を高めている。感染症対策についても、新入生、編入生、栄養学科3年生を対象に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎について抗体検査を実施し、抗体価が低い者には、予防接種を受けるように指導している。こうした検査の実施、予防接種勧奨は、学生の臨地実習先からも求められており、時代の要請に即応した対策を講じることができている。

3. 問題点

住環境に関して、本学学生寮は経済的な学生支援として大きな役割を果たしているが、現在の入寮定員は39名（室）である。入寮を希望してもそれが叶わない学生も少なくないため、民間活力も含めた学生寮や安価で良質なアパートや下宿の確保が必要である。

進路支援に関しては、2017年3月時点での就職・進学実績は、栄養学科100%、看護学科100%、社会福祉学科98%と高い就職率を確保できている。しかし、何れの学科も国家試験が就職と直結するため、合格率のさらなる向上を目指し支援の強化に努めていくことが必要である。

障がい学生支援については、2016年度「障がい学生支援ワーキング会議」が設置された。この会議において教職員の対応要領を制定し、全学的な合意形成を図っていくことになっているが、要領制定後の、本学における「障害者差別解消」の推進体制の確立や、個々の支援事例についての情報共有等のシステム作りが必要である。

4. 全体のまとめ

学生支援体制は「学生支援のための基本方針」を定め、学生部、学生委員会、保健福祉センター、就職・進路委員会、人権相談委員会等が互いに連携を図りながら行っている。留年者及び退学者については、各学科において状況把握と分析を行い、適切な対策を講じている。心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮に関しては、「名寄市立大学保健福祉センター」を設置し、医師1名（兼務）、精神保健福祉士1名、看護師3名を配置し対応している。障害のある学生に対しても、「名寄市立大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（資料5-5）を制定し対応している。また、学生の人権の保障・ハラスメントの防止のために、人権擁護委員会が設置され、人権相談員が配置されている。

経済的支援に関しては、授業料等の減免制度に加え、各種奨学金制度の情報提供を行っている。

キャリア支援については、「キャリア支援センター」を設置して、キャリア支援相談員2名、キャリア支援専門員、各学科の就職進路委員会、事務局ならびに学生部学生課就職係が連携を図り、学生が自立し、主体的な進路選択・就業決定ができるよう支援を行っている。

る。このように個々の支援策は徐々に充実し、一定の成果を挙げているといえる。

根拠資料

- 資料 7-1 名寄市立大学学生生活規程
- 資料 7-2 2018 年度学生生活ガイドブック
- 資料 7-3 2017 年度キャリア支援センター活動報告
- 資料 7-4 名寄市立大学の授業料等徴収条例
- 資料 7-5 名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則
- 資料 7-6 名寄市立大学保健福祉センター運営委員会規程
- 資料 7-7 大学学生寮条例
- 資料 7-8 大学学生寮条例施行規則
- 資料 7-9 名寄市立大学学生寮規程
- 資料 7-10 名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン
- 資料 7-11 名寄市立大学人権擁護委員会規程
- 資料 7-12 名寄市立大学人権相談員規程
- 資料 7-13 名寄市立大学人権擁護とハラスメントに関する調査委員会規程
- 資料 7-14 人権擁護委員の選出についての申合せ
- 資料 7-15 人権擁護とハラスメントに関する相談・調査・問題解決手続き要綱
- 資料 7-16 名寄市立大学キャリア支援センター規程
- 資料 7-17 2015～2017 年度保健福祉センター活動報告

第 8 章 教育研究等環境

1. 現状の説明

点検・評価項目①：学生の学修や教員による教育活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

本学は、開学から段階的に教育研究等環境を整備してきた。名寄市（設置者）の 2016 年度までの「新総合計画（後期）」に従い、新図書館が 2016 年度に完成、2017 年度に供用開始となった。また、学生食堂の狭隘化、社会保育学科設置に伴う演習室・研究室の整備不足等の問題を解決するために、名寄市立大学保健福祉学部再編事業の一環として「新棟及び既存施設改修」に着手した。併せて、2016 年度からは、名寄市「総合計画（第 2 次）」との整合性を高めるために、学内に「将来構想策定会議」を設置し、教育研究等環境の整備に関する方針を検討してきた。方針については次のとおり策定した。

名寄市立大学教育研究等環境整備のための方針

名寄市立大学は、その理念・目的に基づいて、教育・研究の更なる発展を期すため、その環境整備に努め、全ての人が公平に生活できる社会の発展に資する「ケア研究の拠点となる教育研究機関の創出」を目指す。

1. 教育や研究の実践を支える施設・設備については、設置者と協議・連携しながら計画を策定し、確実な整備を図る。
2. 図書館の施設・設備、学術情報サービス提供の体制を整え、個別または集団での学修や活動が可能な場を提供する。
3. 他職種との連携や協働を見据えた本学ならではの専門職養成において、効果的なアクティブ・ラーニングが展開されるための環境整備を推進する。
4. 障がいや困難のある学生及び教職員が安心して学修、教育・研究に従事できるように、バリア解消等の環境整備を行う。
5. 本学独自の研究を創出するために、積極的な FD 活動を展開すると同時に、教職員に対する競争的研究資金獲得の支援や学科横断的研究テーマへの参画を推進する。
6. 教職員の研究時間を確保するために研究日の制度等を整備する。
7. 適正な研究遂行と並行して、研究倫理遵守に対する意識啓発と教育・研究費の適正な執行管理の徹底を推進する。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学の校地面積は 72,073 m²、校舎面積は 21,595 m²であり、それぞれに大学設置基準 37 条に規定された面積を上回ったものとなっている。

校舎等の区分は、本館南・本館北・新館・恵陵館・体育館・学生会館・図書館に分けられ、その中に講義室 23 室、演習室 19 室、実験実習室 14 室、研究室 88 室（学長室含む）、コンピューター室 3 室、多目的ホール 1 室が設けられている（大学基礎データ表 1）。各施設の配置は、「学生生活ガイドブック」（資料 7-2）に示している。

現校舎等の整備状況は、1987 年に当時の名寄女子短期大学の新校舎として建設した現本館南を始まりに、1988 年には体育館、1993 年には 1994 年度の看護学科開設に伴い本館北をそれぞれ新築した。また、2006 年度の 4 大化に伴い、2005 年には旧高校校舎を改築した恵陵館の整備と新館の建設、さらに 2015 年度～2016 年度には待望の新図書館が置かれる図書館棟の建設等、校舎等の施設整備を計画的に行ってきた。加えて、2016 年度の短期大学部児童学科を 4 年制化した社会保育学科の設置に伴い、学生数が増加することから新棟建設に着手している。

教室及び研究室は、大学設置基準第 36 条（校舎等施設）第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、教室（講義室、演習室、実験室等）及び専任教員の研究室を確保しており、新図書館の設置に伴うラーニング・コモンズや新棟整備により更に充実したものとなっている。福利厚生に係る施設整備は、1989 年に学生会館を建築し、1 階に学生食堂、2 階にサークル室を整備、学生会館から距離がある恵陵館には売店を設置している。今般、新棟の 1 階に学生食堂と売店を整備するとともに、学生食堂移転に伴い空きスペースとなる学生会館 1 階を改修し、サークルで活用するラウンジやミーティングルームを整備する予定であり、学生のキャンパスライフのサポートに努めている。加えて、低家賃の学生寮を 1996 年に設置し、市外学生の経済的支援や学生生活の充実を図っている。

バリアフリーに係る施設整備は、校舎バリアフリー化推進事業として、市の総合計画の中で計画的に整備することとしており、2017 年度には本館南の正面玄関の自動ドア及びスロープの設置、多目的トイレの整備を行った。

施設設備の維持管理は、建築基準法等各種法令に従い、必要に応じて専門業者と委託契約を行いながら維持管理業務を行っている。老朽化に伴い増加傾向にある維持管理経費については、設置者と協議の上、予算を確保し、随時改修や修繕等を行いながら教育研究に支障のないよう努めている。なお、大学の施設・設備及び購入物品等は基本的に名寄市の財産であり、名寄市で定めている名寄市財産に関する規則（資料 8-1）により管理している。

リスク管理については、名寄市立大学危機管理規程（資料 8-2）及び名寄市立大学危機管理委員会規程（資料 8-3）を定め、その案件ごとに随時委員会を開催し対応している。

教職員及び学生の安全衛生については、名寄市立大学安全衛生管理規程（資料 8-4）を定めて、衛生委員会を組織して対応している。

施設の概要

区 分			面積 m ²
本館南	1 階	管理室、キャリア支援室、就職相談室、研究室、調理実習室、その他	1,864.6
	2 階	理化学実験室、食品加工実習室、コンピュ	1,852.0

		ーター自習室、講義室、研究室、学生ラウンジ、その他	
	3 階	地域ケア実習室、研究室、児童文化演習室、絵画工作室、ピアノ練習室、その他	1,117.1
本館北	1 階	会議室、更衣室、研究室、その他	713.8
	2 階	講義室、研究室、演習室、その他	719.7
	3 階	基礎・成人・老年看護実習室、小児・母性看護実習室、倉庫、その他	691.4
新館	1 階	学長室、事務室、小会議室、機械室、給食経営管理実習室、その他	1,472.9
	2 階	コンピューター室、講義室、学生ラウンジ、カウンセリング演習室、研究室、その他	1,384.2
	3 階	大会議室、サーバー室、研究室、その他	854.7
恵陵館	1 階	講義室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、国際交流センター、保健福祉センター、多目的ホール、その他	3,056.8
	2 階	講義室、食品学共同実験室、精密機器室、学生ラウンジ、研究室、演習室、その他	1,943.1
	3 階	講義室、栄養学・生化学共同実験室、ソーシャルワーク室、動物飼育実験室、試薬保管室、研究室、その他	1,931.6
図書館	1 階	ラーニング・commons、パソコン室、サーバー室、会議室、コミュニティケア教育研究センター、大講義室、その他	1,959.1
	2 階	開架図書スペース、事務室、館長室、機械室、電気室、その他	1,421.7
	3 階	開架図書スペース、閉架書庫、その他	1,074.6

校地の概要

区 分	面積（建築面積）㎡	備 考
運動場	29,633.0	2007 年度 補修造成
屋内運動場（本館）	1,069.0	
学生会館	545.7	RC 造 2 階建て
駐車場	3,865.0	4 箇所
駐輪場	780.0	2 箇所

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

図書館については、開学後、財政上の理由から二館体制（本館と分館）が続き、狭隘化も問題になっていた。これらの問題の解決に加え、学生の福利厚生施設（食堂等）の拡充をも実現するために、2012年度に「名寄市立大学図書館基本構想・基本計画」（資料 8-5）が策定された。新図書館は、2013 年度の基本設計、2014 年度の実施設計を経て、2015 年度～2016 年度に建設工事が行われ、2017 年度から供用開始となった。新図書館には 14 万冊まで収納可能な書架および書庫が設けられ、また、図書館棟には、300 名収容の大講義室、プレゼンテーションスペース、パソコン室等のほか、学生の主体的学びの場を提供するラーニング・コモンズが整備されている。

図書館建物概要

階	基 本 構 成
3 階	閲覧エリア
2 階	アクティブエリア、閲覧エリア
1 階	アクティブエリア（ラーニング・コモンズ、オープングループワークエリア、グループ学習室、プレゼンテーションスペース）

1）環境

①基本コンセプト

本学の知的活動のシンボルとなる施設を目指した。主体的な学修・活動の場であるラーニング・コモンズは外部からも中の様子が見えるようにデザインされ、様々な交流の舞台となるような開放的な空間として設計されている。学科を超えた学生の交流、学生と教職員、あるいは学生・教職員と地域住民との多様な交流が展開されるスペース（動）と、個人で集中して勉学に励むことのできるスペース（静）をフロアで区分化し、目的に応じて選択的に利用できる環境を整えている。

②構成

図書館は、学術情報基盤として学修・教育・研究活動を支える中枢的施設である。本学の図書館棟は「図書館ゾーン」「交流ゾーン」「講堂ゾーン」により構成されている。

まず、図書館ゾーンは、1 階「アクティブエリア」、2 階「アクティブ＋閲覧エリア」、3 階「閲覧エリア」からなる。1 階（ラーニング・コモンズ）は、IT 機器や学習スペースなどを備え、グループ学習やプレゼンテーション、討論等、学生が主体的な学びを行うための「自由な空間」である。一方、3 階は集中して資料の閲覧や勉強ができる「静粛な空間」であり、ふたつのエリアをつなぐ 2 階は両方の性格を併せもつ空間となっている。

また、交流ゾーンには「コミュニティケア教育研究センター」が配置され、学生・教職員と地域、社会との連携や交流が行われる場としての役割が与えられている。「講堂ゾーン」

には 300 名収容可能な大講義室が設けられ、様々な教育研究活動に使用できるようになっている。

2) 運営 (資料 8-6「名寄市立大学図書館利用規程」)

①開館時間

開館時間は月曜から土曜日 9 時～21 時、長期休業期間は 9 時～17 時である。2016 年度までの開館時間は、月曜から金曜日 9 時～21 時、長期休業期間は 9 時～19 時であったが、学生及び地域の利用者の便宜を考慮して土曜日も開館日とした。定期休館日は日曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間である。

開館日数 (単位：日)

年度	平日開館日数	土曜日開館日数	総開館日数
2013	235	6	241
2014	236	5	241
2015	236	5	241
2016	197	5	202
2017	240	46	286

※2016 年度は新館への移転作業のため、開館日が少なくなっている

②利用者数と貸出総数

本学学生と本学教員への貸出冊数は 10 冊以内である。貸出期間は、学生 2 週間以内、教員は 4 週間以内である。雑誌の貸出冊数も 10 冊以内であるが、貸出期間は図書資料よりも短期であり、学生・教員ともに 1 週間以内である。視聴覚資料の貸出点数上限は 3 点、貸出期間は雑誌と同じく 1 週間以内である。学外利用者の場合は、図書は 3 冊以内、貸出期間は 2 週間以内としており、雑誌と視聴覚資料の貸出は行っていない。閉館時の返却に対応するため返却用のボックスを設置している。

なお、図書館の役割には、卒業生が職業人としての力量形成をしていく際の支援をすることも含まれる。従来は、卒業生への貸出条件は一般市民と同じであったが、利用者を在学生・卒業生・一般市民という 3 区分としたうえで、卒業生への貸出数上限を 5 点とした。

貸出冊数と貸出期間

資料の種類	貸出数・期間	本学教員	本学学生
図書・雑誌	貸出冊数	10 冊以内	10 冊以内
	図書貸出期間	4 週間以内	2 週間以内
	雑誌貸出期間	1 週間以内	
視聴覚資料	貸出冊数	3 点以内	
	貸出期間	1 週間以内	

年間利用者数（単位：日、人）

年度	開館日数	学内利用者 （学生）	学内利用者 （教職員）	学外利用者	合計
2013	241	5,486	502	239	6,227
2014	241	5,631	611	275	6,517
2015	241	5,253	699	311	6,263
2016	202	6,038	822	332	7,192
2017	286	9,655	1,294	871	11,820

貸出総数（単位：冊）

年度	学生	教職員	学外者	合計
2013	14,043(149)	1,561(126)	609	16,213(275)
2014	14,329(166)	1,648(124)	606	16,583(290)
2015	14,098(153)	1,843(136)	743	16,684(289)
2016	14,949(157)	2,339(159)	734	18,022(316)
2017	21,560	3,127	1,761	26,448

③職員

図書館業務を担当する職員は、館長 1 名、副館長 1 名（専門職員）、正規職員 1 名（事務局兼務）、嘱託職員 8 名（うち図書館司書有資格者は 4 名）で構成される。2006 年度の開学以来、図書館には専任の正規職員の配置がなかったことから、専門職員を新規に採用した。専門職員の着任により、ラーニング・コモンズの活用促進に向けた事業展開を加速化させる予定である。

3）学修・教育支援体制

①図書館資料の整備（図書資料、逐次刊行物、視聴覚資料）

【図書資料】

本学の選書基準に従って図書館運営委員による専門図書の選書を行うほか、学生・教職員の推薦も常時受け付けることにより、「必要な本、読みたい本がすぐ読める」状況を整えるべく努めている。2017 年度末の蔵書数は、95,052 冊（和書 90,277 冊（95%）、洋書 4,775 冊（5%））であり、このうち 2017 年度受け入れ図書冊数は 2,887 冊、内訳は和書 2,121 冊、洋書 766 冊である。開架図書数は 71,789 冊で、これは全蔵書数の 75.5%に該当する。2016 年度は、2017 年度に新設の社会保育学科および e-learning 教材（英語多読用図書 Graded Readers）について図書資料の強化を重点的に行った。

また、図書資料の選書に関わり、学生の図書館への主体的な関わりを促す企画として、学生リクエストと学生による選書ツアー（年 1 回）を行っている。リクエスト数は、2014 年度は 45 件、2015 年度 21 件、2016 年度 16 件、2017 年度 55 件、選書ツアー参加者数は、2014 年度 8 人、2015 年度 8 人、2016 年度 6 人、2017 年度 8 人であり、一定人数の参加を得ている。

図書資料（単位：冊）

年度	本 館		分 館		総和書数	総洋書数	総蔵書数
	和書	洋書	和書	洋書			
2013	56,209	2,216	25,161	1,199	81,370	3,415	84,785
2014	57,101	2,296	26,126	1,194	83,227	3,490	86,717
2015	54,945	2,338	31,021	1,246	85,966	3,584	89,550
2016	56,286	2,768	31,872	1,239	88,158	4,007	92,165
2017	-	-	-	-	90,277	4,775	95,052

その他、本学に所蔵しない資料については、国立情報学研究所が提供する NACSIS-ILL（図書館間で行われている相互貸借サービス）による提供が可能なほか、市立名寄図書館との相互協力により、申し込みから数日以内に、無料で取り寄せることができる。

【逐次刊行物】

購入雑誌の内訳は表Ⅷ-9の通りである。洋雑誌については、教員の利用状況や意向を確認しながら、電子ジャーナルへの移行を進めている。

逐次刊行物（雑誌）数（単位：タイトル）

年度	和雑誌						洋雑誌						雑誌 総数
	栄養	看護	社会福祉	社会保育	共通	総数	栄養	看護	社会福祉	社会保育	共通	総数	
2013	19	72	38	19	23	171	15	7	2	0	0	24	195
2014	19	72	38	19	23	171	15	7	2	0	0	24	195
2015	19	67	38	19	23	166	15	7	2	0	0	24	190
2016	16	65	48	19	23	171	15	7	2	0	0	24	195
2017	15	69	52	24	26	186	15	7	2	0	0	24	210

※社会保育 2013～2015 は旧児童学科の数字。

【視聴覚資料】

視聴覚資料の選定は各学科の教員が行っており、年々購入数が増えている。2017年度は、芸術文化論に使用される視聴覚資料の充実を図った。

②情報検索設備および視聴覚機器の配備

新着図書・逐次刊行物・新聞各紙閲覧スペースのほか、図書館情報検索（OPAC）用のパソコンとコピー機（パソコン9台/コピー機3台）を設置することにより、最新の学術情報の入手、特定のトピックに関する情報探索等がしやすい環境を整備している。図書館 HP において学術情報資料の検索方法の紹介やパスファインダーの提供を行うほか、図書館職員によるレファレンス・サービスや文献複写サービス等を通して、学生の学修や教員の教

育研究活動を支援している。また、ハーフオープンな視聴覚コーナーを3箇所設け、視聴覚資料を利用しやすい環境を整えている。さらに、図書館棟内のパソコン室は22時までの利用が可能であり、学生の学修意欲に応える体制となっている。

図書館へのアクセスについては、講義棟・管理棟と図書館を結ぶ通路を設けることによって、季節や天候の影響を受けずに移動できるように設計されている。さらに、利用者の安全を確保し、図書館資料の不正利用を防止するために、図書館1階と2階の入口にゲートを設け、入館証がなければ入退館できないようにするなどセキュリティ強化に努めている。

③授業との連携

図書館はその目標のひとつとして、「学生の自律的な学修活動および高度な専門的職業人育成を支援するため、授業と連携した基本的な学習用図書や人間形成に必要な教養書を充実する」ことを定めており、その具体的な方策として、パスファインダーの充実と情報検索ガイダンスの実施に取り組んできた。パスファインダーは現在49タイトルを数える。情報検索ガイダンスについては、入学初年度に全学生が参加する機会を設定するほか、教員の要望に応じていつでも実施できる態勢をとっている。その他、教員によるワークショップ等を開催している。

また、特筆すべき点としては、2017年度の試みとして、ラーニング・コモンズへの理解と学生の新しい学修活動の創造・展開を目的として、外部講師によるワークショップ「ラーニング・コモンズの新しい使い方の創造」を開催したことが挙げられる。この他、ラーニング・コモンズの多様な活用を目的とした図書館主催のワークショップも開催した。各学科・教養教育部の教員を講師に迎え、「なよろの遊び方：冬を遊ぶ①～雪質日本一のなよろであそぼう～」と「なよろの遊び方：冬を遊ぶ②～かまくらを作ろう！！～」を開催した。上記ワークショップは、教員・学生にとって、専門分野や所属学科を超えた交流をするよい機会となり、新たな教育・学修の仕方を学ぶ契機となった。図書館職員にとっても、ラーニング・コモンズを活用した学修支援のヒントが得られる貴重な機会となった。図書館主催のワークショップは今後も継続的に開催する予定であり、学生や教員の要望を随時集約している。

4) 研究・地域支援体制

①研究支援

研究支援に関わる業務としては、リポジトリの構築、紀要の編集と発行により、教員の研究成果の集積と発信を行っている。リポジトリは2017年12月時点で1,534件に達した。紀要は年1回の発行であり、2017年度に第12号を発行した。

②地域支援

市民に公開される活動としては、大学祭に合わせて図書館主催のサイエンスカフェを年1回企画しており、地域住民に大学教員の研究活動を知ってもらう貴重な機会となっている。また、リユース・フェアを通して除籍された図書館資料の無償提供を行うほか、相互

貸借サービスの提供、市立名寄図書館との相互協力による資料の取り寄せ及び提供を無償で行っている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

1) 教育活動

本学では、学生満足度調査や学生自治会との懇談会等を実施し、学生の教学上及び生活上の課題把握や要望を聞く機会を設定している。学生の要望は多岐にわたるが、予算や施設整備等への反映を行いながら改善に努めている。

また、本学では、連携教育や少人数教育、地域の教育的活用を指向しており、様々な機会に学生自身が主体的な参加者として活動する教育内容が用意されている。本学の特色科目である「地域との協働Ⅰ（全学必修）」「地域との協働Ⅱ（全学必修）」では、地域課題に即した学科間交流を基盤とした活動が展開されている。さらに、3年次の選択科目には、「地域との協働Ⅲ」があり、地域活動を経験した3年生が、「地域との協働Ⅰ」「地域との協働Ⅱ」で活動する1、2年生のサポートを行うことができるようなカリキュラムとなっている。これらの活動や、ラーニング・コモンズで学習支援を行うSA（スチューデント・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）等の学生による学修支援について、予算を伴った検討を開始したところである。

その際、活発な活動を保証する環境整備が課題となっていたことから、新図書館にはラーニング・コモンズが設置されることとなった。同時に、その効果的活用を促すために、通常の「図書館運営委員会」（資料8-7「名寄市立大学図書館運営委員会規程」）に学部長、教務部長、事務局長を加えた「拡大図書館運営委員会」を置き、専門業者のコンサルティングを受けながら、方針の明確化や効果的な活用等について検討を重ねてきた。新図書館開館後は、図書館運営委員会を中心として、教務委員会等関係部署と連携しながらラーニング・コモンズの活用についての検討を継続するとともに、ラーニング・コモンズを活用した図書館主催のイベントを企画・開催することにより、学生に対して、主体的な参加者として活動する機会を提供している。

2) 研究活動

本学は研究者養成のための大学ではなく、専門職養成を行う実学系の教育研究機関であり、なおかつ、地域に根ざした教育研究機関として、常に地域貢献を求められる存在である。従って、教職員は、研究活動に多くの時間を充てることが難しい状況におかれている。こうした状況において、研究活動に取り組む姿勢には個人差があり、大学全体として研究活動の活性化・研究力の強化が進んでいると言い難いというのが現実である。学科によって研究活動に充てることのできる時間の多寡や研究方法の違い等があることから、研究活動促進の対策を学科毎に整えていかなければならない難しさがあることもその一因となっている。従って、研究活動状況の指針のひとつである科研費申請率は国内大学における

平均的な申請率と比較すれば決して高い水準とは言えない。

しかし、本学は、現在、他大学に比較すれば、相対的に潤沢な個人研究費（講師以上 60 万、助教・助手 40 万）を配分している（大学基礎データ表 8）。2015 年度までは、「教育研究費」として、上限が明確ではなかったため、2016 年度より、教育費に関しては、学科、委員会等の予算として組織レベルの検討を経た予算編成を行うこととし、「個人研究費」に関する枠組みの整理を行った。また、学長特別枠の研究費制度（資料 6-5）を設け、科研費申請の足掛かりともなるように支援を続けている。さらに、科研費申請に際しては、申請書作成の手引き配付（2016 年度初めての試みとして「科学研究費助成事業 研究計画調書作成の手引き」（資料 8-8）を作成して教員に配付した）、科研費採択者の経験共有・科研費に関する情報共有のための説明会等を開催してきた。それが功を奏し、近年は、若手を中心とする個々の教職員の努力により、科研費申請率および採択率は一定水準の水準を維持している。学長特別枠支援研究費の採択を経て科研費申請に結び付いた事例も増えつつあり、研究活動の活性化が徐々に進んでいると言える。それら研究活動の成果は、大学 HP や紀要に掲載され、全学、地域そして全国に向けて発信されている。

さらに、研究活動の促進を図るために、上記『名寄市立大学教育研究等環境整備のための方針』の「5. 研究活動」に関して詳細な方針を定め、研究活動への意欲の維持・増進をはかる具体策として、科研費申請者に対して学内の特別枠研究支援費配分を優先的に行う予定となっている。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

1）研究倫理教育

2016 年 8 月、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」のコース受講の準備が整い、全教員に受講を求めたが、修了者は半数ほどであった。2017 年の修了者もおおよそ 60% にとどまっている。競争的研究資金の申請や交付に際して研究倫理教育修了が条件とされることが増えているため、本学としても受講義務化の方針を掲げ、倫理委員会が未修了者に対して受講を強く促しているところである。

2）研究倫理関係規程の制定と改正

本学では、学内に学部長を委員長として、各学科等推薦委員及び学外の学識経験者を含む「名寄市立大学倫理委員会」（資料 8-9「名寄市立大学倫理委員会規程」）をおいている。原則、毎月開催され、学内の研究の手続きや対象の保護、プライバシー保護の遵守、研究成果の公表のあり方等について審査し、各研究実施者に「名寄市立大学倫理委員会審査判定書」をもって、「承認」「条件付き承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」の審査結果について、意見を付して報告している（2017 年度 37 件）。

2017 年度には、研究倫理関係規程の整備を行った。新たに「名寄市立大学研究倫理規程」（資料 8-10）を制定し、これを根拠規程として、「名寄市立大学における人を対象とする

研究倫理に関する規程」(資料 8-11) の制定、「名寄市立大学倫理委員会規程」(資料 8-9) の一部改正、「名寄市立大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」(資料 8-12) の一部改正を行った。

また、名寄市立大学動物実験に関する規程(資料 8-13) を設け、この規程に基づいて名寄市立大学動物実験委員会を、名寄市立大学組換え DNA 実験安全管理規程(資料 8-14) に基づいて名寄市立大学組換え DNA 安全管理委員会を設置している。

さらに、名寄市立大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程(資料 8-12)、名寄市立大学競争的研究資金等取扱規程(資料 8-15)、名寄市立大学受託研究取扱規程(資料 8-16)、名寄市立大学共同研究取扱規程(資料 8-17)、名寄市立大学共同研究取扱規程に係わる研究者及び知的財産権の取扱要項(資料 8-18) を定め、研究者の研究倫理及び公正、資金等の適切な管理について、適宜、徹底を図っている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行なっているか。

教育研究等環境については、名寄市立大学参与会(資料 8-19「名寄市立大学参与会規則」)、学長、事務局長及び部局長による部局長会議、部局長会議に各学科長等を含めた FD・IR 委員会において、適宜、評価・検討を行っている。2016 年度は、これまでの評価に基づいた「将来構想」について、将来構想策定会議で改善に向けた基本構想及び実施計画をまとめた。

さらに、全学的な内部質保証を推進するために設置した「名寄市立大学内部質保証推進委員会」(資料 2-7) の中に研究促進部会を設置し、改善・向上に向けた取り組みを進めている。

2. 長所・特色

1) 施設・設備・サービス

本学の校地面積及び校舎面積は大学設置基準を十分に上回っており、施設整備においても、拡大する需要に対応しながら概ね良好な整備ができた。さらに、新図書館及び新棟建設により、本学の教育研究等環境は飛躍的に改善された。また、新棟建設により現在の学生会館を学生活動の拠点として再整備することによって、さらに活発な学生活動が期待されるとともに、新図書館のラーニング・コモンズとの機能的な連携によって学生の主体的・能動的な学習や活動が期待される。学内ネットワーク環境についても、学内 LAN や無線 LAN 整備等を通して格段に改善され、授業等の多様な利用が可能となった。

特に、月曜から土曜日まで、午後 9 時までの開館に取り組む新図書館は、まさに本学を象徴する施設となっている。毎年、新入生や卒業研究を控えた 3 年生等を対象とした図書館ガイダンス受講を必修としている。また、それとは別に、教員からの要請があれば、授業内容に沿った形で、図書館資料の検索方法の他、各種データベースの活用方法等を学生に指導している。このように、図書館は卒業研究および国家試験等に向けた学修の場とし

て、またラーニング・コモンズは活発な議論や発表準備の場として盛んに利用されており、主体的・能動的な学修および活動を促進するという設置目的を十分に果たしつつある。加えて、2017 年 11 月から、ラーニング・コモンズ運営に関する経験豊かな専門職員が図書館に着任し、図書館運営委員会内のラーニング・コモンズ WG と当該職員を中心として、ラーニング・コモンズの活用促進に向けた図書館主催のイベント開催等に取り組んでいる。

2017 年度図書館の滞在時間、利用人数（単位：人）

滞在時間	1H 未満	2H 未満	3H 未満	4H 未満	5H 未満	6H 未満	
	27,068	16,765	10,261	4,575	2,084	723	
滞在時間	7H 未満	8H 未満	9H 未満	10H 未満	11H 未満	11H 以上	合計
	406	209	64	24	10	4	56,223

2) 研究活動促進

本学の研究活動は、学会の奨励賞受賞などの実績はあるものの、現時点では不十分なところも多い。しかしながら、今後の研究活動の活性化・研究力強化の見通しをみるならば、ポテンシャルは高いといえる。なぜなら、研究活動に関して、本学は以下の 2 つの特色（強み）を持つからである。

まず、1 点目は、地域に根ざした教育研究機関として、本学では、大学と地域が協働して調査・研究等を実施してきた実績をもつ点である。というのも、地域の課題解決や目標達成のために地域の実践者・研究者・事業者等と継続的に協働するなかから、新たな問題意識や研究課題が得られる可能性は高く、事実、そこから得られた研究の「種」が着実に蓄積されつつあるからである。教職員個々の研究テーマに加え、地域貢献活動のなかから蓄積された研究の「種」を育て追究していくことにより、本学の研究活動は多様で厚みのあるものへと成長することが予想される。2016 年 4 月、地域連携、社会貢献をはかりながら教育活動と研究活動を推進するためのコーディネート機能をもつコミュニティケア教育研究センター（以下、センターと略記）が新しく設置されたことから、今後、研究活動の確実な進展が見込まれる。

2 点目は、地域に根ざした教育研究機関として、本学は、地域の各種基礎データの収集・蓄積・整理・分析等を担う社会的使命をもつ点である。「北・北海道中央圏域」定住自立圏を構成する 13 市町村に限って言えば、4 年制大学は本学しか存在しない。従って、上記実践的な研究はもとより、例えば、定住自立圏のコホート研究のような基礎的な研究にも積極的に取り組むことが求められている。この種の研究にはこれから着手することになるが、未開拓である分、今後の展開の余地が大きいといえる。

本学の研究活動促進はこれから本格化するが、上記 2 点の強みを活かすことによって、効果的に進めることが可能である。

なお、前述のとおり、『名寄市立大学研究活動促進に関する方針』が定められたほか、研究倫理関係規程の制定・改正も行われ、研究活動促進の基盤は整えられつつある。具体的には、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）において、研究活動の活性化・研究力の強化として 2 つの重点課題を定めている。1 つ目は、研究活動支援体制の

整備であり、ここでは、研究日の設定の検討、授業担当・校務分掌等の平準化による研究時間の確保、国内・国外研修制度の活用促進と効果的運用、研究活動を支援する組織機構の設置検討の4点があげられている。2つ目は、研究費の効果的活用と研究資金の確保であり、特別枠による研究・事業支援の効果的運用と充実、外部研究資金の獲得奨励（情報提供・申請説明会）の2点が掲げられている。

これらの諸課題については、2019年までの3年間の前期実施計画のなかで、順次着手していくことになっている。

3. 問題点

1) 施設・設備・サービス

2016年度施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、在籍する学生の支援や入試等の取扱い、施設のバリアフリー化、学生相談や支援体制など、本学の教職員が適切に対応するための指針「名寄市立大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（資料5-5）（以下「対応要領」という。）を2016年度に策定し、2017年度から施行した。

しかしながら、対応要領第4条で定めている障害者差別解消の推進組織である名寄市立大学障害者差別解消推進委員会の設置が遅れており、また、施設の段差解消などの基礎的環境整備を前提とした合理的配慮についても、十分とは言えない。

今後、既存施設のバリアフリー化、エアコン設置など学内の教育環境整備については、学生の意見も聞きながら、段階的に取り組んでいく必要がある。

図書館については、今後の課題・取り組みとして、「ラーニング・コモンズの活用促進」に関する3点が挙げられている（資料8-20 2016年度図書館運営委員会活動報告）。1点目は、教務委員会との連携を基盤とする正課内でのラーニング・コモンズ活用促進、2点目は、学生の主体的な学修の支援、3点目は、学生サポーター組織（仮称）の導入等、学生の主体的な関わりの促進である。1点目の正課内での活用は徐々に拡大・定着しつつある一方、2点目と3点目については順調とは言い難い。本学の場合、専門職養成のカリキュラムが密に組まれているため、学生がラーニング・コモンズで自由に過ごせる時間を確保することが難しいという事情があるからである。こうした状況のなかで、ラーニング・コモンズへの学生の関わりを増やすための方策を模索しているところである。

2) 研究活動促進

問題点としては、まず、主体的に研究活動に取り組む姿勢が全学的に共有されていないことがあげられる。研究倫理教育の受講率も50%に満たない。こうした現状を打開するためには、『名寄市立大学研究活動促進に関する方針』を共有し、研究活動に積極的に取り組む態勢を教職員個々が自ら強化することが重要である。また、教職員全体の研究力の底上げをするための人事戦略も求められる。研究活動を支援する前提として、教育力だけではなく研究力のある優秀な教員を選考することが必要であり、教員選考規程の見直しも視野に入れ、将来に向けての本学の教員採用のあり方を検討していかなければならない。

次に、個々の教職員の研究を活性化させる環境整備として、大学側が改善すべき問題点

として次の3点が指摘される。

1 点目は、研究活動支援体制の整備が足りないことである。これまでも、授業担当・学務分掌の平準化や各種委員会のスリム化に努め、一定程度実現されたが、研究日の確保は至難であり、日常の研究時間が圧倒的に不足している実態がある。研究活動のための時間をつくり出すためには、授業担当・校務分掌において可能な範囲で研究活動を考慮すること、各種委員会や教授会の会議運営を効率化して会議時間の短縮をはかること、会議によっては出席を任意にする等の対策の検討が求められる。また、サバティカル制度、国内・国外研修制度が未整備であるため、国内外における長期・短期の研究期間の確保も困難である。研究意欲の向上をはかり、一定の水準以上の研究成果の獲得を可能にするためには、これらの制度を整備し、制度利用に必要な条件を満たした者について申請を促していくことが必要である。

2 点目は、研究に対するモチベーションやインセンティブを重視した支援策が少ないことである。学長特別枠による研究・事業支援や個人研究費の配分に際して、科研費を含む外部研究資金の申請をした者を優先して傾斜配分を行うことによって研究意欲を高めていくような取り組みを更に進めて行くことが求められている。また、その前提として、業績の評価基準の明確化、評価プロセスの透明化により、特に若手教員が研究活動へ意欲的に取り組める環境をつくる必要がある。

3 点目は、研究活動を統括する機構の整備が充分ではないことである。第3章の教育研究組織の問題点のところでも述べているが、1 点目と2 点目をもたらしている主な要因でもある。現在、本学においては研究活動促進を統括する部署は独立して設置されておらず、FD・IR 委員会内で分担して対応している。研究活動促進のための部署を独立させて設置し、研究活動促進を進めるにふさわしい若手中心の人員を配置することが適当である。同時に、研究活動を支援する事務体制が敷かれていないことも問題である。事務局に研究支援担当の部署を設け、相応しい知識と経験をもつ職員を配置し、外部資金獲得の促進、さらには毎年のように変更される仕様ルールに則した研究資金の適正な利用に関する手続きの整備等を行う必要がある。

4. 全体のまとめ

教育研究等環境のうち、大学の施設設備の整備に関しては、新図書館及び新棟の建設により、本学の教育研究等環境は格段に改善された。新棟建設により、現在の学生会館を学生活動の拠点として再整備することによって、さらに、活発な学生活動が期待されるとともに、新図書館のラーニング・コモンズとの機能的な連携で、学生の主体的・能動的な学習や活動が期待される。

今後、学内の教育環境整備については、学生の声を聞く機会の増大を図るとともに、既存施設の改修、バリアフリー化、学内のアクセス向上などの課題に計画的に取り組んでいくことが必要である。

研究活動については、研究倫理関係規程の制定・改正が行われ、また、新たに設置した内部質保証推進委員会（資料 2-7）に研究促進部会が置かれるなど、活動の基盤は整えられつつある。しかしながら、不十分な面もあるので、「名寄市立大学研究活動促進に関する

方針」を全学で共有し、研究活動をコーディネートする組織の整備を進め、定期的な点検・評価作業を日常的に実施していくことが求められている。

根拠資料

- 8－1 名寄市財産に関する規則
- 8－2 名寄市立大学危機管理規程
- 8－3 名寄市立大学危機管理委員会規程
- 8－4 名寄市立大学安全衛生管理規程
- 8－5 名寄市立大学図書館基本構想・基本計画
- 8－6 名寄市立大学図書館利用規程
- 8－7 名寄市立大学図書館運営委員会規程
- 8－8 科学研究費助成事業 研究計画調書作成の手引き
- 8－9 名寄市立大学倫理委員会規程
- 8－10 名寄市立大学研究倫理規程
- 8－11 名寄市立大学における人を対象とする研究倫理に関する規程
- 8－12 名寄市立大学における研究活動上の不正行為防止に関する7規程
- 8－13 名寄市立大学動物実験に関する規程
- 8－14 名寄市立大学組換えDNA実験安全管理規程
- 8－15 名寄市立大学競争的研究資金等取扱規程
- 8－16 名寄市立大学受託研究取扱規程
- 8－17 名寄市立大学共同研究取扱規程
- 8－18 名寄市立大学共同研究取扱規程に係わる研究者及び知的財産権の取扱要項
- 8－19 名寄市立大学参与会規則
- 8－20 2016年度図書館運営委員会活動報告

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

点検評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

1) 社会連携・社会貢献に関する方針

本学は、前身である名寄女子短期大学、市立名寄短期大学の歴史と伝統を継承し、開学以来教育研究活動における地域社会との協働と教育研究成果の地域社会への還元を方針の柱に位置づけてきた。以下に本学の社会連携・社会貢献の方針を示す。

名寄市立大学社会連携・社会貢献のための方針

名寄市立大学は、地域社会との連携・協働により、コミュニティーケアに関する知的基盤の創出と拡充のための研究ならびに先駆的実践活動を推進する。また、地域社会の教育的活用と大学の人的・知的資源を活用したケア専門職の継続教育を推進する。

1. 本学の理念・目的に基づき、社会連携・社会貢献にかかる具体的な事業計画を策定する。
2. 前項により策定した事業計画に基づき、本学が有する人的・知的資源を活用し、事業等を実施する。保健・医療・福祉、保育・教育、産業振興ならびに地域活性化等にかかる関係機関等との協力体制を強化することにより、事業等の効果・効率を高める。事業等の成果は、広く社会に発信する。
3. 大学と地域社会、教育・研究・実践の橋渡し拠点として、コミュニティーケア教育研究センターを置く。
4. 事業計画に基づき実施した各事業等については、年度ごとに点検評価を行う。また、本学の社会連携・社会貢献全体に対する点検評価は、全学的観点から実施される点検評価とともにを行う。点検評価の結果をふまえ、改善・向上を図る。

2006年度の開学において、本学はその基本理念として①保健・医療・福祉の連携と協働、②少人数教育の実践、③地域社会の教育的活用と地域貢献を掲げた。

名寄市立大学学則（資料 3-7）第1条では、本学の目的を「栄養学、看護学、社会福祉学及び社会保育学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること」と定めている。また、「名寄市立大学の理念・目的、3つのポリシー」（資料 1-1）では、本学の目的として「地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく」ことと明記している。

これらの理念・目的を実現するため、本学は、社会連携・社会貢献の拠点として 2016年4月コミュニティーケア教育研究センター（以下、センター）を設置した。センター規程（資料 1-7）第1条では、センターの目的を「地域との連携協働により保健医療福祉、保

育、教育、産業振興ならびに地域活性化等に関する課題発見および解決に取り組み、地域貢献に資する教育・研究の充実・発展を図る」ことと定めている。

さらに、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）では、本学の社会連携・社会貢献について、「大学が持つ多様な人的・知的資源の活用を図り、市町村、関係機関、関係団体等との連携・協働を推進し、過疎、住民相互扶助、地域経済、地域活性化等の地域課題への取り組みを含めた「コミュニティケア」の知的基盤の創出と拡充を図るため、種々の調査研究活動及び先駆的实践活動を推進し、地域の社会的資源のさらなる充実・強化を支援する。また、高い実践能力を有する専門職の育成を図るため、地域社会を活用した基礎教育と地域において実践に携わる専門職に対する継続教育を連関させた往還的教育活動の開発・実践を目指す。地域社会と大学、ならびに教育-実践-研究の橋渡し拠点として、コミュニティケア教育研究センターの充実を図る」と明記している。

社会連携・社会貢献にかかる方針および目的は、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）名寄市立大学学則（資料 3-7）、理念・目的（資料 1-1）ならびにセンター規程（資料 1-7）等において明示している。それらは「名寄市立大学ホームページ コミュニティケア教育研究センター」（資料 3-6）上に公開するとともに、大学案内（資料 1-8）等により広く社会に発信している。

2）国際交流に関する方針

本学は、教育の目標として「地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む」ことをあげている（資料 1-1）。さらに、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）では、国際交流に関する方針として、以下の 4 点をあげている。

1. 国際交流センターを中心とした国際交流活動の推進
2. 交流協定校の段階的な拡大
3. 学生の海外留学における支援制度の検討
4. 名寄市立大学外国人留学生に関する規程の制定など受け入れ体制の整備

教育の目標ならびに国際交流に関する方針は、「名寄市立大学ホームページ 国際交流センター」（資料 3-3）上に公開するとともに、大学案内（資料 1-8）等により広く社会に発信している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

1）市町村、関係機関、関係団体等との協力体制

名寄市は本学設置者でもあり、社会連携・社会貢献においても密接な協力関係を築いている。保健・医療・福祉、保育および教育分野をはじめ、名寄市の施策にかかわる計画策定やその推進においては、本学の有する人的・知的資源が多様に活用され、策定、推進における多くの委員会等に本学教員が委員として参画している。また、名寄市が実施する事

業等においても、本学の有する人的・知的資源が多様に活用されている。例えば、市内小中学校における特別支援教育コーディネーター等への委嘱や専門家チームの派遣、生活困窮者自立支援制度における学習支援、子ども食堂を含む子ども支援プロジェクト等があげられる（資料 2-9 コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」）。

また、本学は、名寄市をはじめとした近隣市町村の住民や関係機関・団体等のケア従事者を広く対象とした公開講座や研修・セミナーを毎年開催している。例えば、2017 年度はセンター主催の公開講座として「ソーシャルワーク実践フォーラム」を開催するとともに、北星信用金庫寄附講座「笑いが創るケアの空間」を開催した。また、各学科等の主催によるセミナーとしては、「看護セミナー」（看護学科主催・センター共催）、「子どもセミナー」（社会保育学科主催・センター共催）が毎年度開催されている。さらに、地域センター病院である名寄市立総合病院をはじめ関係機関・団体等との共催による研修・セミナー、免許法認定講習（文部科学省認定：北海道教育委員会による指導大学委託）が本学を会場として開催されている。関係機関の多くは本学の実習施設でもあり、学生の就職先ともなっている。そこに従事するケア専門職の資質向上は、本学卒業生のリカレント教育でもあるとともに、地域そのものの教育力を上げることに繋がり、本学の教育の質的向上に直接的に反映されるものであると言える（資料 9-1 2016～2017 年度センター活動報告）。

さらに本学は、2007 年に、北海道名寄高等学校と「高大連携事業に関する協定」（資料 9-2）を締結しており、この協定に基づき本学における模擬授業体験や施設見学、本学学生との交流等が行われている。2008 年には北星信用金庫と「産学連携協定に関する協定書」（資料 9-3）を締結している。北海道、特に道北地域の地域振興に関心をもつ研究者らによる「道北の地域振興を考える研究会」とも連携協定を締結しており（資料 9-4 北海道北部の地域振興に関する研究に係る覚書、資料 9-5 北海道北部の地域振興 17）、セミナーや講演会を毎年開催している。名寄市ならびに近隣市町村、関係機関・団体との協力関係の基盤を強化するため、センターに近隣市町村、関係機関・団体の委員によって構成する連携推進協議会を置き、本学の社会連携・社会貢献活動に関する協議を行い、事業計画等への反映を図っている。

2) 研究および先駆的实践活動等、地域課題への取り組み

本学では、保健医療福祉、保育、教育、産業振興ならびに地域活性化等に関する地域課題の発見および解決を図る研究および先駆的实践活動に対して、「課題研究」として研究費の配分を行っている。その成果は、名寄市立大学紀要（資料 2-8）、コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」（資料 2-9）や学術雑誌等において発表している。センター設置後、配分額を増額したこともあり、申請件数・配分件数が大幅に増加した（資料 9-6 2017 年度課題研究費配分一覧）。

また、地域課題に関する研究について外部資金獲得にも取り組んでいる。センターは、2016 年度北海道医師会「地域保健等に関する調査研究助成」を受け、「過疎・寒冷豪雪地域における移動能力実態調査」を実施、その成果を「北海道医報」第 1189 号（2017 年 10 月発行）に報告した（資料 9-7「北海道医報」第 1189 号抜粋）。2017 年度においても継続申請を行っている。さらに他の関係機関等の研究助成や受託研究を検討中である。

また、名寄市や関係機関・団体との協力により、地域における先駆的实践活動の推進を

図っている。例えば、2017（平成 29）年度においては、北海道等との協力によりウィンタースポーツコンソーシアム事業を、名寄市との協力により子ども支援プロジェクト事業、名寄市および関係機関・団体との協力により商店街あそびの広場事業等を行った。

3）地域交流事業への参加

本学の学生、教職員は、関係機関・団体等が主催する地域交流事業に積極的に参画している。例えば、名寄市社会福祉協議会が主催している「ふれあい広場なよろ」や「ふれあい家族交流会」には、実行委員として教職員が参画するとともに、学生や教職員によるボランティアが多数参加している。また、連携教育科目における活動として、町内会活動への学生や教職員の参加も積極的に行っている。センターにおいても、学生に対して地域交流事業に関するボランティア情報を積極的に提供するとともに、センター事業として東風連町内会、関係機関等との協力により「冬の大運動会」等を企画、実施している。

学生のボランティア活動については、センターが関係機関等からのボランティア依頼窓口となっており、依頼があったボランティア情報を学内にむけて提供している。これまで、主に学内掲示による情報提供を行ってきたが、より円滑な情報提供を行うため 2017 年度よりホームページ充実と SNS 活用に取り組んだ。また、学生が参加したボランティア活動について情報収集を行い、安全かつ有意義なボランティア活動となるように関係機関等との調整を図っている。学生のボランティア活動に対する支援を充実させるため、2017 年 12 月、学生を対象としたボランティア活動に関する調査を実施した（資料 9-8 ボランティア活動に関する調査結果）。調査により明らかとなった課題に対して、ボランティア活動に対する関心を高める全学的な取り組みの検討、より広域的で多様なボランティア情報の提供、ボランティア活動に伴う経済的負担の軽減等、ボランティア活動に対する支援を充実していくとともに、定期的な調査実施により評価指標の一つとしていく予定である。

4）教育研究成果の社会への還元

本学では、各学科等およびセンター主催による公開講座、研修・セミナー等教育研究成果を還元する事業を実施するとともに、関係機関等主催の事業においても企画・運営に関する助言や講師派遣等により積極的に協力している。

研究成果については、名寄市立大学紀要（資料 2-8）、コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」（資料 2-9）をはじめ、学術学会や学術雑誌において公表している。名寄市立大学紀要、コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」については、名寄市立大学機関リポジトリ（資料 9-9 名寄市立大学機関リポジトリ <https://nayoro.repo.nii.ac.jp/>）により広く社会に公表している。

2017 年には、新たな試みとして大学祭開催期間に合わせて本学教員による研究成果市民報告会（パネル展示および口頭報告）をセンター企画により実施した。より多くの市民参加を得るため、今後さらに充実させていく予定である。

5）コミュニティケア教育研究センターの設置・充実

1982 年 4 月本学の前身である名寄女子短期大学に附置された研究施設「道北地域研究所」は本学においても引き継がれ、「北海道、特に道北地域における保健・医療・福祉・教育・

文化の充実・発展及び産業経済の振興に寄与する研究を行う」ことを目的とし、産官学等との共同研究の拠点として地域課題の発見・解決に寄与してきた。また、2006年4月開学と同時に、地域交流のさらなる推進を図るため、「地域交流センター」が設置され、本学が有する人的・知的資源を活用したまちづくりへの貢献、ボランティア活動の総合窓口機能を果たしてきた。二つの組織を核として、本学の理念に基づき、本学構成員全てが社会連携・社会貢献にかかわる活動に積極的に参画してきた。

しかし、地域ニーズと本学シーズとの結びつきは、個別的断片的なものであったと言わざるを得ない。地域のさまざまな課題や教育上の課題を解決するためには、それらを事業として展開させ、成果を生み出す専従機能をもったセンター方式の組織基盤が必要であった。2016年4月、本学の社会連携・社会貢献の取り組みをさらに充実させるため、二つの既存組織の発展的統合により大学と地域との橋渡し拠点としてコミュニティケア教育研究センターを設置した。設置に伴い、新たに専任職員を置いて人員の充実を図るとともに、課題研究等財政面の充実も図った。センター組織として連携推進協議会を置き、関係機関等との協力体制の強化を図った。設置以降、取り組んだ事業数、事業における動員数は大きく増加し、取り組んだ事業内容は多様な分野に関するものとなっている（資料 9-1 コミュニティケア教育研究センター活動報告 2016 年度、2017 年度）。

6) 国際交流事業

本学は、国際交流事業を推進するために、国際交流センターをおいている（資料 3-2）。広く国際的学術交流を図ると共に、海外の協定締結大学との国際交流事業を行っている。現在、韓国の東国大学と「日本国名寄市立大学・大韓民国東国大学校慶州キャンパス学術交流協定」（資料 9-10）（2007 年）、東義大学と「日本国名寄市立大学と韓国東義大学との間における学術交流に関する協定」（資料 9-11）（2017 年）を結んでいる。これまでに長期留学 4 名、短期語学研修として 2016 年度から 2017 年度本学学生の派遣数 24 名、協定校からの受け入れ数 26 名であった（資料 9-12 2016～2017 年度国際交流センター活動報告）。

また、2015 年には、中国から袁世華氏、謝海棠氏を招き、日中医学協会の後援を得て『ケアの実践現場における中医学の応用』をテーマに講演会を開催し、市民、学生を含め 83 名が参加した。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学は、社会連携・社会貢献の方針とあわせて、それを具現化するための点検・評価を含めた方策を明示している。各学科会議、教養教育部会議や教授会において、事業等について点検・検討を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、コミュニティケア教育研究センターの運営ならびに活動については、各学科から推薦された委員および事務職によって構成される企画運営会議、全学教職員によって構成される評議員会において点検・評価すること、有識者等により構成される諮問会議において、学長諮問に基づき外部評価を行うことがセンター規程により定められている（資料 1-7）。2017 年度においては、企画運営会議 9 回（メール会議を除く）、評議員会 6 回、諮問会議 1 回を開催した。セ

ンター運営ならびに各事業等における点検・評価の結果については、センター事務局ならびに企画運営会議を中心に改善・向上を図っている。

2. 長所・特色

コミュニティケア教育研究センター設置の際に目標とした成果とは、専従機能をもったセンター方式をとることにより、地域ニーズと大学シーズを結びつけ、それらの事業化により社会連携・社会貢献における成果を創出することであった。当面の目標として、大学と地域との橋渡しによる教育研究活動の充実、教育-実践-研究の橋渡しによるケア専門職の継続教育機会の充実ならびに関係機関等との共同研究の推進をあげてきた。センター設置以降、多様な分野の関係機関等との協力体制のもと、取り組んだ事業数・動員数、地域課題に取り組む課題研究の申請件数・配分件数は大幅に増加した。センターをはじめ本学が全てを担うのではなく、センターを「橋渡し拠点」と位置づけ、本学と関係機関等との協力体制を強化したことによって、限られた人的資源・財源のなかで成果を得られている。

本学は、地域社会の教育的活用により教育活動の充実を図ることを理念とし、連携教育科目をはじめ多くの教育活動を地域社会との協力体制のなかで行っている。また、各学科の専門性にそったケア専門職を対象とした継続教育を積極的に実施してきており、その成果を学生への教育に反映させている。センターをはじめ本学の社会連携・社会貢献活動は、教育に活用し得るフィールドの拡大と充実に寄与している。

3. 問題点

過疎化、少子高齢化、経済活動の衰退等の課題に関する研究、地域のケア力向上に寄与する研究、自治体や関係機関等との共同研究等、地域課題に関する研究活動をさらに活性化させ、地域への成果還元を推進する。そのためには、外部研究資金獲得やセンターによる橋渡し機能の強化が課題である。また、センター機能の可視化や研究や先駆的实践の成果を広く地域社会に還元するための方策も課題である。

また、関係機関等との協力体制をさらに強化することにより、本学の社会連携・社会貢献のみならず教育研究活動においてもさらなる充実を図ることも可能である。そのためには、包括連携協定等の締結や関係機関等において本学との連携拠点となる組織の設置が課題である。例えば、名寄市立総合病院との包括連携協定や臨床教育研究センター（仮称）の設置があげられる。

名寄市等の地域振興施策（ウィンタースポーツ振興、アスリート発掘等）への協力と地域交流活動（町内会、社会福祉協議会の活動等）をさらに推進していく必要もある。そのためには、限られた人的資源の効率的活用が課題である。特に学生においては、一部学生への負担集中が懸念され、ボランティア活動に関する調査結果をふまえた支援策の充実が課題である。

4. 全体のまとめ

本学は、社会連携・社会貢献の方針に基づき、名寄市をはじめとした近隣市町村、関係機関・団体との協力体制を構築し、地域課題の発見と解決に向けた研究や先駆的实践に取り組んでいる。また、セミナー・研修、講演会等の開催、教員の専門性を活かした各種行

政計画の策定や地域のケア実践への参画により、教育研究成果の地域社会への還元を図っている。さらに、コミュニティケア教育研究センターを地域との橋渡し拠点と位置づけて設置したことにより、これらの取り組みは拡充しつつある。国際交流事業についても一定の成果をあげてきた。

今後、コミュニティケア教育研究センター活動の質的充実を図り、地域課題に関する組織的かつ継続的な研究や先駆的实践に取り組んでいく必要がある。国際交流事業のさらなる充実に向けた規程等の整備も必要である。また、社会連携・社会貢献に係る活動の評価、改善のための評価指標の検討は喫緊の課題である。

根拠資料

- 9－1 2016～2017 年度コミュニティケア教育研究センター活動報告
- 9－2 名寄市立大学・市立名寄短期大学と北海道名寄高等学校の高大連携事業に関する協定書
- 9－3 産学連携協定に関する協定書
- 9－4 北海道北部の地域振興に関する研究に係る覚書
- 9－5 北海道北部の地域振興 17
- 9－6 2017 年度コミュニティケア教育研究センター課題研究費配分一覧
- 9－7 北海道医報第 1189 号抜粋
- 9－8 名寄市立大学学生のボランティア活動に関する調査報告
- 9－9 名寄市立大学機関リポジトリ URL
- 9－10 日本国名寄市立大学・大韓民国東国大学校慶州キャンパス学術交流協定書
- 9－11 日本国名寄市立大学と韓国東義大学との間における学術交流に関する協定書
- 9－12 2016～2017 年度国際交流センター活動報告

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の将来を見据えた中・長期の計画である、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）を策定し、管理運営を含めた大学の目指すべき姿を示している。また、組織運営については、組織運営の基本方針（下表参照）を示し、民主的で健全な組織運営に努めている。

大学の設置については、「名寄市立大学条例」（資料 6-1）で、組織・運営等については、「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」（資料 10-1）全般、「名寄市立大学学則」（資料 3-7）第 1 条～第 19 条で、大学運営等に関する様々な必要事項を定めている。

これら、大学運営・組織運営についての方針・規程等の教職員への周知については、名寄市立大学例規類集を全教職員に配布して、周知しているとともに、変更・追加等の修正があった場合には、その都度、教授会で審議又は報告を行っている。

なお、教授会資料については、正規・非正規を問わず、全職員に配布して、周知徹底に努めている。

名寄市立大学における組織運営の基本方針

名寄市立大学は、学長のリーダーシップのもと、「名寄市立大学の将来構想」の推進を基本に大学・組織運営に努め、組織運営の基本方針を下記のとおり定める。

1. 「名寄市立大学条例」「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」「名寄市立大学学則」等の条例・規則・各種規程等に基づき、民主的で健全な組織及び各種委員会等の運営に努める。
2. 名寄市立大学参与会の構成員に、大学学長等の大学運営経験者などを加え、現行の参与会の充実強化を図り、外部評価を実施する。
3. 教育、研究、学生支援、社会連携等の各分野における内部質保証を確保するとともに、学内全体の内部質保証を推進・確保する組織として、「名寄市立大学内部質保証推進委員会」を設置する。
4. その他、上記項目について、定期的に自己点検・評価を行い、必要な改善策を講じる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営の責任者である学長の権限等については、「名寄市立大学の組織及び管理に関

する規則」(資料 10-1) 第 8 条で「学長は、市長の命を受け、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とあり、また、「名寄市立大学教授会規程」(資料 2-2) 第 3 条～第 6 条、名寄市事務処理規程(資料 10-2) 第 3 条～第 6 条で、それぞれ、教授会における学長の役割、事務処理における学長の役割(事務は、全て学長の決裁を経てから施行しなければならない(第 3 条))が明記されている。

学長の方針のもと、部局長会議(学長、保健福祉学部長、学生部長、教務部長、図書館長、コミュニティケア教育研究センター長、事務局長)(資料 10-3 名寄市立大学部局長会議規程)を設置し、学長を補佐するとともに、教授会提出議案の整理、予算、将来計画、教育改革、地域連携などを担い、管理運営の円滑化に努めている。また、学科長等会議(栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、社会保育学科長、教養教育部長)(資料 10-4 名寄市立大学学科長等会議規程)を設置し、主に、教育課程の円滑な遂行に努めているとともに、各学科単位で学科会議を開催し、教学面、学生支援、運営などの様々な課題について意見・情報交換を行い、情報の共有化に努めている。

なお、「名寄市立大学機構図」(資料 10-5)で、現行の組織・委員会等の設置状況を表している。

次に、学長の選任方法については、学長選考規程で定めている。学部長、学科長等については、「名寄市立大学保健福祉学部学部長の選考及び任期等に関する規程」(資料 10-6)、「名寄市立大学学科長設置規程」(資料 10-7)の中で、それぞれ、選任方法、職務内容等を示している。また、学生部長、教務部長など他の部局長については、名寄市立大学学則(資料 3-7) 第 12 条～第 15 条の中で、選任方法、職務内容等について示している。

次に、教授会の役割については、「名寄市立大学教授会規程」(資料 2-2)の中で明記している。なお、本学の教授会は、助手・助教を含む全ての教員で構成し、出席率も 90%以上と高い。教授会には、議案以外に大学運営等に関わる各種の報告案件を提出し、教職員に知らせるとともに、その都度、意見聴取している。

学生からの意見聴取では、教学面では授業評価アンケートを毎年実施し、授業改善につなげている。運営面では、主に施設設備の更新などの際、自治会と意見交換しており、近年では、学生会館の改修時、新棟に設置した食堂・売店の運営の在り方等について実施した。

また、危機管理対策については、「名寄市立大学危機管理規程」(資料 8-2)及び「名寄市立大学危機管理委員会規程」(資料 8-3)を設け、危機管理の対象とする事象が生じた際には、直ちに委員会を招集し、迅速な対応を行っている。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

大学予算は、名寄市の一般会計予算で執行していることから、市の「名寄市予算の編成及び執行並びに決算に関する規則」(資料 10-8)、「名寄市会計規則」(資料 10-9)等に基づいて、予算編成・予算執行している。学内の予算編成過程は、市の予算編成方針に基づき、各学科・委員会等の要望を取りまとめて事務局で作成し、予算を所管する部局長会議の審議を経て提出し、名寄市の予算査定を受けている。予算執行については、市

の「名寄市会計規則」（資料 10-9）等に基づき行い、定期的な監査を受けている。なお、教授会には、予算編成、議会議決、決算等、必要な段階で説明し、意見・要望等を聞いている。

なお、大学予算については、決算段階で市民に収支を公表しているが、一般会計の中では、分かりにくいとの指摘があり、また、教育費に占める割合が年々増加していることから、2018 年度予算から特別会計化（短大時代は、1990 年度まで特別会計を実施）することが市議会で議決された。今後も、収支の分かりやすさ、透明性の確保に努めていく。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学運営に関わる事務組織については、「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」（資料 10-1）に基づき、必要な事務組織（事務局、教務部、学生部、図書館）を置いている。

事務局内に総務課、教務課、学生課の 3 課を設置し、事務分掌に基づき、必要な業務を行っている。教務部、学生部、図書館については、教員である教務部長、学生部長、図書館長のもと、事務局職員が兼務して、教務、学生、図書館等に関する業務を行っている。

事務局職員は、開学当初、正規職員 13 名であったが、現在は 20 名（図書館含む）と、7 名増加している。十分とは言えないが、設置者である名寄市の一定の配慮が見て取れる。また、事務局職員は名寄市の職員であるため、市行政全体の施策等についての知識は豊富であるものの、人事異動により、3 年～5 年程度で異動するので、長期的、安定的な運営面から課題が残る。

職員の採用、昇格、研修、人事評価等については、名寄市の規程である「名寄市職員任用規則」（資料 10-10）、「名寄市職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則」（資料 10-11）、「名寄市職員研修規程」（資料 10-12）に基づき市全体で実施しているが、研修については、FD・IR 委員会等が主体となって、大学独自でも実施している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員と職員が協力して学内運営を進めるため、教職協働の考え方に立って SD 研修の実施方針（次頁参照）を定め、事務職員及び教員の資質向上に努めている。

2016 年度、2017 年度のいずれにおいても、FD・IR 委員会が主体となって、学外及び学内講師による研修会等を開催している。特に、学外講師による研修会は、出席率も高く、今後も、引き続き、同方針に基づき、資質向上に繋がる取り組みを進めて行きたい。

また、公立大学協会主催の SD 研修については、業務が円滑に推進できるよう、事務局職員として異動後、できるだけ早い段階で出席できるよう、職場内で調整している。

名寄市立大学 SD 研修実施方針

名寄市立大学教職員の教育力・教育支援力の向上など、安定的な大学運営に資するため、FD・IR 委員会において、ニーズに対応したスタッフ・ディベロップメント（SD）の研修プログラムを開発し、実施する。

1. FD・IR 委員会において、SD 活動の具体的な研修プログラムを開発・実施する。
2. 文部科学省、公立大学協会等が開催する専門的実務研修に教職員を派遣し、能力・資質向上を図る。
3. 市職員研修規程による研修に、事務職員の参加を促し、資質向上を図る。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性についての定期的な点検評価については、自己点検・評価委員会と FD・IR 委員会において実施し、教育・研究などの分野については、FD・IR 委員会の中にワーキング・グループを設置して、それぞれ、授業改善、研究促進などについて取り組みを進めている。

新たに策定した将来構想の検証、自己点検・評価、全学的な内部質保証の推進などを実施するため、従来の自己点検・評価委員会を発展的に解消して、「名寄市立大学内部質保証推進委員会」（資料 2-7）を設置した。

既存の FD・IR 委員会では、主に、教職員の FD・SD 研修、授業改善、IR 活動の推進などを担い、将来構想の検証と全学的な内部質保証については、内部質保証推進委員会が担うこととしている。

次に、外部評価については、現在ある名寄市立大学参与会の充実を図るとともに、市議会総務文教常任委員会にも、その役割を委ねていく。

現行の参与会は、大学が抱える課題や懸案事項について、意見・情報交換を行う程度で、「名寄市立大学参与会規則」（資料 8-19）第 2 条の所掌事項「参与会は、名寄市立大学の運営に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議するとともに、学長に対し提言又は助言を行う。」となっているが、必ずしも十分とは言えない。

新たに設置した内部質保証推進委員会で、PDCA サイクルを活用して点検・評価・改善を行った後に、外部からの視点を持つ参与会から評価を受けることとする。

また、参与会委員については、名寄市立大学参与会規則（資料 8-19）第 3 条では、「参与会は、委員若干人で組織し、委員は、大学の職員以外のもので、大学教育に関し、広く、かつ、高い見識を有するもののうちから、学長の申出を受けて市長が委嘱する。」となっているが、現行の委員は、大学教育に対する見識は十分有しているものの、大学運営に携わった経験者がおらず、現在の大学運営の課題等についての情報も、十分とは言えない。

よって、現在 5 名の委員に、大学の学長・副学長等の経験者、若しくはそれに準じるものの 2 名を加え、合計 7 名の委員構成とする。

また、参与会の回数についても、以前は、年間 2 回程度開催していたが、2016 年度以降は、諸般の事情により、1 回しか開催できていないので、確実に 2 回は開催し、事業計画、

教育内容・方法、財務、経営状況など、大学運営全般について、外部有識者の視点で適正な評価を依頼する。

市議会総務文教常任委員会との関係では、本学は名寄市直営の大学であるため、条例、予算、決算等については、必ず市議会で審議され、これが、外部評価の一部になっている面もある。総務文教常任委員会とは、2016 年度以降、大学が抱える懸案事項等について、定期的に意見交換を行っているので、今後も、継続実施することで、その役割を果たしていきたい。

次に、監査については、直営大学であるため名寄市の監査を受けることになっており、支払い等に関する定期監査は、概ね 3 年に 1 回、随時監査は、その都度受けている。指摘事項等があれば、教授会に報告し、全教職員で共有している。

2. 長所・特色

本学は、人口 3 万人に満たない名寄市の設置による市立大学である。公立大学の中でも数少ない直営の大学で、直営と小規模さ故、地域や学生との距離が近く、市民はもとより、地域の期待も大きい。

直営のため、法人化大学に義務化されている中期計画の策定及び評価、短期的な成果・実績などの部分が無く、これらに多くの労力が割かれている法人化大学の現状を考えると、教職員の負担は、幾分、軽減されているように思われる。

2006 年度の開学以降、本学には中長期的な将来計画は存在しなかったが、1 年以上の協議を経て、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）を策定することが出来た。同構想の着実な推進には、「名寄市立大学内部質保証推進委員会」（資料 2-7）による点検・評価とその改善策の実施が重要である。

大学予算については、これまで、一般会計の中で実施してきたが、収支の分かりやすさを学内外に示すため、2018 年度予算から特別会計に変更した。

特別会計実施後は、これまで以上の情報公開と透明性が求められている。

3. 問題点

将来構想及び点検・評価項目⑥でも述べているが、外部評価については、現行参与会の拡充と、市議会総務文教常任委員会を基本に実施していくが、参与会の充実については、委員の人選も含めて速やかな対応が必要である。

4. 全体のまとめ

開学後 12 年、学長、教授会の権限を明確に定め、多くの教職員の意見を吸い上げ、民主的で健全な大学運営に努めてきた。一方、策定した将来構想の着実な推進、全学内部質保証の確保、外部評価の充実などの課題に、学長以下、全教職員で取り組んでいかなければならない。

また、大学予算については、2018 年度から特別会計化することができたので、今後も、学内外に分かりやすく収支を示し、情報公開に努めていく。

根拠資料

- 資料 10－ 1 名寄市立大学の組織及び管理に関する規則
- 資料 10－ 2 名寄市事務処理規程
- 資料 10－ 3 名寄市立大学部局長会議規程
- 資料 10－ 4 名寄市立大学学科長等会議規程
- 資料 10－ 5 名寄市立大学機構図
- 資料 10－ 6 名寄市立大学保健福祉学部学部長の選考及び任期等に関する規程
- 資料 10－ 7 名寄市立大学学科長設置規程
- 資料 10－ 8 名寄市予算の編成及び執行並びに決算に関する規則
- 資料 10－ 9 名寄市会計規則
- 資料 10－10 名寄市職員任用規則
- 資料 10－11 名寄市職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則
- 資料 10－12 名寄市職員研修規程

第2節 財務

1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

開学以降、本学独自の財政計画は作成しておらず、市の総合計画及び中期財政計画の中に施設整備等の計画を盛り込んでいたが、「名寄市立大学の将来構想（ビジョン 2026）」（資料 1-12）を策定後、中期の財政計画である向こう 5 年間の「名寄市立大学財務の収支計画（H29 年度～H33 年度）」（資料 10-13）を策定した。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために、必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

策定した収支計画（資料 10-13）では、運営経費・設備投資とも、設置者である名寄市からの一般会計繰入金が確保されており、今後も、安定的な大学運営を図ることができる。

教育研究活動を継続的に行っていくには、安定した財務基盤が必要であることから、歳入・歳出の見直しを不断に行っていく必要があり、特に、科研費等の外部資金の獲得については、積極的に取り組んでいく。

2. 長所・特色

2006 年度の開学以降、本学には財政計画は存在しなかったが、将来構想の策定後、向こう 5 年間の収支計画（資料 10-13）を策定することが出来た。

3. 問題点

日常の教育・研究活動を支えるには、安定した財務基盤の確立が必要で、日頃から問題意識を持って、歳入・歳出の不断の見直しが必要である。中期財政計画である収支計画（資料 10-13）の点検・見直しの際には、全教職員の参画と、見直し後の計画に対する理解と意識改革などが必要と思われる。

今後も、より一層、教授会、各種委員会等で教職員への浸透を図っていかねばならない。

4. 全体のまとめ

開学後、初めて収支計画（資料 10-13）を策定することができたので、安定した財務基盤の確立のためにも、さらなる教職員への浸透が必要である。

歳出面における大型の施設整備は、図書館、新棟などが終了し、今後は、財務の安定のためにも、施設のバリアフリー化を含めた適正な維持管理が中心になるとと思われる。

根拠資料

資料 10-13 名寄市立大学財務の収支計画（H29 年度～H33 年度）

終章

名寄市立大学は、2006年4月に「栄養学科」「看護学科」「社会福祉学科」の3学科で構成する保健福祉学部として開学した。保健・医療・福祉サービスの展開に貢献する優れた能力を有する人材の育成を目指したものであった。以来、「地球上にいるかけがえのない存在である『ひと』への対人援助サービス、すなわち『ケア』の展開に貢献することに優れた能力を有する人材を育成する」という本学の目的に立脚して保健福祉学部を構成してきた。一方で、教育研究環境の整備と教育課程の改善等を行いながら、図書館建設や研究棟の建設などの成果へとつなげてきた。また、「子ども」を取り巻く社会の変化や家族のあり方、「子ども」の生活や発達に関連する諸科学の進展などを、専門職養成に反映させていく社会的要請をも考慮して、「社会保育学科」を保健福祉学部を設置することとした。これをもって4つの学士課程からなる保健福祉学部として、大学の理念・目的の再定義と各学士課程の3ポリシーを定め、大学の一層の発展基盤を形成してきた。短期大学からの歴史を新たな4年制大学としての歴史に継承していくための集大成となったと評価できる。

その間、第2期認証評価を受け、小規模大学の特性を活かしながら全学体制の協議検討を繰り返した質保証と改革にあたってきたといえる。本学は、一学部による小規模の大学である。そのことは、学生に対する少人数の特性を活かした教育に反映されているばかりでなく、大学運営全体の個の参画や大学の理念・目的、方法の共有性の高さという組織の特性としても説明できる。この度、第3期認証評価にあたって、大学基準に照らし合わせながら、改めて本学の歩みを振り返る機会を得た。大学基準毎に詳細に振り返ることを通して、本学の特性を確認するとともに課題もいくつか発見された。大学基準協会等の外部評価機関が、認証評価を通じて大学等の自己点検と改革を導こうとした狙いは、本学の振り返りにおいても有効に機能したといえる。本学は、人口3万人弱の地方都市が設置した小規模の大学であることから、行政による地方創生や市民の要請等に対して教育研究を通じた直接的な関係構築などを維持・向上させやすい環境にあった。本学の事務局職員は、全て名寄市職員であり、名寄市の人事異動で本学の職員となる。そのため、組織間の連動性、機動性は高く、情報の共有や協議機会は頻繁に、速やかに持つことができる環境にある。これらの特性を活かしながらより組織的な運営基盤を構築していくためにも、本学の取り組みにおいて課題として再確認し、早急に対応してきた「内部質保証」「教育の質保証」「組織運営」については、たゆまぬ改善に取り組んでいく必要がある。このことこそが、学生をステークホルダーとした評価改善とその公表という、本学が目指し、実現していくべき姿を具体化する営みであり、本学が不断の努力を続けていくよりどころとなるものでもある。

ここまで、本学を支え発展させてきた学生、教員、事務局職員、市民に改めて感謝の意を表する。これらの方々の期待に報いるためにも、今期認証評価における取り組みを真摯に発展させ、忌憚のないご指摘に謙虚に対応していくことについて決意を新たにしたいところである。